

平成27年7月6日（月） 開催

平成27年度

司法修習生指導担当者協議会（第2回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき、一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
前 橋 地 方 裁 判 所	判 事	民事	原 道 子	ハラ ミチコ	37期
大 阪 地 方 裁 判 所	判 事	民事	野 田 恵 司	ノダ ケイジ	44期
〃	〃	刑事	長 瀬 敬 昭	ナガセ タカアキ	46期
大 阪 地 方 検 察 庁	検 事		川 西 薫	カワニシ カオル	56期
大 阪 弁 護 士 会	弁 護 士		山 川 良 知	ヤマカワ ヨシトモ	43期
京 都 地 方 裁 判 所	判 事	民事	比 嘉 一 美	ヒガ カズミ	43期
〃	〃	刑事	中 川 綾 子	ナカガワ アヤコ	48期
京 都 地 方 検 察 庁	検 事		中 村 葉 子	ナカムラ ヨウコ	45期
京 都 弁 護 士 会	弁 護 士		吉 田 誠 司	ヨシダ セイジ	49期
神 戸 地 方 裁 判 所	判 事	民事	東 亜 由 美	ヒガシ アユミ	42期
〃	〃	刑事	佐 茂 剛	サモ タケシ	43期
神 戸 地 方 検 察 庁	検 事		竹生田 哲 郎	タケオダ テツロウ	59期
兵 庫 県 弁 護 士 会	弁 護 士		中 山 稔 規	ナカヤマ トシノリ	50期
奈 良 地 方 裁 判 所	判 事	刑事	柴 田 厚 司	シバタ アツシ	44期
奈 良 地 方 検 察 庁	検 事		坂 本 順 彦	サカモト ノブヒコ	43期
奈 良 弁 護 士 会	弁 護 士		石 黒 良 彦	イシグロ ヨシヒコ	54期
大 津 地 方 裁 判 所	判 事	民事	山 本 善 彦	ヤマモト ヨシヒコ	40期
〃	〃	刑事	川 上 宏	カワカミ ヒロシ	47期
大 津 地 方 検 察 庁	検 事		恒 川 由 理 子	ツネカワ ユリコ	43期
滋 賀 弁 護 士 会	弁 護 士		片 山 聡	カタヤマ サトシ	53期
和 歌 山 地 方 裁 判 所	判 事	民事	橋 本 眞 一	ハシモト シンイチ	39期
〃	〃	刑事	浅 見 健 次 郎	アサミ ケンジロウ	40期
和 歌 山 地 方 検 察 庁	検 事		岡 俊 介	オカ シュンスケ	43期
和 歌 山 弁 護 士 会	弁 護 士		月 山 純 典	ツキヤマ ジュンスケ	43期
津 地 方 裁 判 所	判 事	民事	坪 井 宣 幸	ツボイ ノリユキ	40期
〃	〃	刑事	増 田 啓 祐	マスタ ケイスケ	46期
津 地 方 検 察 庁	検 事		石 井 壯 治	イシイ タケジ	49期
三 重 弁 護 士 会	弁 護 士		長谷部 拓 哉	ハセベ タクヤ	57期
福 井 地 方 裁 判 所	判 事	民事	林 潤	ハヤシ ジュン	49期
〃	〃	刑事	入 子 光 臣	イリコ ミツオミ	49期
福 井 地 方 検 察 庁	検 事		岡 本 貴 幸	オカモト タカユキ	49期
福 井 弁 護 士 会	弁 護 士		神 田 芳 和	カンダ ヨシカズ	59期
広 島 地 方 裁 判 所	判 事	民事	小 西 洋	コニシ ヒロシ	46期
〃	〃	刑事	伊 藤 寿	イトウ ヒサシ	43期
広 島 地 方 検 察 庁	検 事		緒 方 由 紀 子	オガタ ユキコ	51期
広 島 弁 護 士 会	弁 護 士		鶴 野 一 郎	ウノ イチロウ	39期
山 口 地 方 裁 判 所	判 事	民事	桑 原 直 子	クワハラ ナオコ	45期
山 口 地 方 検 察 庁	検 事		小 松 武 士	コマツ タケシ	50期
山 口 県 弁 護 士 会	弁 護 士		岡 田 卓 司	オカダ タクジ	新65期
岡 山 地 方 裁 判 所	判 事	民事	北 澤 純 一	キタザワ ジュンイチ	39期
〃	〃	刑事	松 田 道 別	マツダ チワキ	48期
岡 山 地 方 検 察 庁	検 事		福 田 尚 司	フクダ ショウジ	49期
岡 山 弁 護 士 会	弁 護 士		長谷川 威	ハセガワ タケシ	55期

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
鳥 取 地 方 裁 判 所	判 事	民事	大 島 雅 弘	オオシマ マサヒロ	4 5 期
鳥 取 地 方 検 察 庁	検 事		大久保 健 司	オオクボ タケシ	4 9 期
鳥 取 県 弁 護 士 会	弁 護 士		駒 井 重 忠	コマイ シゲタダ	5 6 期
松 江 地 方 裁 判 所	判 事	民事	杉 山 順 一	スギヤマ ジュンイチ	4 4 期
〃	〃	刑事	大 野 洋	オオノ ヒロシ	5 2 期
松 江 地 方 検 察 庁	検 事		吉 浪 正 洋	ヨシナミ マサヒロ	5 0 期
島 根 県 弁 護 士 会	弁 護 士		安 藤 有 理	アンドウ アリミチ	5 6 期
福 岡 地 方 裁 判 所	判 事	民事	山 口 浩 司	ヤマグチ コウジ	4 2 期
〃	〃	刑事	松 藤 和 博	マツフジ カズヒロ	4 0 期
福 岡 地 方 検 察 庁	検 事		金 木 秀 文	カネキ ヒデフミ	4 3 期
福 岡 県 弁 護 士 会	弁 護 士		今 泉 忠	イマイズミ タダシ	5 1 期
佐 賀 地 方 裁 判 所	判 事	民事	立 川 毅	タチカワ タケシ	4 6 期
〃	判 事	刑事	杉 田 友 宏	スギタ トモヒロ	3 8 期
佐 賀 地 方 検 察 庁	検 事		嶋 村 勲	シマムラ イサオ	4 8 期
佐 賀 県 弁 護 士 会	弁 護 士		松 尾 弘 志	マツオ ヒロシ	4 4 期
長 崎 地 方 裁 判 所	判 事	民事	松葉佐 隆 之	マツバサ タカユキ	4 7 期
〃	〃	刑事	宮 本 聡	ミヤモト サトシ	4 9 期
長 崎 地 方 検 察 庁	検 事		上 保 由 樹	ジョウホ ユキ	4 9 期
長 崎 県 弁 護 士 会	弁 護 士		戸 田 久 嗣	トダ ヒサツグ	4 9 期
大 分 地 方 裁 判 所	判 事	民事	竹 内 浩 史	タケウチ ヒロシ	3 9 期
〃	〃	刑事	今 泉 裕 登	イマイズミ ヒロト	4 9 期
大 分 地 方 検 察 庁	検 事		飯 田 伸 二	イイダ シンジ	4 9 期
大 分 県 弁 護 士 会	弁 護 士		大 森 克 磨	オオモリ カツマ	4 6 期
熊 本 地 方 裁 判 所	判 事	民事	中 村 心	ナカムラ ココロ	4 7 期
〃	〃	刑事	溝 國 禎 久	ミゾクニ ヨシヒサ	4 4 期
熊 本 地 方 検 察 庁	検 事		古 井 延 武	フルイ ノブタケ	4 9 期
熊 本 県 弁 護 士 会	弁 護 士		辻 上 友 男	ツジガミ トモオ	新 6 4 期
鹿 児 島 地 方 裁 判 所	判 事	民事	鎌 野 真 敬	カマノ マサヒロ	4 8 期
〃	〃	刑事	山 田 直 之	ヤマダ ナオユキ	5 1 期
鹿 児 島 地 方 検 察 庁	検 事		平 野 大 輔	ヒラノ ダイスケ	5 1 期
鹿 児 島 県 弁 護 士 会	弁 護 士		熊 谷 光 司	クマガイ コウジ	5 1 期
宮 崎 地 方 裁 判 所	判 事	民事	藤 田 光 代	フジタ ミツヨ	3 8 期
〃	〃	刑事	瀧 岡 俊 文	タキオカ トシフミ	5 0 期
宮 崎 地 方 検 察 庁	検 事		河 原 将 一	カワハラ ショウイチ	4 8 期
宮 崎 県 弁 護 士 会	弁 護 士		近 藤 日 出 夫	コンドウ ヒデオ	4 5 期
那 覇 地 方 裁 判 所	判 事	民事	鈴 木 博	スズキ ヒロシ	4 5 期
〃	〃	刑事	鈴 嶋 晋 一	スズシマ シンイチ	4 8 期
那 覇 地 方 検 察 庁	検 事		石 島 正 貴	イシジマ マサタカ	4 9 期
沖 縄 弁 護 士 会	弁 護 士		田 島 啓 己	タジマ ヒロキ	5 4 期
旭 川 地 方 裁 判 所	判 事	刑事	二 宮 信 吾	ニノミヤ シンゴ	4 4 期
高 松 地 方 裁 判 所	判 事	民事	福 田 修 久	フクダ ノブヒサ	4 5 期
〃	〃	刑事	野 村 賢	ノムラ マサル	4 8 期
高 松 地 方 検 察 庁	検 事		小 弓 場 文 彦	コユバ フミヒコ	4 4 期
香 川 県 弁 護 士 会	弁 護 士		籠 池 信 宏	カゴイケ ノブヒロ	4 6 期

庁 名	官職	担当	氏 名	フリガナ	備 考
徳島地方裁判所	判 事	民事	黒 田 豊	クロダ ユタカ	42期
〃	〃	刑事	吉 井 広 幸	ヨシイ ヒロユキ	43期
徳島地方検察庁	検 事		山 田 忠 宏	ヤマダ タダヒロ	50期
徳島弁護士会	弁 護 士		野々木 靖 人	ノノギ ヤスト	49期
高知地方裁判所	判 事	民事	石 丸 将 利	イシマル マサトシ	49期
〃	〃	刑事	武 田 義 徳	タケダ ヨシノリ	45期
高知地方検察庁	検 事		水 本 和 彦	ミズモト カズヒコ	48期
高知弁護士会	弁 護 士		岩 崎 淳 司	イワサキ アツシ	46期
松山地方裁判所	判 事	民事	森 實 将 人	モリザネ マサト	42期
〃	〃	刑事	日 野 浩一郎	ヒノ コウイチロウ	49期
松山地方検察庁	検 事		佐 竹 毅	サタケ ツヨシ	49期
愛媛弁護士会	弁 護 士		小 川 佳 和	オガワ ヨシカズ	55期

参列者

日本弁護士連合会 (第二東京弁護士会)	日 弁 連 司 法 修 習 委 員 会 委 員 長	小 林 克 典	コバヤシ カツノリ	30期
------------------------	------------------------------	---------	-----------	-----

司法研修所

所 長		小 泉 博 嗣	コイズミ ヒロツグ
教 官 (判 事)	民事裁判担当	三 角 比 呂	ミスミ ヒロ
〃	〃	鈴 木 謙 也	スズキ ケンヤ
〃	刑事裁判担当	細 田 啓 介	ホソダ ケイスケ
〃	〃	平 出 喜 一	ヒライデ キイチ
教 官 (検 事)	検察担当	畝 本 毅	ウネモト ツヨシ
〃	〃	山 口 英 幸	ヤマグチ ヒデユキ
教 官 (弁 護 士)	民事弁護担当	木 崎 孝	キサキ タカシ
〃	〃	進 士 肇	シンジ ハジメ
〃	刑事弁護担当	佃 克 彦	ツクダ カツヒコ
〃	〃	長 浜 周 生	ナガハマ シュウオ
事 務 局 長		吉 崎 佳 弥	ヨシザキ ヨシヤ
事 務 局 次 長		廣 瀬 一 秀	ヒロセ カズヒデ
事 務 局 所 付		浅 川 啓	アサカワ ヒラク

(H 2 7 . 7 . 6)

資 料 目 録

(事務局長説明関係)

- 1 第 6 7 期集合修習 A 班カリキュラムの概要
- 2 第 6 7 期集合修習 B 班カリキュラムの概要
- 3 第 6 8 期修習日程
- 4 第 6 8 期 A 班集合修習日程予定表
- 5 第 6 8 期 B 班集合修習日程予定表
- 6 第 6 7 期司法修習生の貸与申請の状況 (平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日現在)
- 7 第 6 8 期司法修習生の貸与申請の状況 (平成 2 7 年 5 月 2 7 日現在)
- 8 第 6 9 期修習日程
- 9 全国プログラムの募集から決定まで (第 6 9 期)
- 10 第 6 8 期導入修習日程予定表
- 11 第 6 8 期導入修習カリキュラムの概要
- 12 導入修習の実施結果について
- 13 幹事会ワーキンググループにおける検討結果
- 14 第 6 7 期 修習結果簿集計結果 (民事裁判修習 : 第 1 クール)
- 15 第 6 7 期 修習結果簿集計結果 (刑事裁判修習 : 第 1 クール)
- 16 第 6 7 期 修習結果簿集計結果 (検察修習 : 第 1 クール)
- 17 第 6 7 期 修習結果簿集計結果 (弁護士修習 : 第 1 クール)
- 18 弁護士実務修習ガイドラインの実施のための実践的かつ具体的な方策について (依頼)
- 19 法曹養成制度の検討体制
- 20 法曹養成制度改革の推進について (実施状況)
- 21 法曹養成制度改革推進会議決定 (案)

以 上

(注) 上記資料は、平成 2 7 年度司法修習生指導担当者協議会において使用いたしますので、事前に御一読の上、同協議会に御持参くださいますようお願いいたします。

(平成 27・3・4)

第 67 期集合修習 A 班カリキュラムの概要

司 法 研 修 所

は し が き

平成25年度（第67期）司法修習生のうち、A班（実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山である者）を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成26年8月4日に開始され、同年9月22日に終了した（その後、各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。）。

第67期A班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成25年度（第67期）司法修習生A班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」（司法修習生指導要綱（甲）第1章第1）を修得させる観点から、実務修習を補完し、司法修習生全員に、実務の標準的な知識、技法の教育を受ける機会を与えるとともに、体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている（要綱（甲）第3章第1）。

このような趣旨を踏まえ、第67期A班においても、修習記録を用いて司法修習生に文書を起案させ、討論、講評を行うことを指導の中心としつつ（同第4の1）、従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず、より実質的に、書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がされているほか、ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義、演習、問題研究や法曹倫理、国際人権等に関する演習、講演なども実施された。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義 1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。また、事実認定に関し、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、記録形式の資料を用いて、基礎的な考え方に関する講義を行うとともに、当該事案の結論や判断過程等に関する討論を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、比較的争点が明確である記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。

あわせて、当該事案において問題となる、株主総会決議不存在確認の訴えにおける原告適格や総会決議の瑕疵を基礎付ける事由等の実体面からの説明も行い、会社訴訟を検討する際の基本的視点を提供した。

(3) 講義 2

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

民事裁判科目の起案においては、第59期後期以降、主張整理用と事実認定用の異なる事件の2冊の修習記録を同時に与え、所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきたところであるが、新第65期集合修習（A班）からは、主張整理及び事実認定に加えて法規範への当てはめや法的評価の視点も取り入れ、また、1つの事件を深く考察して事件全体を見通した上で紛争解決の在り方を考えるという観点から、起案1、2のいずれについても1冊の修習記録を与えて起案を実施している。

起案1の講評では、主張整理及び事実認定の要点を中心に解説した。主張整理については、要件事実に関する細かな知識の修得ではなく、実体法の基本的な知識、考え方を基に、それを実務における様々な事件に適用、応用できる法的思考力をかん養させることを主眼とした。また、事実認定については、当該事案の判断枠組みを検討し、当事者双方のストーリーを対比した上で、要証事実を認定するための具体的争点を確定し、その具体的争点の判断をするに当たり認定すべき事実を検討するなどといった、事実認定の具体的な思考方法について検討させる指導を行った。

起案2の講評では、争点把握のためには実体法の正確な理解が必要不可欠である

こと、争点となる事実は具体的事実であるが、その認定のためには間接事実や周辺事情等についての検討が重要となる場合があることを理解させるとともに、動かし難い事実との整合性を基本に事実認定することの重要性を理解させることに重点を置いた解説を行った。あわせて、法科大学院等で修得した実体法の知識等を活用して事案に即した具体的な基準を設定した上で事実関係を整理することやその評価を通じて、事実認定等に関する基礎的な知識や一般的な技法等を複雑な事例に応用することができるよう実践的な指導を行った。

また、起案1，2のいずれにおいても、社会の実相を反映した事案や事項を取り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案1

ア 事案の概要

本件は、原告（X）において、その父（A）が生前、Xの姉（B）の夫である被告（Y）に300万円を貸し付けていた（本件消費貸借契約）ところ、遺産分割協議（本件遺産分割協議）によって上記貸金債権（本件貸金債権）を自分が相続したと主張して、YがAに差し入れた借用書（本件借用書）を根拠に、Yに対し、貸金及びこれに対する弁済期の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

Yは、本件消費貸借契約を否認し、その当時、Yは先物取引の追加証拠金の支払を余儀なくされており、Yから相談を受けた妻Bがそれを出捐したものの、自らの出捐をYに秘すために、AがYに貸し付けたものかのように偽装して、Yに本件借用書を書かせたものであると主張するとともに、一部弁済、免除、本件遺産分割協議の錯誤無効及び債務不履行解除、相殺の主張をしてXの請求を争っている。

主張整理においては、本件遺産分割協議の錯誤無効とそれに対する重過失等の主張分析、遺産分割協議の債務不履行解除の可否等が問題となり、事実認定においては、本件借用書に記載されたとおりの事実を認定すべきでない特段の事情の有無が問題となった。

このように、本件は、実務上よく見られる、相続が絡んだ貸金返還請求の事案であり、消費貸借、錯誤、相殺といった民法の基本的、基礎的な理解や実務で必須の相続法の理解を問うとともに、実務上散見される重要な報告文書についての「特段の事情」の有無を検討させることを通じて、主張の基本的な構造の分析及び事実認定の基本的な手法を検討させるものである。

イ 起案事項

①訴訟物の記載、②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張の見出しと主張内容の要約の記載、③裁判官からの求釈明を受けて、被告が消滅時効の主張を撤回した場合の考えられる求釈明の内容の説明、④本件消費貸借契約の締結の事実が認められるかについて、結論の記載と理由の説明をそれぞれ求めた。

本件は、貸金返還請求という典型的な事案ではあるが、当事者から比較的多岐にわたる主張が提示されており、②では、民法の基本的・基礎的な理解をもとに、当事者の主張の位置づけを吟味しながら的確に主張分析していくことが求められ、

民事実体法の基本的事項（要件・効果など）に関する正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を確認するものである。また、③では、抗弁として主張された消滅時効が意味のある主張か否かについて、当事者の主張構造との関係で考えさせるとともに、争点整理は書証を踏まえて行う必要があることを理解させようとするものである。さらに、④では、重要な報告文書についての「特段の事情」の立証責任の分配と立証の程度について具体的事案に即して検討させ、事実認定能力、論理的思考力及び文章表現力を総合的に問うものである。

起案の講評では、単に結論を教えるのではなく、双方向、多方向の指導方法を採用入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

介護保険法による「居宅サービス事業」等を目的とする有限会社であるXが、社会福祉法人であるYから、高齢者グループホームとして利用する目的で、土地建物を購入したが、その際、XとYとの間で、「Xが、高齢者グループホームの運営に必要な指定居宅サービス事業者の指定を得られないときは、Yが本件土地建物の売買及び建物工事費用等を全額補償する」旨の記載がされた確約書を取り交わされた。その後、Xが、県から当該指定が得られないことが確定したとして、Yに対し、上記補償合意に基づき、本件土地建物の購入や建物の改築等のために支出した一切の費用の補償を求めた。

これに対し、Yは、確約書の成立は認めつつ、補償合意の締結を否認するとともに、県から指定を得るために窮状をアピールするためだけの目的で確約書は作成されたもので、その趣旨はXも了解していたなどを主張して、心裡留保、通謀虚偽表示等を主張して争った。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載、②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張の見出しと主張内容の要約の記載、③補償合意の効果が認められるかについて、結論の記載と理由の説明をそれぞれ求めた。

①は、非典型契約を取り上げたものであり、適切に訴訟物を把握できるかを問うものである。

②は、非典型契約の請求原因につき、心裡留保、通謀虚偽表示、錯誤の主張がされているのに対し、それら典型的な攻撃防御方法を適切に抽出して位置づけることができるかを問いつつ、一部の主張に実体法上の要件を欠くものを含めることで、実体法の正確な理解が重要であることを意識させる内容となっている。

③は、請求原因について、確約書（処分証書）の成立に争いが無いが、補償合意の締結を否認している場合について適切に説示した上で、抗弁については、高齢者グループホームの設置に関する各種交渉や準備作業等を適切に把握し、双方の立場にとってそれぞれ重要となる動かし難い事実経過を抽出、意義付けした上で、さらに当事者が先鋭に争っている事実経過についても、その認定判断を避けずに真摯に検討を深めることで、事案を解明し、要証事実の認定についての説得

的な論述ができるかを確認しようとするものである。

起案の講評では、起案1のそれと同様に、双方向・多方向の指導方法を取り入れるとともに、班別討議を行わせるなどして、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた指導を行った。

3 演習（争点整理）

(1) 総説

新第65期集合修習から新しく設けられたカリキュラムである。実践的な争点整理は、訴訟の進行に応じて変動する主張や証拠に即してなされるべきものであり、本演習は、修習生に対してこのような争点整理の動的な部分を体験させることを趣旨とするものである。本演習では、瑕疵担保責任が問題となる建築訴訟を取り上げた。まず、第1回口頭弁論期日終了後、弁論準備手続期日が指定され、双方から準備書面が提出された時点の記録（第1分冊）を配布して、事情も含めた事実や法的に不明確な主張を検討させ、争いのある事実を抽出するとともに、法的に構成し得ない主張や要件事実が不足する主張などを整理し、更にその時点の証拠から得られる暫定的な心証をも手がかりにして、今後の争点整理の方向性や立証の見通しを考えさせた。これらの点についての講評後、更に、第2回弁論準備手続期日が終了した段階の記録（第2分冊）を配布し、その段階での争点を検討させるとともに、提出されている主張と証拠の状況を踏まえ、専門委員の活用や現地進行協議期日の活用をも視野に入れてその後の進行を検討させた。また、和解を勧奨するとした場合の考慮要素等を問い、当該訴訟の背景事情等も踏まえた解決の方向性や内容を検討させることで、事案に応じた適切な紛争解決能力をかん養することも目的としたものである。

(2) 事案の概要

原告（X）が、被告（Y）に対し、Yから発注を受けたY宅のリフォーム工事及び耐震補強工事を完成させたとして、請負契約に基づき報酬の支払を請求した事案である。

Yは、Xには基礎の耐震補強工事も依頼していたとして請負契約の内容を否認するとともに、Xの施工した工事には不具合・未施工があるから仕事は完成していないとしてこれを否認した。また、抗弁として、①瑕疵があるから請負契約を解除する、②瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と報酬支払請求権とを相殺する、と主張した。

このように、本件は、建築を巡る訴訟であり、専門的知見を要する訴訟類型であることから、請負契約や瑕疵担保責任に関する正確な理解とともに、木造建築の構造や工法に関する一定程度の理解を要するものであり、争点整理を進めるに当たっては、専門的知見の利用も視野に入れて考えることが必要な内容となっている（ただし、必要な情報の多くは記録中に記載されている。）。

(3) 演習内容等

演習内容は、訴訟の進行に応じて2段階に分かれる。まず、第1段階は、修習記録の第1分冊に基づいて、①本件訴訟の訴訟物を検討する、②請求原因を整理して、

そのうち請負契約の内容に関して争いがあるのか否かを確定するとともに立証の見通しを検討し、仕事の完成の意味を考察することを通じて、同事実に争いがあるのか否かを確定する、③解除の主張が民法の要件を満たしているのかを検討し、本件訴訟において解除を主張することの意味を撤回の当否を含めて検討する、④相殺の抗弁について、Yの主張する瑕疵の内容を確定し、そのうち争いのある事実を抽出するとともに、立証の見通し等を検討するというものである。次に、第2段階は、修習記録の第2分冊をも検討した上で、①これらの争点整理を経た結果、第2回弁論準備手続期日終了時点での争点は何かを確定する、②こうした争点整理の状況を踏まえ、専門的知見の利用等をも含めて今後の訴訟の進行について検討する、③本件訴訟について和解を勧試するとした場合に考慮すべき要素について検討するというものである。

演習の講評は、要件事実や訴訟手続の細かい知識を解説するのではなく、これらの検討過程を通じて、修習生が争点整理のダイナミズムを感じ、理解することができるよう、主張や立証の状況によって争点がどのように変化するかという争点整理のプロセスに重点を置いた指導を行い、また、争点整理に対する実務的な考え方や視点も織り交ぜながら実践的な指導を行った。このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた問題解決能力の養成を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

Ⅱ 民事弁護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全・民事執行の各手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、顧問先の不動産会社が賃貸しているビルの一室を賃借人以外の者が占有していることが判明したため、同社からの依頼を受け、賃貸借契約を解除して建物の占有者に対し明渡しを請求した事案を用いて、占有移転禁止の仮処分の申立てから、建物明渡し請求の本案訴訟、判決に基づく強制執行までの各手続の流れを映像化したものである。

イ 両手続の概略的説明及び事例に基づく研究解説等

民事保全・民事執行はいずれも極めて実践的な分野であり、その手続の習熟及びスキルアップは実務家として必要不可欠である。そこで、両手続を概説し、実務上よく見受けられる事例を用いて研究させた。なお、民事事件において、保全、本案、執行は一連の手続の流れに位置づけられるものであるから、事例はいずれも民事保全及び民事執行を有機的に結びつけた設定とした。両手続を同一のカリキュラムにおいて一体的・統一的に教えることで、学修の効果を上げることを狙いとしたものである。

設問の内容は、①仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法、保全異議及び債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等、②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法を問うものとし、それらの設問の解説講義を行うとともに、さらに参考問題として、③土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求める場合において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問う課題も与えた。

(2) 講義 2 (契約概説)

弁護士の業務は、法廷活動に限られるものではなく、その極めて基本的かつ重要なものとして、契約書の作成、修正及び契約締結交渉に係る業務がある。契約書作成に当たっては、最終的には訴訟手続上の証拠として提出され得ることも想定しながら、紛争を未然に防止し、依頼者の利益を擁護することが重要である。

本講義では、弁護士業務と契約案件の関わり、契約書作成に関する基礎的事項についての概説的講義を行った。その上で、本講義での学習を踏まえて行われる民事共通講義(契約書作成)の事例と課題を修習生に与え、これを検討させることを通じて、学修効果の定着を図った。

(3) 講義 3 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させることを目的とし、弁護士活動全般を題材として、教官から実務法曹としての心構

えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究（事案分析・準備書面）

(1) 実施内容

起案1, 2の実施に先立ち、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の醸成を図るとともに、法律文書の作成に関する一般的な留意事項、訴訟手続における準備書面の果たす役割等についての理解を深め、さらに、説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として、修習記録を用いた事案分析とその結果の起案及びその分析結果を踏まえた準備書面起案を題材に、問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

依頼者は、プールバーの経営を目的として、仲介業者の仲介により、売主から本件土地を1, 100万円で購入するとともに、仲介業者に対して本件土地上の建物の建築を発注したところ、本件土地が市街化調整区域内にあり依頼者の意図していたプールバー施設の建築ができないことが判明した。このため依頼者が、売主に対して、支払済みの売買代金1, 100万円の返還を求めた事案である。

(3) 研究事項等

ア 事案分析報告書

上記事案につき、弁護士と依頼者等とのやりとりの状況と、その過程で弁護士が取得した資料で構成される記録を修習生に与え、提訴を依頼された弁護士という立場で、民事訴訟を提起する場合の法律構成や見通し等について分析した報告書を起案させ、その解説を行った。

分析事項は、請求をするに当たって考えられる法律構成及び訴状において主張することが妥当と考えられる法律構成の選択とその理由、訴訟で想定される事実認定上の争点とそれが争点となる理由、争点に関する立証の見通しとその理由、必要な立証活動等である。当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら、確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし、追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い、依頼者のニーズと事案の解決に適した具体的な紛争解決手段の選択・分析を行うことは弁護士業務の基本である。具体的事案を通して、上記のような弁護士として必要不可欠なスキルのかん養を目的としたものである。

イ 準備書面

上記アの記録に加えて、訴状、答弁書等を含む記録を追加して修習生に与え、答弁書に対する反論を内容とする原告準備書面を検討させるとともに、訴状、答弁書及び準備書面の作成技法や説得的な法律文書の作成方法についての研究を行った。

3 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要

建設機械商社である原告が、建設業者である訴外会社から、同社が所有する本件機械をいったん買い取った上で、所有権を留保して同社に対し割賦販売して使用させていたところ、訴外会社が原告への割賦金の支払を怠ったことから、原告が、本件機械を占有する被告に対し、所有権に基づき本件機械の引渡しを求めた。これに対して、被告は、本件機械を訴外会社から買い受けて即時取得した旨主張して争っている事案である。

イ 起案事項等

(ア) (最終) 準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法といった法律家に共通して必要となるスキルを体得させることを目的として、原告最終準備書面を起案させた。

中心的な論点は被告の過失の有無であり、適切な事実を抽出し、証拠に基づいて説得的な論証をすることを求めた。

(イ) 小問

上記事案に関連して、債権者（原告）代理人として申し立てるべき民事保全手続、保全命令の執行方法等や、証拠説明書に記載すべき立証趣旨等を問う小問を出題し、保全手続の重要性、証拠説明書の意義やその記載内容と要証事実との関係に触れることの重要性について意識させた。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

被告は、原告との間で、原告所有建物の一部を喫茶店として賃借し、併せて同建物敷地の隣接地を駐車場として使用貸借する旨の契約を締結した。その後、被告は、建物部分を借り増し、喫茶店と炉端焼店に改装し、さらには、全面的に炉端焼店に改装して、営業を行った。そこで、原告は、建物部分について用法遵守義務違反・無断増改築を理由とする賃貸借契約解除による明渡しを、駐車場部分について使用貸借契約の期間満了による明渡しを、それぞれ求めて訴えを提起した。

イ 起案事項等

(ア) 事案分析報告書

上記事案につき、提訴後に被告から相談を受けた弁護士の立場で、訴訟の展開について一定の見通しを立てることを目的として、予想される争点及びその立証の見込み等について事案分析を行わせ、その結果を起案させた。分析事項は、本件訴訟の訴訟物、原告の請求に対する反論として考えられる法律構成、各法律主張について想定される事実認定上の争点、各争点に関する立証の見通し及びその理由等である。

当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら、確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし、追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い、紛争解決に向けての見通しを立てることは、弁護士業務の基本である。

本起案は、このような弁護士として必要不可欠な能力を、具体的事案を通して養うことを目的としたものである。

(イ) 答弁書

事案の法的分析を踏まえて、答弁書を起案させた。弁護士は、依頼者からの事情聴取、調査・証拠収集活動及び法的分析を経て、最終的には、検討の結果を裁判所その他の第三者へ示すために、書面化することが求められる。本起案では、上記(ア)の事案分析を前提として、裁判官を説得するに足る表現能力の修得を目指して、指導を行った。

(ウ) 小問

上記事案に関連して、相手方代理人が作成した和解条項案について、訴訟代理人として、合意された和解条件の骨子や自らの法的主張等を考慮しつつ、より依頼者に有利な条項となるよう修正等を加えるという実務で一般的に行われている手法を実際に体験させる小問を出題した。条項の形式面よりもその内容面を重視する観点から、修正理由を記載させることとした。

4 演習

(1) 演習 1 (法律相談)

ア 実施の概要

本演習は、二つの事例を用いて、修習生に法律相談担当弁護士役として実際に法律相談をロール・プレイさせるとともに、その振り返りや講評を行うものである。相談者役には、現職弁護士が当たった。

イ 演習の目的

法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、報酬等の説明、事案処理方針の説明、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。

本演習は、法律相談の重要性に鑑み、効率的な法律相談及びその機能を理解させることを狙いとするものである。また、同時に、実務では、与えられた課題に対して正しい答えを出すこと以上に、依頼者のために課題を見出し、自ら主体的に最善の解決方法を探索し、実践することが肝要であるという、弁護士としての考え方を、演習の形式を使って理解させることをも狙いとしている。

ウ 事案の概要

(ア) ケース 1

事案は、マンションの一室を事務所として賃借して使用している相談者が、賃貸人から、用法遵守義務違反を理由に事務所としての使用中止を警告する旨の内容証明郵便を受け取り、今後の対応について相談に来たというものである。弁護士会の法律相談場面を想定しており、修習生には、法律相談カードによって相談のごく概要のみしか事前に知らせていない。ケース 1 は、インタビューを中心として、当該法律相談で重要な情報は何か、いかに要領よく事実

関係を把握するか、そのために相談者がいかに話しやすい雰囲気を作るべきか、相談者に対する応答は適切かどうかなどを、相談担当弁護士役の立場に立って考えることに主眼を置くものである。

(イ) ケース 2

事案は、顧問先の織物会社が卸問屋に反物を売却したところ、卸問屋が手形不渡りを出しそうであるとの情報が流れたため、代金回収や反物の取り戻し等の対応を相談に来たというものである。顧問会社の具体的な紛争処理の相談を想定しており、修習生には、あらかじめ紛争の具体的な概要や関係資料を示している。ケース 2 は、事前に示されている資料や情報に基づいて、的確なコンサルティングを行って事件処置方針を立てることに重点を置くものである。

エ 実施内容

ケースごとに 5 人の修習生が相談担当弁護士役となり、相談者から 30 分程度の法律相談ロール・プレイングを行い、また、相談担当弁護士役とは別に、弁護士側と相談者側にそれぞれ 4 名の観察者役を指名し、弁護士あるいは相談者になったつもりで法律相談を主体的に観察させた。ロール・プレイング後に、教官及び相談者役からの講評、及び観察者役の振り返りによる検討を行い、法律相談や弁護士の助言に関する技法の修得を図った。

(2) 演習 2 (立証)

ア 総説

実務においては、事実は所与のものではなく、事実自体が不明確であることが大半である。事実を踏まえない法律論は無意味であり、弁護士はまず事実を把握することから入らなければならない。演習では、民事弁護実務において極めて重要な意義を有する立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのか等の事項を、双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

イ 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人である X は、当該マンションの居室の賃借人である Y が、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。X から依頼を受けた A 弁護士が Y に対し事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ、Y の依頼を受けた B 弁護士から反論の内容証明郵便が送付された。

当該居室は、その後、Y 不在中の出火により、ほぼ全焼した。出火原因について、X は Y が当該居室の室内を改造して取り付けた照明設備が原因と主張しており、他方、Y は賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

ウ 実施内容

事案の概要(出火の前と後の A, B 両弁護士による事情聴取の形式によるもの),

賃貸借契約書，図面等を資料として事前配布し，当該事例に関して，当該居室の事務所使用につき賃貸人Xの承諾があったという事実を立証するためにB弁護士が行うべき証拠収集活動や，相手方Yに対して損害賠償請求をするためにA弁護士が行うべき立証活動等についてあらかじめ検討させた上，演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民事共通

1 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官，原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ，証人役からの事情聴取，法律構成の再構築及び立証方針の策定等を経て，争点及び証拠を整理した上で人証の集中的な証拠調べを行うという訴訟運営を実施させることによって，一つの事件について，事情聴取から判決に至るプロセスを実践的に理解させ，法曹として必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，説得的な表現能力等を総合的に向上させることを目標とした。

この演習では，修習生に対し，あえて法律構成や立証が不十分な主張書面，言い分及び各当事者の手持ち書証を与えることにより，生の言い分から動的に法律構成を組み立てさせ，主体的に事案を解決するプロセスを経験させ，実務的な活動の在り方を修得させることを狙いとしている。

イ 事案の概要

印刷会社である原告は，被告から，被告が経営するカラオケボックス店で使用する会員カードの製作依頼を受け，20店舗分の会員カード計8万枚の表面を印刷した上，新規出店の都度4,000枚ずつ裏面に必要な店舗情報を印刷し，被告に対して納品していた。被告は，3店舗分の計1万2,000枚のカードを原告から受領し，これに相当する代金を支払ったものの，その後事業計画が頓挫したことをきっかけに，残りのカードを原告から受領せず，また，これに相当する代金の支払を拒んだため，原告は，被告に対して，表面印刷済みの残カード全部につき代金等の支払を求めた。

(2) 民事共通演習 1（口頭弁論）

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官，原告代理人，被告代理人又は各証人の役割を与え，演習1に先立つ演習1準備において，各グループ（裁判官役，各代理人役ごとに3人から5人の複数のグループを組成）に法律構成等を検討させ，かつ，各代理人グループにはそれぞれ共同で証人役からの事情聴取を体験させた上，各グループに合議の結果に基づく検討メモ及び既提出書証に関する証拠説明書を作成，提出させた。その上で，裁判官役，原告代理人役又は被告代理人役ごとに各グループを合体してそれぞれ大合議又は作戦会議での検討を経た上，第1回口頭弁論期日において，三者それぞれの担当グループがロール・プレイングの方法により，訴訟物，主要な争点及び立証方針の確認等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは訴状・答弁書の審査等，第1回口頭弁論期日前の準備について，民事弁護教官からは事情聴取等の訴訟活動に向けた準備活動等について，それぞれ問題点を指摘するなどの講評を行った。

(3) 民事共通演習 2（弁論準備手続期日）

ア 趣旨

演習 2 に先立ち、代理人役の担当グループに、第 1 回口頭弁論期日の結果を踏まえた準備書面を作成させ、併せて手持ち書証の中から追加提出すべきものを選択の上、証拠説明書とともに提出させた。演習 2 では、弁論準備手続期日において、三者それぞれの担当グループがロール・プレイングの方法による主張及び証拠の整理を行い、主要事実レベルでの争点を確定するとともに、更に重要な間接事実レベルでの争点についても議論し、また、書証の認否、人証の採否及び人証調べに関する協議等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは、争点整理全般について講評を行い、民事弁護教官からは、主に次に予定する尋問についての総論的な講義を行った。

(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

演習 2 に引き続き、証人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。あわせて、裁判官役の修習生には訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方、補充尋問、異議の処理、事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行（訴訟運営）や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

代理人役の担当グループに、各証人の陳述書、尋問事項書及び尋問で明らかにすべき事項のポイントをまとめた尋問ポイントメモをそれぞれ事前提出させた。

ウ 交互尋問等

弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、各証人の尋問を実施した。

エ 講評等

修習生自身に尋問や訴訟指揮を模擬的に体験させることによって、尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、尋問に至るまでの事情聴取や主張立証の組立ての重要性を確認させた。また、証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

尋問を傍聴した裁判所職員総合研修所教官から、裁判所書記官の観点からの尋問の問題点等を指摘してもらうなどして、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評

民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(ウ) 事実認定討論

尋問を踏まえて、事実認定についてグループ討論を行わせ、裁判官役の各グループからは理由付きの判決メモを、代理人役の各グループからも簡易なメモ

を、それぞれ作成・提出させた。

(5) 民事共通演習 4（判決）

ア 判決

民事共通演習 3 における尋問等の証拠調べの結果を踏まえて、全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

イ 教官による講評

民事裁判教官からは主に事実認定と心証形成の在り方などについて、民事弁護教官からは準備書面、陳述書及び尋問などについて、それぞれ総評的な講評を行った。

2 民事共通問題研究（和解）

実務では、訴訟上・訴訟外の和解により紛争が解決する場合が多い。そこで、民事共通演習と同一の記録を用いて、全修習生に裁判官、原告代理人及び被告代理人の各役割を割り振り、訴訟上の和解を素材にして、和解交渉から和解成立（又は不成立）に至るプロセスをロール・プレイングの方法で体験させた。演習後は、民事裁判教官及び民事弁護教官から、それぞれ、和解交渉に臨むに当たっての視点やポイントを講評するとともに、民事弁護教官から和解条項作成に当たって配慮を要する事項等について講義を行い、理解を深めさせた。

3 民事共通講義（契約書作成）

本講義では、民事弁護講義 2（契約概説）の学習を前提として、事前に、修習生に、依頼者から検討を依頼された契約書案と法律相談の概要を配布し、契約書案に含まれる問題点の検討、修正案の作成、依頼者から聴取すべき点の検討、相手方の反応を想定した交渉戦略の検討を行わせた。その上で、修習生の事前検討の結果を前提に、各契約条項の修正案について講義することを通して、契約実務の基本的な知識と考え方を教示した。具体的な契約書案と修習生の事前検討を踏まえた講義を行うことにより、契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方をできる限り実践的に体得させることに意を用いた。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義 1

演習事例（殺人未遂等被告事件）を題材として、(1)公訴提起直後の段階、(2)検察官から証明予定事実記載書の提出及び証拠請求がなされた段階、(3)弁護人から予定主張記載書面の提出及び証拠意見の表明がなされた段階等において、裁判所が、どのように争点及び証拠の整理（以下「争点整理等」という。）を進めるべきか、当事者として争点整理等に向けてどのように準備を進めるべきかを内容とする演習問題を検討させるとともに、争点整理等の目的や、争点整理等において行われるべき事項について教官から解説を行った。

(2) 講義 2

最終講義として、刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験等に基づき説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の2回の起案は、それぞれ一つの修習記録に基づき、特定の争点について、争点整理等の在り方や、その結果等をも踏まえた事実認定の在り方を検討させるとともに、当該事案の進展に応じて生じるいくつかの問題について検討を求めるものである。なお、修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、これを素材に適宜改変を施して作成している。

公判前整理手続の段階における争点整理等に関する設問は、当事者の主張の内容等を踏まえ、その主張する証拠の構造や、ポイントの意味合い、重みなどを考えさせ、公判審理を見通す動態的思考力を問うことに主眼を置くものである。また、公判審理の段階における事実認定に関する設問においては、当事者の主張の内容や争点整理の結果等をも踏まえつつ、争点となった事実の存否について、各自の結論に至った判断過程を論理的に説明することを求めている。さらに、手続の各段階で生起する問題に関する設問では、争点整理の進展や結果を踏まえた解答が要求されるなど、実体面と手続面を有機的に連関して考える能力も問われている。

なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

被告人が故意を否認している偽造通貨行使の事案である。

イ 起案事項

(ア) 公判前整理段階で検討すべき事項に関する起案

検察官から提出された証明予定事実記載書を踏まえ、裁判所として、要証事実（偽造通貨であることの認識）との関係で、検察官に対しどのような求釈明を行うべきかを問う出題をした。また、予定主張を踏まえ、弁護人として、検察官にどのような主張関連証拠の開示請求を行うべきか、検討を求めた。さらに、公判で取り調べられた証拠のうち、結果として、争点判断の上で必要性が乏しかったと考えられるものや、的確な心証形成の観点からその内容が適切でなかったと考えられるものはないかを問い、公判前整理手続における争点整理等の在り方を翻って考えさせる出題をした。

(イ) 公判審理段階で検討すべき事項に関する起案

重要証人に対する検察官の主尋問を取り上げ、このうち、弁護人として異議を申し立てるべき尋問はないか、検討を求めた。また、最終的な事実認定として、被告人に偽造通貨行使罪が成立するか否かにつき、結論を示させた上、その結論に至る判断過程を証拠に基づき説明するよう求めた。

ウ 講評

各設問を通じ、最終的な事実認定を見据え、手続の進行段階に応じて、要証事実との関係を有機的に考えさせ、手続の連続性を意識した講評を行った。取り分け、求釈明事項に関する設問との関係では、争点整理の在り方や裁判所・当事者の役割についての理解を深めさせることにも留意した。事実認定に関する設問では、偽造通貨行使罪が成立するためには、行使時だけでなく取得時における偽造の認識が必要であるという実体法の理解を前提として、要証事実との関係で意味のある事実を指摘し、それらの意味合いを考える際には、上記のうちどの時点の認識と結びつくのかを意識した検討が必要であることなどを説明した。取り調べられた証拠に関する設問では、公判審理の結果に現れた問題点を考えさせることにより、公判前整理手続の段階における争点整理等の重要性について、理解を深めさせることに留意した。

(3) 起案2

ア 事案の概要

被告人が、自己が犯人であることを争っている、同一市内2か所における建造物侵入、窃盗の事案である。

イ 起案事項

(ア) 公判前整理段階で検討すべき事項に関する起案

検察官から提出された証明予定事実記載書を踏まえ、裁判所として、その書面に記載された事実が要証事実（被告人と犯人との同一性）との関係でどのような意味を持つのかを視野に入れつつ、検察官に対しどのような求釈明を行うべきかを問う出題をした。

また、公判前整理手続終結後における弁護人からの保釈請求について、整理された争点との関係で、罪証隠滅のおそれがどの程度具体的に認められるのかなどの点に留意しながら、その許否を検討させた。

(イ) 公判審理段階で検討すべき事項に関する起案、

証人尋問においてその証人を供述者とする供述調書を提示することについて、争点との関係や具体的な局面に留意しつつ、その可否を検討させた。これは、尋問に関する刑事訴訟規則上の基本的な準則を整理させるとともに、証人尋問の段階においても争点整理の結果を踏まえてこれを行う必要があることについて、意識の喚起を図る出題である。

また、最終的な事実認定として、被告人と犯人とが同一であるか否かにつき、結論を示させた上、その結論に至る判断過程を証拠に基づいて説明するよう求めた。この検討に際しては、反対仮説を意識した上での間接事実の積重ねによる評価を行うことが不可欠であるところ、これを上記の争点整理と連関させることにより、争点整理を踏まえた事実認定を行うことの重要性を自ずと体感できる出題となっている。

ウ 講評

起案 1 と同様の方法で実施した。

各設問を通じ、最終的な事実認定を見据え、手続の各段階に応じて、要証事実との関係を有機的に考えさせ、手続の連続性を意識した講評を行った。取り分け、求釈明事項に関する設問との関係では、争点整理の在り方や裁判所・当事者の役割についての理解を深めさせることにも留意した。

事実認定に関する設問との関係では、要証事実の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかを検討するに当たり、弁護人の主張を踏まえ、証拠から意味のある個々の間接事実を的確に認定した上、各間接事実相互の関係を意識し、その意味合いや重み(反対仮説が成り立ち得る可能性の程度)等に留意しながら、これらを総合的に判断することが必要であること、本件においては、公訴事実が複数あるものの、それらの各犯行が一連のものであるとの特質があることを踏まえ、そうした事案の個性を的確に把握した検討が求められることなどについて、理解が深まるよう努めた。

3 問題研究 1 及び 2

(1) 指導目標

間接事実による事実認定が問題となる事案においては、その立証上、科学的証拠が重要な位置を占めるものも少なくない。このような事案で適切な事実認定を行うためには、当該証拠が依拠する科学的知見の特質について基本的視点を有していることのほか、当該科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対して持つ意味とその限界を解明することが不可欠である。また、一般に、科学的証拠は、鑑定結果として示されることが多いことから、その証明力や証拠調べの方法等についての確な問題意識を持つことも有益である。そこで、問題研究 1 では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させ、要証事実との関係で科学的証拠が持つ意味とその限界を解明することの重要性を理解させるとともに、公判前整理手続の場面における争点整理等に際し、鑑定を巡って留意しておくべき事項等について、理解を深めさせることを目標とした。

また、刑事裁判において、争点整理等を適正かつ迅速に進行させるためには、その前提として、早期の段階から弁護人による充実した弁護活動が行われる必要があることはいうまでもない。そこで、問題研究2では、充実した弁護活動を行う際の重要な前提となる証拠開示制度に関し、具体的事例に基づく問題を提起し、実務上の主要な論点を理解させるとともに、いわゆる任意開示の運用を巡る現状やその意義についても理解を深めさせることに留意した。

(2) 実施内容

問題研究1では、いずれも犯人性が争われているが、DNA型鑑定を持ち得る意味合いが異なる2つの強盗殺人等の事例を取り上げ、それぞれ事実の概要に関する資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で認められる科学的証拠に依拠した間接事実を中心に、それが要証事実を推認させる理由と推認を妨げる事情、更には鑑定人の証人尋問に備えた実務上の工夫や留意事項等について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付き如何を慎重に検討することの重要性について、修習生の理解が深まるよう配慮した。また、その冒頭において、DNA型鑑定を題材に、科学的証拠による事実認定に際し問題となり得る一般的な注意点等について、説明を加えた。

また、問題研究2の証拠開示に関しては、従来から、刑事共通演習（後記Ⅳ1）との連動性を意識し、これと共通する教材を使用するなどの工夫を講じてきたところであるが、より実質的に刑事共通演習との一体性を高め、実施時期の面でもこれと連続した一連のカリキュラムと位置付けて、その実施方法を改めた。これにより、証拠開示と争点整理との関連性についてより明確な意識付けを行って、充実した争点整理を迅速に行うという観点から、証拠開示にどのような姿勢で臨むべきかを一層意識的に考えさせるようにし、証拠開示を巡る多角的な理解が深まるよう留意した。

具体的には、強盗致傷被告事件の刑事争点整理教材を題材として強盗致傷の共同正犯の事例を取り上げ、各修習生を裁判官役、検察官役、弁護人役のそれぞれのグループに分けた上、役柄に応じて教材の配布範囲を変えた。三者による打合せを行った上、検察官役が証明予定事実記載書を作成、提出した後、弁護人役は、類型証拠開示請求をすべき事項を、検察官役は類型証拠開示請求を受けて対処すべき事項を、裁判官役は類型証拠開示に関する裁定請求が出た場合の対応を、それぞれ検討することとし、これらの類型証拠開示等を踏まえながら更に争点整理手続を進行させることとした。並行して、実務におけるいわゆる任意開示の運用を踏まえ、検察官役が、任意開示すべき証拠を随時開示することとして、手続進行に向けた法曹三者の相互理解を醸成するよう努めた。

その上で、刑事共通演習1の時間に全体討論及び講評を行い、上記の過程で課題として浮かび上がった事項について、実務における現状や今後の在るべき方向性等について検討を深めさせ、また、検察教官及び刑事弁護教官の参加を得て、それぞれの立場における留意点等についても、各教官から適宜助言を行った。

Ⅱ 検 察

1 講義

(1) 講義 1 (2 コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び習得目標を説明した。

イ 総括的復習

これまで行ってきた実務修習の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価（要件該当性）を的確に検討するなど犯罪の成否に関する検討手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を正しく文章表現するという観点から、公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解、誤用などに言及しながら、改めて指導した。

(2) 講義 2

集合修習における最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録を検討させ、検察官として適切な終局処分をするものとして、被疑者につき起訴又は不起訴の処分を決定させ、起訴状に記載すべき公訴事実等又は不起訴裁定書に記載すべき事実等を起案させた上、当該処分に至る思考過程を記述させるものである。主問として、犯人性及び犯罪の成否等の両方を記述させるもの、あるいは、当該処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否等に係る部分のいずれかについて記述させるものがあり、さらに、小問として、①重要人物の供述内容の信用性検討に関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

主問及び小問いずれもが、司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を習得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する問題についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事件は、勤務先の同僚である被疑者兩名が共謀の上、見知らぬ男性被害者に因縁を付け、暴行脅迫を加えて現金等を強取し、その際被害者に傷害を負わせたという強盗致傷事案であり、被疑者２名のうち、１名が実行行為を行い、残る１名は、実行行為を行わず、逃走車両の運転手役を務めたという事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、当該処分に至る思考過程のうち、実行行為者の犯人性、被疑者兩名の犯罪の成否等について記述させた。

(イ) 小問

重要人物の供述内容の信用性検討に関する問題として、被疑者兩名の共謀場面を見聞きした被疑者兩名の同僚の供述内容の信用性を検討・記述させた。

刑事手続に関する問題として、前記同僚が法廷での証言に逡巡しているという設定の下、刑事訴訟法第２２７条のいわゆる第一回公判期日前の証人尋問に関する問題を出題し、検討・記述させた。

ウ 講評

起案実施日の約２週間後の講評前までに、添削・採点を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ、記憶を鮮明にさせた上、講評においては、修習生の理解が不十分であった部分を中心としつつ、主問のうち、犯人性の検討に係る部分に関しては、①犯人性を推認させる間接事実、②当該間接事実の認定根拠である証拠や再間接事実の検討、③当該間接事実が犯人性を推認させる理由や推認力の程度、④共犯者及び被疑者の各供述の信用性について、犯罪の成否に係る部分に関しては、構成要件該当性（客観面・主観面）、共謀共同正犯の成否等について、それぞれ具体的かつ詳細に解説・教示し、小問についても、具体的な事実関係に即して解説・教示して、各修習生の理解を深めることに努めた。

(3) 起案２

ア 事案の概要

本事件は、不動産業を営む会社の従業員である被疑者が、公文書たる裁判所書記官作成名義の債権差押命令正本を偽造した上、これを被害者宛に郵送して行使するとともに、支払義務がある旨同人を誤信させ、情を知らない交際相手をして被害者から現金を受領させて詐取したという有印公文書偽造・同行使・詐欺の事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、当該処分に至る思考過程のうち、犯人性を除く犯罪の成否等について記述させた。

(イ) 小問

重要人物の供述内容の信用性検討に関する問題として、前記交際相手の供述内容の信用性を検討・記述させた。

刑事手続に関する問題として、被疑者方を捜索した際、覚醒剤と思料されるものを偶然に発見したとの設定の下、これを押収する適切な方法に関する問題を出題し、検討・記述させた。

ウ 講評

起案 1 と同様、起案実施日の約 2 週間後の講評前までに、添削・採点を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ、記憶を鮮明にさせた上、講評においては、修習生の理解が不十分であった部分を中心としつつ、主問及び小問について、詳細に解説・教示し、各修習生の理解を深めることに努めた。

3 問題研究（被害者保護）

指導目標及び実施内容等

修習生に対し、犯罪被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し、解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを指導目標とした。

具体的には、深夜、帰宅途中の女性が人通りの少ない路上で強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じ、関係する法条を確認しながら、具体的事例に則して解説した。

また、本問題研究では、刑事裁判教官及び刑事弁護教官も各々の立場から、被害者保護制度の基本的事項、問題に直面した場合の心構え・注意事項について説明するなどし、修習生の理解を深めさせることに努めた。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事弁護科目の各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に
対応しているかを示しながら、カリキュラムの概要及び全体像について説明を
行った。また、起案に当たっての注意事項などを説明した。

イ 起訴前弁護

起訴前における接見に関する講義を行い、特に初回接見の重要性を理解させる
とともに、接見時の具体的な手法や注意点などを説明し、捜査段階における弁護
活動の基本的手法を確認した。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるに当た
っての心構えなどについて講義を行った。

また、カリキュラムにおいて独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審
での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人
が控訴した事案を題材に講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習
に適したものを選別して作成したものである。

修習記録に基づいて、起案1においては主要な論点について公判前整理手続終了
直前段階にあるとの設定のもと、検察官証明予定事実記載書及び請求証拠、証拠等
関係カードのほかに、開示済証拠と被告人の言い分を起案資料として示し、同段階
において作成すべき想定弁論の案を起案させ、起案2においては、尋問まで終了
した事件記録を題材に弁論要旨全体の起案を行わせた。

刑事弁護科目における起案及び講評は、弁護人の立場から、弁護方針に基づいて、
どのように証拠を評価し、説得のための論証を行うかを考えさせるとともに、訴訟
手続や証拠法に関する実務の理解を一層深めさせることを主たる目的としたもので
ある。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、被告人が友人と共謀して、路上で被害者に暴行を振るうとともに、
その直後に被害者から金品を強取したとして公訴提起されたものであるが、被告
人は、暴行の事実は認めるものの、共謀及び強取の事実はないとして否認してお
り、共犯者とされる者らの供述の信用性及び自白の任意性・信用性が主たる論点
となった事案である。

イ 起案事項

弁護人として、公判前整理手続が終了する直前の段階において作成すべき想定弁論の案を起案させた。

ウ 講評

まず事案全体を分析し、争点を把握させた。本設問では、実行行為の有無、共謀の有無が主な争点となることから、主にこの争点について検察官の主張・立証構造を解明し、主要な証拠である共犯者とされる者の供述の信用性及び自白の弾効等について解説した。

また、本設問においては、従来実施していた終結記録をもとにした弁論ではなく、「想定」弁論を作成することの必要性について解説をした。即ち公判前整理手続に付された事件においては、検察官証明予定事実を出発点に、争点が整理されること、開示記録を検討して公判での弁護方針を策定することができるようになること、一方で、公判前整理手続が終了した後には主張や立証が制限されることから、公判前整理手続終了前に、弁護方針即ち最終弁論を想定した準備を終えておかねばならないことを理解させるとともに、検察官証明予定事実に対応した主張や弁護側立証を準備する際の思考方法、開示記録を利用した証人尋問の準備の方法、弁護側の立証などについて解説した。

また、本設問においては、想定弁論作成の目的や、その方法について解説した。

さらに、反対尋問の目的やその手法についても説明を行った。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事案は、被告人が、ラーメン店内において、他の客に対して灰皿で殴るという暴行を加え、傷害を負わせたという傷害の罪で公訴提起されたものであるが、被告人は、灰皿で殴るという暴行の態様を否認するとともに、正当防衛の成立を主張しており、被害者供述の信用性及び自白の信用性が主な論点とされた事案である。

イ 起案事項

弁護人として、弁論要旨に記載すべき事項を起案させた。

ウ 講評

起案1と同様に、事案全体を分析して、主な争点を把握させた。その上で、当該争点に関する検察官の主張・立証構造を解説し、被害者証言の信用性の弾効の手法、自白の信用性の争い方等について解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究1

前半は、当番弁護士として、住居侵入罪で逮捕された被疑者と初回接見を行うという事例につき、教官らが被疑者役となって模擬接見を実施し、その後、勾留を阻止するために検察官ないし裁判官に提出すべき意見書に記載すべき事項について、模擬接見で聴取した事項に基づきグループ討論及びメモの作成を行わせた。

後半は、同一事案につき、窃盗罪及び住居侵入罪で公訴提起されたことを前提に、

勾留後の事情について記載した記録を配布し、当該記録に記載された事情及び、前半の模擬接見の実施により得られた情報を踏まえた上、身体拘束からの解放に向けてどのような活動をする必要があるのか検討させた。講評においては、刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て、実務上の運用等について、幅広い視点から解説を行った。

(2) 問題研究 2

少年2名と、20歳の成人とが、スーパーで酒を万引きし、そのうち少年2名については窃盗で逮捕・勾留され、成人については、逃げる際に事後強盗を行ったとして逮捕・勾留された事例について、少年については、付添人として審判までに行うべき活動、審判において述べるべき意見、要保護性解消のための活動等についてグループ討論を行わせた。また、成人については、情状に関してどのような弁護活動を行うべきかについて、グループ討論を行わせた。

講評においては、本事例の解説に加え、少年事件における実務上の運用及び情状弁護等について、幅広い視点から解説を行った。

IV 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習 1・・・500分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習 2・・・200分）との二つの場面で構成されるところ、上記 I の 3 のとおり、刑事裁判問題研究 2（証拠開示）も一連のカリキュラムを構成するものとして実施した。

争点整理演習は、争点中心の充実した公判審理を実現するためには公判前整理手続の的確な運用が極めて重要となっていることを踏まえ、具体的な事例を題材に、争点整理等と審理計画の策定について、裁判官、検察官及び弁護人は、それぞれどのような観点から、どのような活動をすべきかを検討させ、その検討に基づく整理手続を実践させることにより、これらの点について基本的な理解を得させることを目標とした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、法廷での的確な心証を取れるような争点に即した適切な尋問の在り方を理解させることを目標とした。さらに、証人尋問演習を踏まえた論告・弁論を行うこととし、あるべき論告・弁論を目指した法廷活動、ひいては主張・立証の構成を検討する契機を設けた。

これらの演習を通じ、的確な争点整理を行う上での必要な視点を提供し、これにより、法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

(2) 実施内容

刑事裁判問題研究 2 で使用した強盗致傷被告事件の刑事争点整理教材を題材として、共謀の有無、暴行の内容について、争点整理の実演を行い、その後、その争点整理を踏まえた証人尋問及び被告人質問の実演を行った。

争点整理演習においては、刑事裁判問題研究 2 に引き続き、修習生が、裁判官役、検察官役及び弁護人役のそれぞれの立場から争点整理の検討・準備を行った上で、争点整理期日において、裁判官役の主宰の下、検察官役及び弁護人役が主張を予定する事実や証拠調べについての意見交換を行いながら、争点整理手続を進めた。具体的には、まず、検察官役及び弁護人役が証明予定事実記載書、予定主張記載書面をそれぞれ作成し、その過程で随時行われる争点整理期日の実演において、当事者間に争いのある事実関係について個々の事実の位置付けを踏まえながら争点整理を行い、こうした争点整理期日を積み重ねて、最終的な争点の取りまとめと証拠の採否に至った。それぞれの争点整理手続の実演に先立ち、各グループごとに構成員全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。そして、争点整理手続の中間段階及び終結段階の二度にわたって、刑事裁判、検察及び刑事弁護の刑事系三教官が、それぞれの立場から、具体例を通じて見た争点整理等の重要性を確認した上、争点整理等の方法や結果について、適宜問題点を指摘するなどして講評を行った。

尋問演習においては、検察官役及び弁護人役が、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討した上、重要証人2名（被害者及び共犯者）に対する尋問と被告人質問を実演し、さらに、これらの尋問の結果を踏まえ、検察官役及び弁護人役が、それぞれポイントになった事項について指摘する論告・弁論を実演した。なお、これらの過程で、裁判官役に対しては、的確な訴訟指揮等を行うことを求めた。

これら一連の争点整理演習及び尋問演習が終了した後、刑事系三教官が、尋問演習において顕れた手続上の問題点について講評を行ったほか、裁判官役が得た心証の発表を契機として、法廷での確かな心証が取れるような争点に即した適切な尋問であったか、翻って争点整理手続の段階から留意すべき点がどのようなところにあるのかといった観点から、問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、量刑の基本的な考え方を前提として、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

傷害致死被告事件について、具体的な事案を記載した書面を配布して演習を実施した。

修習生を検察官及び弁護人の2グループに分けて、上記事案の事件につき、検察官担当グループは論告で述べるのにふさわしい求刑意見とその論拠を検討し、弁護人担当グループは最終弁論で述べるのにふさわしい科刑意見とその論拠を検討し、グループごとに報告メモを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、量刑の基本的な考え方を前提とした量刑判断のプロセスを踏まえ、刑事系三教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講義「国際人権法の理論と実践」

講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 上 柳 敏 郎 氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第67期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例及び刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護教官及び刑事弁護教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

(平成 27・3・4)

第 67 期集合修習 B 班カリキュラムの概要

司 法 研 修 所

は し が き

平成25年度(第67期)司法修習生のうち、B班(実務修習地が東京、立川、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山以外である者)を対象とする集合修習のカリキュラムは、14クラス編成で平成26年9月29日に開始され、同年11月18日に終了した。

第67期B班の集合修習のカリキュラムの概要は、この資料及び別添「平成25年度(第67期)司法修習生B班集合修習日程予定表」のとおりである。

なお、第67期A班の集合修習のカリキュラムの説明と重複する部分もあるが、読みやすさの観点から、基本的には割愛せずに説明を加えた。

司法修習生指導担当者各位におかれては、本資料を今後の実務修習の参考としていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 講義

(1) 講義 1

集合修習の冒頭に、集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ、今後の学修方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行った。また、事実認定に関し、分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から、記録形式の資料を用いて、基礎的な考え方に関する講義を行うとともに、当該事案の結論や判断過程等に関する討論を行った。

(2) 民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として、比較的争点が明確である記録を使用し、判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか、認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ、講評を行った。

あわせて、当該事案において問題となる、株主総会決議不存在確認の訴えにおける原告適格や総会決議の瑕疵を基礎付ける事由等の実体面からの説明も行い、会社訴訟を検討する際の基本的視点を提供した。

(3) 講義 2

民事裁判修習の総括を行い、実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

2 起案

(1) 総説

民事裁判科目の起案においては、第59期後期以降、主張整理用と事実認定用の異なる事件の2冊の修習記録を同時に与え、所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきたところであるが、新第65期集合修習（A班）からは、主張整理及び事実認定に加えて法規範への当てはめや法的評価の視点も取り入れ、また、1つの事件を深く考察して事件全体を見通した上で紛争解決の在り方を考えるという観点から、起案1、2のいずれについても1冊の修習記録を与えて起案を実施している。

起案1の講評では、主張整理及び事実認定の要点を中心に解説した。主張整理については、要件事実に関する細かな知識の修得ではなく、実体法の基本的な知識、考え方を基に、それを実務における様々な事件に適用、応用できる法的思考力をかん養させることを主眼とした。また、事実認定については、当該事案の判断枠組みを検討し、当事者双方のストーリーを対比した上で、要証事実を認定するための具体的争点を確定し、その具体的争点の判断をするに当たり認定すべき事実を検討するなどといった、事実認定の具体的な思考方法について検討させる指導を行った。

起案2の講評では、争点把握のためには実体法の正確な理解が必要不可欠である

こと、争点となる事実は具体的事実であるが、その認定のためには間接事実や周辺事情等についての検討が重要となる場合があることを理解させるとともに、動かし難い事実との整合性を基本に事実認定することの重要性を理解させることに重点を置いた解説を行った。あわせて、法科大学院等で修得した実体法の知識等を活用して事案に即した具体的な基準を設定した上で事実関係を整理することやその評価を通じて、事実認定等に関する基礎的な知識や一般的な技法等を複雑な事例に応用することができるよう実践的な指導を行った。

また、起案1、2のいずれにおいても、社会の実相を反映した事案や事項を取り上げることで、より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案1

ア 事案の概要

本件は、Aの子であるXが、Yに対し、Aが本件土地を20年間占有継続して所有権を時効取得し、これを自身が相続したと主張し、本件土地の所有権に基づき所有権移転登記手続を求めた事案である。

これに対し、Yは、Xが主張する取得時効の完成以後の日に、本件土地のもと所有者であるBから、本件土地を買い受けて所有権移転登記を経たとして、対抗要件具備による所有権喪失の抗弁を主張した。

Xは、BからYに対する上記売買の事実を否認するとともに、Yは、上記売買に際し背信的悪意者であったとして、その旨の再抗弁を主張した。

このように、本件は、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求という実務上よく見受けられる基本的な類型の訴訟について、具体的事案を踏まえて民法の基礎的理解を示すことができるかを問うとともに、本件において認定すべき争点（争いのある主要事実）について適切に事実認定できるかを問うものである。

イ 起案事項

①訴訟物の記載、②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張の見出しと主張内容の要約の記載、③争点（争いのある主要事実）の記載、④争点について結論の記載と理由の説明をそれぞれ求めた。

①は、本件事案に即して適切に訴訟物を把握できるかを問うものである。

②では、民法の基本的・基礎的な理解をもとに、当事者の主張の位置づけを吟味しながら的確に主張分析していくことが求められる。民事実体法の基本的事項（要件・効果など）に関する正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解を確認するものである。

③・④では、以上の主張整理を踏まえて、本件において認定すべき複数の争点を修習生自身で発見し、それらについて結論と理由を記載することを求めた。本件においては、B・Y間における上記売買の事実に加え、Yが上記売買の際にAによる本件土地の多年占有を認識していた事実、Yの背信性の評価根拠事実が争点となるが、そのいずれについても直接証拠である類型的にみて信用性の高い文書は存在せず、当事者間の交渉経緯や当事者の行動を時系列に沿って具体的に認定し、それらに基づいて当事者の供述の信用性を検討し、あるいは要証事実を推認判断していく必要がある。

起案の講評では、単に結論を教えるのではなく、双方向、多方向の指導方法を探り入れ、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

経営コンサルティングを営む株式会社であるXが、家具の販売等を営む株式会社であるYに対し、Yから新たな業務形態のシステム制作（コンセプト設計）を依頼され（本件制作契約）、同システムを完成させたとして、約定の報酬及び遅延損害金の支払を求めた。

これに対し、Yは、本件制作契約の締結を否認し、請求を争った。

なお、Xは、準備書面において、訴状記載の請求原因（本件制作契約に基づく報酬支払請求）に加え、これが認められない場合に備え、複数の主張を追加して主張している（記録上は「記載省略」とされており、後記のとおり、起案事項としてその内容の検討を求めている。）。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載、②Xが追加した主張について複数の法律構成及びそのような法律構成を考えることができる理由の説明、③訴状記載の主たる請求について争点（争いのある主要事実）の記載、同争点に対する判断について結論の記載及びその理由の説明をそれぞれ求めた。

①は、本件事案に即して適切に訴訟物を把握できるかを問うものである。

②は、訴状記載の請求原因が認められない場合に、記録上表れている事実関係を前提にすると、どのような法律構成を追加して主張することが適切だと考えられるかを検討させるものである。当該事件の事実関係を意識した上で、実体法の知識を用い、考えられる法律構成を複数検討することが求められており、事実関係の把握及び実体法の正確な理解が重要であることを意識させる内容となっている。

③は、X・Y間における本件制作契約の締結が認定できるかを検討させるものである。本件において、これを直接認定することができるような典型的にみて信用性の高い文書は存在せず、X代表者本人の供述等があるのみであって、その信用性を検討する必要があるところ、契約締結までの当事者間の交渉経緯がどのようなものであったか、その後の当事者の行動がどのようなものであったかについて事実関係を適切かつ具体的に把握、検討した上で、説得的に結論を導くことができるかを確認しようとするものである。

起案の講評では、双方向・多方向の指導方法を取り入れるとともに、班別討議を行わせるなどして、修習生に活発に意見を述べさせながら、結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた指導を行った。

3 演習（争点整理）

(1) 総説

新第65期集合修習から新しく設けられたカリキュラムである。実践的な争点整

理は、訴訟の進行に応じて変動する主張や証拠に即してなされるべきものであり、本演習は、修習生に対してこのような争点整理の動的な部分を体験させることを趣旨とするものである。本演習では、瑕疵担保責任が問題となる建築訴訟を取り上げた。まず、第1回口頭弁論期日終了後、弁論準備手続期日が指定され、双方から準備書面が提出された時点の記録（第1分冊）を配布して、事情も含めた事実や法的に不明確な主張を検討させ、争いのある事実を抽出するとともに、法的に構成し得ない主張や要件事実が不足する主張などを整理し、更にその時点の証拠から得られる暫定的な心証をも手がかりにして、今後の争点整理の方向性や立証の見通しを考えさせた。これらの点についての講評後、更に、第2回弁論準備手続期日が終了した段階の記録（第2分冊）を配布し、その段階での争点を検討させるとともに、提出されている主張と証拠の状況を踏まえ、専門委員の活用や現地進行協議期日の活用をも視野に入れてその後の進行を検討させた。また、和解を勧奨するとした場合の考慮要素等を問い、当該訴訟の背景事情等も踏まえた解決の方向性や内容を検討させることで、事案に応じた適切な紛争解決能力をかん養することも目的としたものである。

(2) 事案の概要

原告（X）が、被告（Y）に対し、Yから発注を受けたY宅のリフォーム工事及び耐震補強工事を完成させたとして、請負契約に基づき報酬の支払を請求した事案である。

Yは、Xには基礎の耐震補強工事も依頼していたとして請負契約の内容を否認するとともに、Xの施工した工事には不具合・未施工があるから仕事は完成していないとしてこれを否認した。また、抗弁として、①瑕疵があるから請負契約を解除する、②瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と報酬支払請求権とを相殺する、と主張した。

このように、本件は、建築を巡る訴訟であり、専門的知見を要する訴訟類型であることから、請負契約や瑕疵担保責任に関する正確な理解とともに、木造建築の構造や工法に関する一定程度の理解を要するものであり、争点整理を進めるに当たっては、専門的知見の利用も視野に入れて考えることが必要な内容となっている（ただし、必要な情報の多くは記録中に記載されている。）。

(3) 演習内容等

演習内容は、訴訟の進行に応じて2段階に分かれる。まず、第1段階は、修習記録の第1分冊に基づいて、①本件訴訟の訴訟物を検討する、②請求原因を整理して、そのうち請負契約の内容に関して争いがあるのか否かを確定するとともに立証の見通しを検討し、仕事の完成の意味を考察することを通じて、同事実に争いがあるのか否かを確定する、③解除の主張が民法の要件を満たしているのかを検討し、本件訴訟において解除を主張することの意味を撤回の可否を含めて検討する、④相殺の抗弁について、Yの主張する瑕疵の内容を確定し、そのうち争いのある事実を抽出するとともに、立証の見通し等を検討するというものである。次に、第2段階は、修習記録の第2分冊をも検討した上で、①これらの争点整理を経た結果、第2回弁論準備手続期日終了時点での争点は何かを確定する、②こうした争点整理の状況を

踏まえ、専門的知見の利用等をも含めて今後の訴訟の進行について検討する、③本件訴訟について和解を勧誘するとした場合に考慮すべき要素について検討するというものである。

演習の講評は、要件事実や訴訟手続の細かい知識を解説するのではなく、これらの検討過程を通じて、修習生が争点整理のダイナミズムを感じ、理解することができるように、主張や立証の状況によって争点がどのように変化するかという争点整理のプロセスに重点を置いた指導を行い、また、争点整理に対する実務的な考え方や視点も織り交ぜながら実践的な指導を行った。このように、本カリキュラムは、実務家としての基礎的かつ実践的な思考力、状況に応じた問題解決能力の養成を目的とするものであり、法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

Ⅱ 民事弁護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行)

ア 民事保全手続の概略 (ビデオ教材視聴)

具体的な民事事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより、民事保全・民事執行の各手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は、顧問先の不動産会社が賃貸しているビルの一室を賃借人以外の者が占有していることが判明したため、同社からの依頼を受け、賃貸借契約を解除して建物の占有者に対し明渡しを請求した事案を用いて、占有移転禁止の仮処分の申立てから、建物明渡請求の本案訴訟、判決に基づく強制執行までの各手続の流れを映像化したものである。

イ 両手続の概略的説明及び事例に基づく研究解説等

民事保全・民事執行はいずれも極めて実践的な分野であり、その手続の習熟及びスキルアップは実務家として必要不可欠である。そこで、両手続を概説し、実務上よく見受けられる事例を用いて研究させた。なお、民事事件において、保全、本案、執行は一連の手続の流れに位置づけられるものであるから、事例はいずれも民事保全及び民事執行を有機的に結びつけた設定とした。両手続を同一のカリキュラムにおいて一体的・統一的に教えることで、学修の効果を上げることを狙いとしたものである。

設問の内容は、①仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法、保全異議及び債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等、②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法等を問うものとし、それらの設問の解説講義を行うとともに、さらに参考問題として、③土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求める場合において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問う課題も与えた。

(2) 講義 2 (契約概説)

弁護士の業務は、法廷活動に限られるものではなく、その極めて基本的かつ重要なものとして、契約書の作成、修正及び契約締結交渉に係る業務がある。契約書作成に当たっては、最終的には訴訟手続上の証拠として提出され得ることも想定しながら、紛争を未然に防止し、依頼者の利益を擁護することが重要である。

本講義では、弁護士業務と契約案件の関わり、契約書作成に関する基礎的事項についての概説的講義を行った。その上で、本講義での学習を踏まえて行われる民事共通講義(契約書作成)の事例と課題を修習生に与え、これを検討させることを通じて、学修効果の定着を図った。

(3) 講義 3 (弁護士の職責と倫理)

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に、社会から負託された弁護士の職責、使命を再確認させ、弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させることを目的とし、弁護士活動全般を題材として、教官から実務法曹としての心構

えについて指導した。なお、職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は、法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2 問題研究

問題研究（事案分析・準備書面）

(1) 実施内容

起案 1, 2 の実施に先立ち、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の養育を図るとともに、法律文書の作成に関する一般的な留意事項、訴訟手続における準備書面の果たす役割等についての理解を深め、さらに、説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として、修習記録を用いた事案分析とその結果の起案及びその分析結果を踏まえた準備書面起案を題材に、問題研究、解説を行った。

(2) 事案の概要

依頼者は、プールバーの経営を目的として、仲介業者の仲介により、売主から本件土地を 1, 100 万円で購入するとともに、仲介業者に対して本件土地上の建物の建築を発注したところ、本件土地が市街化調整区域内にあり依頼者の意図していたプールバー施設の建築ができないことが判明した。このため依頼者が、売主に対して、支払済みの売買代金 1, 100 万円の返還を求めた事案である。

(3) 研究事項等

ア 事案分析報告書

上記事案につき、弁護士と依頼者等とのやりとりの状況と、その過程で弁護士が取得した資料で構成される記録を修習生に与え、提訴を依頼された弁護士という立場で、民事訴訟を提起する場合の法律構成や見通し等について分析した報告書を起案させ、その解説を行った。

分析事項は、請求をするに当たって考えられる法律構成及び訴状において主張することが妥当と考えられる法律構成の選択とその理由、訴訟で想定される事実認定上の争点とそれが争点となる理由、争点に関する立証の見通しとその理由、必要な立証活動等である。当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら、確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし、追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い、依頼者のニーズと事案の解決に適した具体的な紛争解決手段の選択・分析を行うことは弁護士業務の基本である。具体的事案を通して、上記のような弁護士として必要不可欠なスキルのかん養を目的としたものである。

イ 準備書面

上記アの記録に加えて、訴状、答弁書等を含む記録を追加して修習生に与え、答弁書に対する反論を内容とする原告準備書面を検討させるとともに、訴状、答弁書及び準備書面の作成技法や説得的な法律文書の作成方法についての研究を行った。

3 起案

(1) 起案 1

ア 事案の概要

原告が、訴外会社に対する売掛金を回収するために、訴外会社の被告らに対する請負代金債権の仮差押え及び差押え（仮差押えの本執行移行）を行い、その後、取立訴訟を提起したという事案である。被告らは、被差押債権の弁済による消滅を主張して争っており、主たる争点はこの弁済の有無である。

イ 起案事項等

（ア）（最終）準備書面

具体的事案を通して、法的問題の解決に必要な技法や思考方法、説得的な法律文書の作成方法といった法律家に共通して必要となるスキルを体得させることを目的として、原告最終準備書面を起案させた。

中心的な論点は被告らの訴外会社への弁済の有無であり、原告訴訟代理人の立場から、適切な事実を抽出し、証拠に基づいて、弁済の事実のないことを様々な角度から説得的に論証することを求めた。

（イ）小問

上記事案に関連して、訴え提起前及び訴え提起後の各証拠収集活動に関する小問や陳述催告に対する陳述の効果等を問う小問を出題し、立証活動の重要性を意識させるとともに、民事保全や民事執行手続に関する基本的な知識や理解を試した。

(2) 起案 2

ア 事案の概要

原告が、被告らに対して、所有権に基づき、大鉢の引渡しを請求したのに対し、被告らは、当該大鉢は被告らの被相続人亡T（被告1の夫であり、被告2の父）が生前に第三者から売買により取得したものであるとして争っている事案である。主たる争点は、亡Tに対し大鉢を売却した第三者の売却処分権限の有無、及び亡Tによる即時取得の成否である。

イ 起案事項等

（ア）事案分析報告書

上記事案につき、提訴後に被告から相談を受けた弁護士の立場で、訴訟の展開について一定の見通しを立てることを目的として、予想される争点及びその立証の見込み等について事案分析を行わせ、その結果を起案させた。分析事項は、本件訴訟の訴訟物、原告の請求に対する反論として考えられる法律構成、各法律主張について想定される事実認定上の争点、各争点に関する立証の見通し及びその理由等である。

当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら、確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし、追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い、紛争解決に向けての見通しを立てることは、弁護士業務の基本である。本起案は、このような弁護士として必要不可欠な能力を、具体的事案を通して養うことを目的としたものである。

（イ）答弁書

事案の法的分析を踏まえて、答弁書を起案させた。弁護士は、依頼者からの事情聴取、調査・証拠収集活動及び法的分析を経て、最終的には、検討の結果を裁判所その他の第三者へ示すために、書面化することが求められる。本起案では、上記(ア)の事案分析を前提として、裁判官を説得するに足る表現能力の修得を目指して、指導を行った。

(ウ) 小問

上記事案に関連して、相手方代理人が作成した和解条項案について、訴訟代理人として、合意された和解条件の骨子や自らの法的主張等を考慮しつつ、より依頼者に有利な条項となるよう修正等を加えるという実務で一般的に行われている手法を実際に体験させる小問を出題した。条項の形式面よりもその内容面を重視する観点から、条項の修正案だけではなく、修正理由も記載させることとした。

4 演習

(1) 演習 1 (法律相談)

ア 実施の概要

本演習は、二つの事例を用いて、修習生に法律相談担当弁護士役として実際に法律相談をロール・プレイさせるとともに、その振り返りや講評を行うものである。相談者役には、現職弁護士が当たった。

イ 演習の目的

法律相談は、受任に先立つ行為として、受任の可否、事案解決の見込み、処理方針などを判断し、かつ、依頼者に対して、報酬等の説明、事案処理方針の説明、弁護士委任契約の締結などを行う重要なステージである。また、依頼者から適切に事案の本質を聴き出し、かつ、依頼者との信頼関係を醸成する重要な場でもある。

本演習は、法律相談の重要性に鑑み、効率的な法律相談及びその機能を理解させることを狙いとするものである。また、同時に、実務では、与えられた課題に対して正しい答えを出すこと以上に、依頼者のために課題を見出し、自ら主体的に最善の解決方法を探索し、実践することが肝要であるという、弁護士としての考え方を、演習の形式を使って理解させることをも狙いとしている。

ウ 事案の概要

(ア) ケース 1

事案は、マンションの一室を事務所として賃借して使用している相談者が、賃貸人から、用法遵守義務違反を理由に事務所としての使用中止を警告する旨の内容証明郵便を受け取り、今後の対応について相談に来たというものである。弁護士会の法律相談場面を想定しており、修習生には、法律相談カードによって相談のごく概要のみしか事前に知らせていない。ケース 1 は、インタビューを中心として、当該法律相談で重要な情報は何か、いかに要領よく事実関係を把握するか、そのために相談者がいかに話しやすい雰囲気を作るべきか、相談者に対する応答は適切かどうかなどを、相談担当弁護士役の立場に立って

考えることに主眼を置くものである。

(イ) ケース 2

事案は、顧問先の織物会社が卸問屋に反物を売却したところ、卸問屋が手形不渡りを出しそうであるとの情報が流れたため、代金回収や反物の取り戻し等の対応を相談に来たというものである。顧問会社の具体的な紛争処理の相談を想定しており、修習生には、あらかじめ紛争の具体的な概要や関係資料を示している。ケース 2 は、事前に示されている資料や情報に基づいて、的確なコンサルティングを行って事件処置方針を立てることに重点を置くものである。

エ 実施内容

ケースごとに 5 人の修習生が相談担当弁護士役となり、相談者から 30 分程度の法律相談ロール・プレイングを行い、また、相談担当弁護士役とは別に、弁護士側と相談者側にそれぞれ 4 名の観察者役を指名し、弁護士あるいは相談者になったつもりで法律相談を主体的に観察させた。ロール・プレイング後に、教官及び相談者役からの講評、及び観察者役の振り返りによる検討を行い、法律相談や弁護士の助言に関する技法の修得を図った。

(2) 演習 2 (立証)

ア 総説

実務においては、事実は所与のものではなく、事実自体が不明確であることが大半である。事実を踏まえない法律論は無意味であり、弁護士はまず事実を把握することから入らなければならない。演習では、民事弁護実務において極めて重要な意義を有する立証活動について、総論として、裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で、各論として、具体的な事例を題材に、弁護士が依頼者から相談を受け、事案を把握し、対応を検討するに際し、いかなる調査・証拠収集活動を行うのか、収集した内容をどのように証拠化していくのか等の事項を、双方向の演習を通じて、修習生に修得させることを目的として指導を行った。

イ 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人である X は、当該マンションの居室の賃借人である Y が、居住用と定める契約上の使用目的に反して、同居室を事務所として使用していることを知った。X から依頼を受けた A 弁護士が Y に対し事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ、Y の依頼を受けた B 弁護士から反論の内容証明郵便が送付された。

当該居室は、その後、Y 不在中の出火により、ほぼ全焼した。出火原因について、X は Y が当該居室の室内を改造して取り付けした照明設備が原因と主張しており、他方、Y は賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

ウ 実施内容

事案の概要(出火の前と後の A, B 両弁護士による事情聴取の形式によるもの)、賃貸借契約書、図面等を資料として事前配布し、当該事例に関して、当該居室の事務所使用につき賃貸人 X の承諾があったという事実を立証するために B 弁護士

が行うべき証拠収集活動や，相手方Yに対して損害賠償請求をするためにA弁護士が行うべき立証活動等についてあらかじめ検討させた上，演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ 民事共通

1 民事共通演習 1 から 4 まで

(1) 総説

ア 趣旨

裁判官，原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ，証人役からの事情聴取，法律構成の再構築及び立証方針の策定等を経て，争点及び証拠を整理した上で人証の集中的な証拠調べを行うという訴訟運営を実施させることによって，一つの事件について，事情聴取から判決に至るプロセスを実践的に理解させ，法曹として必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，説得的な表現能力等を総合的に向上させることを目標とした。

この演習では，修習生に対し，あえて法律構成や立証が不十分な主張書面，言い分及び各当事者の手持ち書証を与えることにより，生の言い分から動的に法律構成を組み立てさせ，主体的に事案を解決するプロセスを経験させ，実務的な活動の在り方を修得させることを狙いとしている。

イ 事案の概要

印刷会社である原告は，被告から，被告が経営するカラオケボックス店で使用する会員カードの製作依頼を受け，20店舗分の会員カード計8万枚の表面を印刷した上，新規出店の都度4,000枚ずつ裏面に必要な店舗情報を印刷し，被告に対して納品していた。被告は，3店舗分の計1万2,000枚のカードを原告から受領し，これに相当する代金を支払ったものの，その後事業計画が頓挫したことをきっかけに，残りのカードを原告から受領せず，また，これに相当する代金の支払を拒んだため，原告は，被告に対して，表面印刷済みの残カード全部につき代金等の支払を求めた。

(2) 民事共通演習 1（口頭弁論）

ア 課題及び実演等

修習生全員に裁判官，原告代理人，被告代理人又は各証人の役割を与え，演習1に先立つ演習1準備において，各グループ（裁判官役，各代理人役ごとに3人から5人の複数のグループを組成）に法律構成等を検討させ，かつ，各代理人グループにはそれぞれ共同で証人役からの事情聴取を体験させた上，各グループに合議の結果に基づく検討メモ及び既提出書証に関する証拠説明書を作成，提出させた。その上で，裁判官役，原告代理人役又は被告代理人役ごとに各グループを合体してそれぞれ大合議又は作戦会議での検討を経た上，第1回口頭弁論期日において，三者それぞれの担当グループがロール・プレイングの方法により，訴訟物，主要な争点及び立証方針の確認等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは訴状・答弁書の審査等，第1回口頭弁論期日前の準備について，民事弁護教官からは事情聴取等の訴訟活動に向けた準備活動等について，それぞれ問題点を指摘するなどの講評を行った。

(3) 民事共通演習 2（弁論準備手続期日）

ア 趣旨

演習 2 に先立ち、代理人役の担当グループに、第 1 回口頭弁論期日の結果を踏まえた準備書面を作成させ、併せて手持ち書証の中から追加提出すべきものを選択の上、証拠説明書とともに提出させた。演習 2 では、弁論準備手続期日において、三者それぞれの担当グループがロール・プレイングの方法による主張及び証拠の整理を行い、主要事実レベルでの争点を確定するとともに、更に重要な間接事実レベルでの争点についても議論し、また、書証の認否、人証の採否及び人証調べに関する協議等を行った。

イ 講評

民事裁判教官からは、争点整理全般について講評を行い、民事弁護教官からは、主に次に予定する尋問についての総論的な講義を行った。

(4) 民事共通演習 3 (交互尋問)

ア 趣旨

演習 2 に引き続き、証人尋問を実施し、代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに、尋問技術の修得を図ることを目指した。あわせて、裁判官役の修習生には訴訟指揮を行わせ、交互尋問の進め方、補充尋問、異議の処理、事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって、適切な尋問期日の進行（訴訟運営）や事実認定の在り方について研究させた。

イ 事前準備等

代理人役の担当グループに、各証人の陳述書、尋問事項書及び尋問で明らかにすべき事項のポイントをまとめた尋問ポイントメモをそれぞれ事前提出させた。

ウ 交互尋問等

弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上、各証人の尋問を実施した。

エ 講評等

修習生自身に尋問や訴訟指揮を模擬的に体験させることによって、尋問技術や訴訟指揮について、実際に行うことの難しさを経験させるとともに、尋問に至るまでの事情聴取や主張立証の組立ての重要性を確認させた。また、証人役の修習生からも、実際に尋問を受けた感想を発表させることによって、尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

(ア) 外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

尋問を傍聴した裁判所職員総合研修所教官から、裁判所書記官の観点からの尋問の問題点等を指摘してもらうなどして、多面的かつ実践的な指導を行った。

(イ) 教官による講評

民事裁判教官及び民事弁護教官から、各場面での尋問の在り方や、あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(ウ) 事実認定討論

尋問を踏まえて、事実認定についてグループ討論を行わせ、裁判官役の各グループからは理由付きの判決メモを、代理人役の各グループからも簡易なメモ

を、それぞれ作成・提出させた。

(5) 民事共通演習 4 (判決)

ア 判決

民事共通演習 3 における尋問等の証拠調べの結果を踏まえて、全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

イ 教官による講評

民事裁判教官からは主に事実認定と心証形成の在り方などについて、民事弁護教官からは準備書面、陳述書及び尋問などについて、それぞれ総評的な講評を行った。

2 民事共通問題研究 (和解)

実務では、訴訟上・訴訟外の和解により紛争が解決する場合が多い。そこで、民事共通演習と同一の記録を用いて、全修習生に裁判官、原告代理人及び被告代理人の各役割を割り振り、訴訟上の和解を素材にして、和解交渉から和解成立（又は不成立）に至るプロセスをロール・プレイングの方法で体験させた。演習後は、民事裁判教官及び民事弁護教官から、それぞれ、和解交渉に臨むに当たっての視点やポイントを講評するとともに、民事弁護教官から和解条項作成に当たって配慮を要する事項等について講義を行い、理解を深めさせた。

3 民事共通講義 (契約書作成)

本講義では、民事弁護講義 2 (契約概説) の学習を前提として、事前に、修習生に、依頼者から検討を依頼された契約書案と法律相談の概要を配布し、契約書案に含まれる問題点の検討、修正案の作成、依頼者から聴取すべき点の検討、相手方の反応を想定した交渉戦略の検討を行わせた。その上で、修習生の事前検討の結果を前提に、各契約条項の修正案について講義することを通して、契約実務の基本的な知識と考え方を教示した。具体的な契約書案と修習生の事前検討を踏まえた講義を行うことにより、契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方をできる限り実践的に体得させることに意を用いた。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義

(1) 講義1

演習事例（殺人未遂等被告事件）を題材として、(1)公訴提起直後の段階、(2)検察官から証明予定事実記載書の提出及び証拠請求がなされた段階、(3)弁護人から予定主張記載書面の提出及び証拠意見の表明がなされた段階等において、裁判所が、どのように争点及び証拠の整理（以下「争点整理等」という。）を進めるべきか、当事者として争点整理等に向けてどのように準備を進めるべきかを内容とする演習問題を検討させるとともに、争点整理等の目的や、争点整理等において行われるべき事項について教官から解説を行った。

(2) 講義2

最終講義として、刑事裁判科目のまとめをしたほか、法曹となるに当たり必要な心構え等について、教官から、その経験等に基づき説明した。

2 起案

(1) 総説

刑事裁判科目の2回の起案は、それぞれ一つの修習記録に基づき、特定の争点について、争点整理等の在り方や、その結果等をも踏まえた事実認定の在り方を検討させるとともに、当該事案の進展に応じて生じるいくつかの問題について検討を求めるものである。なお、修習記録は、実在した事件の中から修習に適したものを選別し、これを素材に適宜改変を施して作成している。

公判前整理手続の段階における争点整理等に関する設問は、当事者の主張の内容等を踏まえ、その主張する証拠の構造や、ポイントの意味合い、重みなどを考えさせ、公判審理を見通す動態的思考力を問うことに主眼を置くものである。また、公判審理の段階における事実認定に関する設問においては、当事者の主張の内容や争点整理の結果等をも踏まえつつ、争点となった事実の存否について、各自の結論に至った判断過程を論理的に説明することを求めている。さらに、手続の各段階で生起する問題に関する設問では、争点整理の進展や結果を踏まえた解答が要求されるなど、実体面と手続面を有機的に連関して考える能力も問われている。

なお、いずれの設問についても、書式、形式等を要求するものではないし、単なる知識を問うものでもなく、新司法修習における指導理念に対応した、法曹としての活動に共通して必要となる汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いて出題している。

(2) 起案1

ア 事案の概要

被告人が故意を否認しているスーパーマーケットにおける万引き窃盗の事案である（なお、被告人が被害品を店外に持ち出すまでの経緯、態様等に照らし、窃

盗罪のほか、詐欺罪の成否も問題となり得る事案である。）。

イ 起案事項

(ア) 公判前整理段階で検討すべき事項に関する起案

重要な検察官調書の証明力を判断するため、どのような類型証拠の請求を行うべきかを検討させるとともに、検察官から提出された証明予定事実記載書と弁護人から事実上示された弁護方針を踏まえ、裁判所として、要証事実（窃盗の故意）との関係で、検察官に対しどのような求釈明を行うべきかを問う出題をした。

(イ) 公判審理段階で検討すべき事項に関する起案

重要証人に対する検察官の主尋問を取り上げ、このうち、弁護人として異議を申し立てるべき尋問はないか、検討を求めた。また、証拠調べを終えた段階で、検察官が要証事実（窃盗の故意）につき立証不十分と判断されるおそれがあると考えた場合、いかなる措置を採ることが考えられるか（公判前整理手続を経た事件における訴因変更の可否及び限界）を検討させた。さらに、最終的な事実認定として、被告人に窃盗罪が成立するか、成立しないとした場合いかなる犯罪が成立するかにつき、結論を示させた上、その結論に至る判断過程を証拠に基づき説明するよう求めた。

ウ 講評

各設問を通じ、最終的な事実認定を見据え、手続の各段階に応じて、要証事実との関係を有機的に考えさせ、手続の連続性を意識した講評を行った。

取り分け、求釈明事項に関する設問との関係では、公判前整理手続の比較的初期の段階での争点整理の在り方を、争点整理の意義、裁判所や当事者の関与の在り方にも触れながら、理解させるように努めた。また、訴因変更の可否等を問う出題では、単に法律解釈の知識を説明するのではなく、本問の具体的な事実関係や訴訟経過に即した的確な視点を提供できるように配慮した。

事実認定に関する設問では、要証事実との関係で積極又は消極に働く間接事実を適切に取り出し、それらがどのような意味で要証事実に結びつくのかを意識した検討を行う必要性について、理解が深まるよう配慮した。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

被告人が、自己が犯人であることを争っている、非現住建造物等放火の事案である。

イ 起案事項

(ア) 公判前整理段階で検討すべき事項に関する起案

検察官から提出された証明予定事実記載書を踏まえ、裁判所として、その書面に記載された間接事実が要証事実（被告人と犯人との同一性）との関係でどのような意味を持つのか、要証事実認定のポイントはどこになりそうか、についての分析を求める出題をした。また、弁護人から提出された予定主張を踏まえ、弁護人として、検察官に対し、どのような主張関連証拠の開示請求を行うべきか、検討を求める出題をした。さらに、弁護人の主張が明示された段階に

おける弁護人からの保釈請求について、争点との関係で罪証隠滅のおそれなどの程度具体的に認められるのかなどの点に留意しながら、その許否につき検討を求める出題をした。

(イ) 公判審理段階で検討すべき事項に関する起案

最終的な事実認定として、証明予定事実記載書で示された間接事実のうちの1つが認定できるか否かにつき、結論を示させた上、その結論に至る判断過程を証拠に基づいて説明するよう求める出題をした。

ウ 講評

起案1と同様の方法で実施した。

各設問を通じ、最終的な事実認定を見据え、手続の進行段階に応じて、要証事実との関係を有機的に考えさせ、手続の連続性を意識した講評を行った。取り分け、検察官の主張分析に関する設問との関係では、当事者追行主義及び争点整理に資する当事者の主張の在り方についての理解を深めさせることにも留意した。

事実認定に関する設問との関係では、間接事実の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかを検討するに当たり、弁護人の主張を踏まえ、証拠から意味のある個々の再間接事実を的確に認定した上、論理的な関連性を意識して説明することの重要性について、理解を深めさせることに留意した。

3 問題研究1及び2

(1) 指導目標

間接事実による事実認定が問題となる事案においては、その立証上、科学的証拠が重要な位置を占めるものも少なくない。このような事案で適切な事実認定を行うためには、当該証拠が依拠する科学的知見の特質について基本的視点を有していることのほか、当該科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対して持つ意味とその限界を解明することが不可欠である。また、一般に、科学的証拠は、鑑定結果として示されることが多いことから、その証明力や証拠調べの方法等についての確な問題意識を持つことも有益である。そこで、問題研究1では、修習生に対し、具体的事例に基づいて問題を提起し、科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させ、要証事実との関係で科学的証拠が持つ意味とその限界を解明することの重要性を理解させるとともに、公判前整理手続の場面における争点整理等に際し、鑑定を巡って留意しておくべき事項等について、理解を深めさせることを目標とした。

また、刑事裁判において、争点整理等を適正かつ迅速に進行させるためには、その前提として、早期の段階から弁護人による充実した弁護活動が行われる必要があることはいうまでもない。そこで、問題研究2では、充実した弁護活動を行う際の重要な前提となる証拠開示制度に関し、具体的事例に基づく問題を提起し、実務上の主要な論点を理解させるとともに、いわゆる任意開示の運用を巡る現状やその意義についても理解を深めさせることに留意した。

(2) 実施内容

問題研究1では、いずれも犯人性が争われているが、DNA型鑑定の持ち得る意

味合いが異なる2つの強盗殺人等の事例を取り上げ、それぞれ事実の概要に関する資料を配布し、研究を行った。

具体的には、各事例で認められる科学的証拠に依拠した間接事実を中心に、それが要証事実を推認させる理由と推認を妨げる事情、更には鑑定人の証人尋問に備えた実務上の工夫や留意事項等について問題を提起し、グループ別討論を実施した上で、クラス全体による討論を行った。研究討論の際には、上記指導目標を意識し、科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付き如何を慎重に検討することの重要性について、修習生の理解が深まるよう配慮した。また、その冒頭において、DNA型鑑定を題材に、科学的証拠による事実認定に際し問題となり得る一般的な注意点等について、説明を加えた。

また、問題研究2の証拠開示に関しては、従来から、刑事共通演習（後記IV1）との連動性を意識し、これと共通する教材を使用するなどの工夫を講じてきたところであるが、より実質的に刑事共通演習との一体性を高め、実施時期の面でもこれと連続した一連のカリキュラムと位置付けて、その実施方法を改めた。これにより、証拠開示と争点整理との関連性についてより明確な意識付けを行って、充実した争点整理を迅速に行うという観点から、証拠開示にどのような姿勢で臨むべきかを一層意識的に考えさせるようにし、証拠開示を巡る多角的な理解が深まるよう留意した。

具体的には、強盗致傷被告事件の刑事争点整理教材を題材として強盗致傷の共同正犯の事例を取り上げ、各修習生を裁判官役、検察官役、弁護士役のそれぞれのグループに分けた上、役柄に応じて教材の配布範囲を変えた。三者による打合せを行った上、検察官役が証明予定事実記載書を作成、提出した後、弁護士役は、類型証拠開示請求をすべき事項を、検察官役は類型証拠開示請求を受けて対処すべき事項を、裁判官役は類型証拠開示に関する裁定請求が出た場合の対応を、それぞれ検討することとし、これらの類型証拠開示等を踏まえながら更に争点整理手続を進行させることとした。並行して、実務におけるいわゆる任意開示の運用を踏まえ、検察官役が、任意開示すべき証拠を随時開示することとして、手続進行に向けた法曹三者の相互理解を醸成するよう努めた。

その上で、刑事共通演習1の時間に全体討論及び講評を行い、上記の過程で課題として浮かび上がった事項について、実務における現状や今後の在るべき方向性等について検討を深めさせ、また、検察教官及び刑事弁護教官の参加を得て、それぞれの立場における留意点等についても、各教官から適宜助言を行った。

Ⅱ 検 察

1 講義

(1) 講義 1 (2 コマ連続)

ア 集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に、集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び習得目標を説明した。

イ 総括的復習

これまで行ってきた実務修習の総まとめとして、検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い、その中で、①証拠による事実認定の意義、②間接事実を用いた事実認定の手法、③客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方、④犯人目撃識別供述、共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法、⑤訴因構成の考え方、⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して、これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上、その法的評価(要件該当性)を的確に検討するなど犯罪の成否に関する検討手法等について、改めて説明した。

さらに、こうした検討結果を正しく文章表現するという観点から、公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解、誤用などに言及しながら、改めて指導した。

(2) 講義 2

集合修習における最終講義として、集合修習における検察科目の総まとめを行い、さらに、法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2 起案

(1) 検察起案の概要

検察科目の起案は、修習記録を検討させ、検察官として適切な終局処分をするものとして、被疑者につき起訴又は不起訴の処分を決定させ、起訴状に記載すべき公訴事実等又は不起訴裁定書に記載すべき事実等を起案させた上、当該処分に至る思考過程を記述させるものである。主問として、犯人性及び犯罪の成否等の両方を記述させるもの、あるいは、当該処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否等に係る部分のいずれかについて記述させるものがあり、さらに、小問として、①重要人物の供述内容の信用性検討に関する問題、②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

主問及び小問いずれもが、司法修習における指導理念に対応し、法曹としての汎用性のある基礎的な能力を習得させることに重点を置いた出題であり、刑事手続に関する問題についても、単に法的知識を問うだけではなく、修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ正解に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本件は、家賃の支払い等に窮した被疑者兩名が共謀の上、通行中の女性を脅迫するなどして現金等を強取し、その際、被害者に傷害を負わせたという強盗致傷事案であり、被疑者２名のうち、１名が実行行為を行い、残る１名は、実行行為を行わず、逃走車両の運転手役等を務めたという事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、当該処分に至る思考過程のうち、犯人性を除く、被疑者兩名の犯罪の成否等について記述させた。

(イ) 小問

重要人物の供述内容の信用性検討に関する問題として、被疑者兩名の共謀場面を見聞きした、被疑者のうちの１名の交際相手の供述内容の信用性を検討・記述させた。

刑事手続に関する問題として、被疑者兩名につき、勾留請求時に接見禁止請求をすべき理由を検討・記述させた。

ウ 講評

起案実施日の約２週間後の講評前までに、添削・採点を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ、記憶を鮮明にさせた上、講評においては、修習生の理解が不十分であった部分を中心としつつ、犯罪の成否に係る部分に関し、構成要件該当性（客観面・主観面）、共謀共同正犯の成否等について、それぞれ具体的かつ詳細に解説・教示し、小問についても、具体的な事実関係に即して解説・教示して、各修習生の理解を深めることに努めた。

(3) 起案２

ア 事案の概要

本件は、被疑者が、コンサートチケットを有していないにもかかわらず、インターネットの掲示板に、同チケットを格安で譲る旨の書き込みをし、同掲示板を見て購入を申し込んできた客から、チケット代金として現金９万円を詐取したという詐欺の事案である。

イ 起案事項等

(ア) 主問

修習記録を検討し、検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに、当該処分に至る思考過程として、犯人性、犯罪の成否等について記述させた。

(イ) 小問

重要人物の供述内容の信用性検討に関する問題として、代金の振込先口座のキャッシュカード等を被疑者に貸した、被疑者の友人の供述内容の信用性を検討・記述させた。

刑事手続に関する問題として、搜索差押許可状に基づき被疑者方を搜索した際、たまたま居合わせた被疑者の父親の着衣内を搜索できるかという問題を出題し、検討・記述させた。

ウ 講評

起案 1 と同様、起案実施日の約 2 週間後の講評前までに、添削・採点を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ、記憶を鮮明にさせた上、講評においては、修習生の理解が不十分であった部分を中心としつつ、主問のうち、犯人性の検討に係る部分に関しては、①犯人性を推認させる間接事実、②当該間接事実の認定根拠である証拠や再間接事実の検討、③当該間接事実が犯人性を推認させる理由や推認力の程度、④被疑者の供述の信用性について、犯罪の成否に係る部分に関しては、構成要件該当性（客観面・主観面）について、それぞれ具体的かつ詳細に解説・教示し、小問についても、具体的な事実関係に即して解説・教示して、各修習生の理解を深めることに努めた。

3 問題研究（被害者保護）

指導目標及び実施内容等

修習生に対し、犯罪被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し、解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを指導目標とした。

具体的には、深夜、帰宅途中の女性が人通りの少ない路上で強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し、事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項、公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じ、関係する法条を確認しながら、具体的事例に則して解説した。

また、本問題研究では、刑事裁判教官及び刑事弁護教官も各々の立場から、被害者保護制度の基本的事項、問題に直面した場合の心構え・注意事項について説明するなどし、修習生の理解を深めさせることに努めた。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義

(1) 講義 1

ア 集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に、刑事弁護科目の各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に
対応しているかを示しながら、カリキュラムの概要及び全体像について説明を
行った。また、起案に当たっての注意事項などを説明した。

イ 起訴前弁護

起訴前における接見に関する講義を行い、特に初回接見の重要性を理解させる
とともに、接見時の具体的な手法や注意点などを説明し、捜査段階における弁護
活動の基本的手法を確認した。

(2) 講義 2

最終講義として、集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるに当た
っての心構えなどについて講義を行った。

また、カリキュラムにおいて独立して扱えなかった一審判決後の注意点、控訴審
での弁護活動について、強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人
が控訴した事案を題材に講義を行った。

2 起案

(1) 総説

2回の起案を実施し、講評を行った。

使用した修習記録は、実在した無罪事件や、いわゆる認定落ち事件の中から修習
に適したものを選別して作成したものである。

修習記録に基づいて、起案1においては主要な論点について期日間整理手続終了
直前段階にあるとの設定のもと、検察官証明予定事実記載書及び請求証拠、証拠等
関係カードのほかに、開示済証拠と被告人の言い分（被告人からの事情聴取メモ）
を起案資料として示し、同段階において作成すべき想定弁論の案を起案させ、起
案2においては、尋問まで終了した事件記録を題材に弁論要旨全体の起案を行わせ
た。

刑事弁護科目における起案及び講評は、弁護人の立場から、弁護方針に基づいて、
どのように証拠を評価し、説得のための論証を行うかを考えさせるとともに、訴訟
手続や証拠法に関する実務の理解を一層深めさせることを主たる目的としたもので
ある。

(2) 起案 1

ア 事案の概要

本事案は、大学生である被告人が、キャンパス内において、面識のない同じ大
学の学生とささいなことから口論となり、同人の顔面を数回殴打して傷害を負わ
せたとして公訴提起されたものであるが、被告人は、暴行の事実は認めるものの、
先に暴行を受けたことから自身の身の安全を守るために暴行を加えたとして正当

防衛の成立を主張するものである。

急迫不正の侵害の有無（侵害を予期していたか否か，侵害が終了していたか否か），防衛の意思の有無（もっぱら攻撃の意思により暴行が行われたか）が問題となり，自白の任意性・信用性，第三者供述の信用性，被告人の公判供述の信用性が主たる論点となった事案である。

イ 起案事項

弁護人として，期日間整理手続が終了する直前の段階において作成すべき想定弁論の案を起案させた。

ウ 講評

まず事案全体を分析し，争点を把握させた。本設問では，正当防衛が問題となることから，正当防衛の要件に沿って，どの要件が具体的に争いとなっているかを把握させ，その争点について検察官の主張・立証構造を解明し，主要な証拠である第三者の供述の信用性及び自白の弾劾等について解説した。

また，本設問においては，従来実施していた終結記録をもとにした弁論ではなく，「想定」弁論を作成することの必要性について解説をした。即ち公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件においては，検察官証明予定事実を出発点に，争点が整理されること，開示記録を検討して公判での弁護方針を策定することができるようになること，一方で，公判前整理手続又は期日間整理手続が終了した後は主張や立証が制限されることから，公判前整理手続終了前又は期日間整理手続終了前に，弁護方針即ち最終弁論を想定した準備を終えておかなければならないことを理解させるとともに，検察官証明予定事実に対応した主張や弁護側立証を準備する際の思考方法，開示記録を利用した証人尋問の準備の方法，弁護側の立証などについて解説した。

また，本設問においては，想定弁論作成の目的や，その方法について解説した。

さらに，反対尋問の目的やその手法についても説明を行った。

(3) 起案 2

ア 事案の概要

本事案は，被告人を含む 3 名が乗用車に乗車して走行中，被害者に後方から追い越されたことに憤慨して，被害者車両を停止させ，同乗者のうちの一人が被害者に暴行を加えて傷害を与えたところ，被告人は，その暴行により被害者が畏怖しているのに乗じて，同乗者らと共謀して被害者を脅迫して反抗を抑圧した上，現金を強取したとして強盗の罪で公訴提起されたものである。被告人は，共謀の事実も脅迫の事実も否定しており，被害者供述及び第三者供述の信用性が主な論点とされた事案である。

イ 起案事項

弁護人として，弁論要旨に記載すべき事項を起案させた。

ウ 講評

起案 1 と同様に，事案全体を分析して，主な争点を把握させた。その上で，当該争点に関する検察官の主張・立証構造を解説し，被害者証言の信用性の弾劾の手法，第三者供述の信用性の争い方等について解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究 1

前半は、当番弁護士として、住居侵入罪で逮捕された被疑者と初回接見を行うという事例につき、教官らが被疑者役となって模擬接見を実施し、その後、勾留を阻止するために検察官ないし裁判官に提出すべき意見書に記載すべき事項について、模擬接見で聴取した事項に基づきグループ討論及びメモの作成を行わせた。

後半は、同一事案につき、窃盗罪及び住居侵入罪で公訴提起されたことを前提に、勾留後の事情について記載した記録を配布し、当該記録に記載された事情及び、前半の模擬接見の実施により得られた情報を踏まえた上、身体拘束からの解放に向けてどのような活動をする必要があるのか検討させた。講評においては、刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て、実務上の運用等について、幅広い視点から解説を行った。

(2) 問題研究 2

少年2名と、20歳の成人とが、スーパーで酒を万引きし、そのうち少年2名については窃盗で逮捕・勾留され、成人については、逃げる際に事後強盗を行ったとして逮捕・勾留された事例について、少年については、付添人として審判までに行うべき活動、審判において述べるべき意見、要保護性解消のための活動等についてグループ討論を行わせた。また、成人については、情状に関してどのような弁護活動を行うべきかについて、グループ討論を行わせた。

講評においては、本事例の解説に加え、少年事件における実務上の運用及び情状弁護等について、幅広い視点から解説を行った。

IV 刑事共通

1 刑事共通演習 1 及び 2

(1) 指導目標

刑事共通演習は、争点整理演習（演習 1・・・500 分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習 2・・・200 分）との二つの場面で構成されるところ、上記 I の 3 のとおり、刑事裁判問題研究 2（証拠開示）も一連のカリキュラムを構成するものとして実施した。

争点整理演習は、争点中心の充実した公判審理を実現するためには公判前整理手続的確な運用が極めて重要となっていることを踏まえ、具体的な事例を題材に、争点整理等と審理計画の策定について、裁判官、検察官及び弁護士は、それぞれどのような観点から、どのような活動をすべきかを検討させ、その検討に基づく整理手続を実践させることにより、これらの点について基本的な理解を得させることを目標とした。

証人尋問演習は、争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ、法廷での確かな心証を取れるような争点に即した適切な尋問の在り方を理解させることを目標とした。さらに、証人尋問演習を踏まえた論告・弁論を行うこととし、あるべき論告・弁論を目指した法廷活動、ひいては主張・立証の構成を検討する契機を設けた。

これらの演習を通じ、的確な争点整理を行う上での必要な視点を提供し、これにより、法曹としての活動に共通して必要とされる汎用性のある基礎的な能力を修得させるよう努めた。

(2) 実施内容

刑事裁判問題研究 2 で使用した強盗致傷被告事件の刑事争点整理教材を題材として、共謀の有無、暴行の内容について、争点整理の実演を行い、その後、その争点整理を踏まえた証人尋問及び被告人質問の実演を行った。

争点整理演習においては、刑事裁判問題研究 2 に引き続き、修習生が、裁判官役、検察官役及び弁護士役のそれぞれの立場から争点整理の検討・準備を行った上で、争点整理期日において、裁判官役の主宰の下、検察官役及び弁護士役が主張を予定する事実や証拠調べについての意見交換を行いながら、争点整理手続を進めた。具体的には、まず、検察官役及び弁護士役が証明予定事実記載書、予定主張記載書面をそれぞれ作成し、その過程で随時行われる争点整理期日の実演において、当事者間に争いのある事実関係について個々の事実の位置付けを踏まえながら争点整理を行い、こうした争点整理期日を積み重ねて、最終的な争点の取りまとめと証拠の採否に至った。それぞれの争点整理手続の実演に先立ち、各グループごとに構成員全員による作戦会議を行わせ、各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。そして、争点整理手続の中間段階及び終結段階の二度にわたって、刑事裁判、検察及び刑事弁護の刑事系三教官が、それぞれの立場から、具体例を通じて見た争点整理等の重要性を確認した上、争点整理等の方法や結果について、適宜問題点を指摘するなどして講評を行った。

尋問演習においては、検察官役及び弁護人役が、争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討した上、重要証人2名（被害者及び共犯者）に対する尋問と被告人質問を実演し、さらに、これらの尋問の結果を踏まえ、検察官役及び弁護人役が、それぞれポイントになった事項について指摘する論告・弁論を実演した。なお、これらの過程で、裁判官役に対しては、的確な訴訟指揮等を行うことを求めた。

これら一連の争点整理演習及び尋問演習が終了した後、刑事系三教官が、尋問演習において顕れた手続上の問題点について講評を行ったほか、裁判官役が得た心証の発表を契機として、法廷での的確な心証が取れるような争点に即した適切な尋問であったか、翻って争点整理手続の段階から留意すべき点がどのようなところにあるのかといった観点から、問題点を指摘するなどの講評を行った。

2 刑事共通問題研究

(1) 指導目標

具体的な事例を題材として、情状に関する充実した審理を実現するため、量刑の基本的な考え方を前提として、検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動することが必要とされるのかについて、修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2) 実施内容

傷害致死被告事件について、具体的な事案を記載した書面を配布して演習を実施した。

修習生を検察官及び弁護人の2グループに分けて、上記事案の事件につき、検察官担当グループは論告で述べるのにふさわしい求刑意見とその論拠を検討し、弁護人担当グループは最終弁論で述べるのにふさわしい科刑意見とその論拠を検討し、グループごとに報告メモを提出させるとともに、これに基づいて発表を行わせた上、量刑の基本的な考え方を前提とした量刑判断のプロセスを踏まえ、刑事系三教官から講評を行った。

第3 その他の共通科目等

I 全科目共通

特別講義「国際人権法の理論と実践」

講 師 弁護士（第一東京弁護士会） 上 柳 敏 郎 氏

国際人権については、第54期まで、刑事弁護科目の講義の中で、主に自由権規約（B規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが、国際人権の重要性に鑑み、第55期以降は、全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

第67期においても、同様の趣旨に基づき、講師が、国際人権が全科目共通講義となっている理由や、国際人権法の国内的・国際的实施等について講演を行った。

II 弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み、民事弁護に関する設例及び刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ、民事弁護教官及び刑事弁護教官において、各設例について討論及び解説を行うとともに、弁護士懲戒制度についても講義した。

第68期 修習日程

修習区分		A班			B班		
		修習期間		移動日	修習期間		移動日
導入修習				26. 11. 27(木)～ 26. 12. 1(月)※5日			26. 11. 27(木)～ 26. 12. 1(月)※5日
		開始日	26. 12. 2. (火)		開始日	26. 12. 2. (火)	
		終了日	26. 12. 22. (月)		終了日	26. 12. 22. (月)	
		実日数	15		実日数	15	
				26. 12. 23(火)～ 26. 12. 27(土)※5日			
分野別実務修習	第1クール	開始日	27. 1. 5. (月)		開始日	27. 1. 5. (月)	
		終了日	27. 3. 1. (日)		終了日	27. 3. 1. (日)	
		実日数	38		実日数	38	
	第2クール	開始日	27. 3. 2. (月)		開始日	27. 3. 2. (月)	
		終了日	27. 4. 22. (水)		終了日	27. 4. 22. (水)	
		実日数	38		実日数	38	
	第3クール	開始日	27. 4. 23. (木)		開始日	27. 4. 23. (木)	
		終了日	27. 6. 19. (金)		終了日	27. 6. 19. (金)	
		実日数	38		実日数	38	
	第4クール	開始日	27. 6. 20. (土)		開始日	27. 6. 20. (土)	
		終了日	27. 8. 13. (木)		終了日	27. 8. 13. (木)	
		実日数	38		実日数	38	
選択型実務修習及び集合修習			27. 8. 14(金)～ 27. 8. 16(日)※3日				
	集合修習 開始日	27. 8. 17. (月)		選択型修習 開始日	27. 8. 14. (金)		
	終了日	27. 9. 30. (水)		終了日	27. 10. 1. (木)		
	実日数	30		実日数	32		
			27. 10. 1(木)～ 27. 10. 4(日)※4日				27. 10. 2(金)～ 27. 10. 4(日)※3日
	選択型修習 開始日	27. 10. 5. (月)		集合修習 開始日	27. 10. 5. (月)		
	終了日	27. 11. 17. (火)		終了日	27. 11. 17. (火)		
	実日数	30		実日数	30		
	自由研究日	27. 11. 18. (水)		自由研究日	27. 11. 18. (水)		

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

第68期 修習地

東京（立川支部を含む。）、横浜、さいたま、千葉、水戸、宇都宮、前橋、静岡、甲府、長野、新潟、大阪、京都、神戸、奈良、大津、和歌山、名古屋、津、岐阜、福井、金沢、富山、広島、山口、岡山、鳥取、松江、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、鹿児島、宮崎、那覇、仙台、福島、山形、盛岡、秋田、青森、札幌、函館、旭川、釧路、高松、徳島、高知、松山

平成26年度（第68期）司法修習生

A班 集合修習日程予定表

（注） 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

平成26年度（第68期）司法修習生					A班 集合修習日程予定表				
(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。 確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。									
月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月 ／ 日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
31	月	全共特別講義		刑共演習（争点整理）	28	月	刑弁起案2講評		刑裁起案2講評
9 ／ 1	火	刑共演習（尋問）			29	火	刑裁起案2講評	検察起案2講評	
2	水	弁共演習 (弁護士倫理)	民共演習2（弁論準備手続期日）		30	水	民共演習4 (判決・講評)	民弁起案2講評	
3	木	民裁起案1講評			↑ 選択型実務修習 ↓				
4	金	刑弁起案1講評		民共問題研究（和解）					
7	月	民裁起案2（即日）							
8	火	刑弁問題研究 (情状弁護活動)	検察起案1講評						
9	水	刑弁起案2（即日）							
10	木	検察問題研究 (被害者保護)	民弁起案1講評						
11	金	検察起案2（即日）							
8 ／ 17	月	民裁講義		刑裁問題研究					
18	火	民弁問題研究1			15	火	民弁起案2（即日）		
19	水	刑弁起案1（即日）			16	水	刑裁起案2（即日）		
20	木	民弁演習1 (法律相談)	民共演習1準備		17	木	民裁演習（争点整理）	民弁演習2（通知書・和解案項）	
21	金	民裁起案1（即日）			18	金	民裁演習（争点整理）		
24	月	検察起案1（即日）			21	月	敬老の日		
25	火	刑裁起案1（即日）			22	火	国民の休日		
26	水	民共演習1（口頭弁論期日）		民弁問題研究2	23	水	秋分の日		
27	木	民弁起案1（即日）			24	木	民裁起案2講評		
28	金	刑共演習（証拠開示・争点整理）			25	金	民共演習3（交互尋問）		

凡例

民裁・・・民事裁判
刑裁・・・刑事裁判
民弁・・・民事弁護
刑弁・・・刑事弁護

民共・・・民事共通
刑共・・・刑事共通
全共・・・全科共通
弁共・・・弁護共通
(即日)・・・即日起來

(27.3.20 司研企二印)

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	（即日）・・・即日起案

（27.3.20 司研企二印）

平成26年度(第68期)司法修習生

B班 集合修習日程予定表

(注) 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

平成26年度（第68期）司法修習生

B班 集合修習日程予定表

（注） 本表は予定であって、確定日程ではない。
確定日程は、毎週最終登庁日に配布する。

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)	月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
19	月	民裁起案1講評			16	月	刑裁起案2講評		検察起案2講評
20	火	刑共演習（証拠開示・争点整理）			17	火	検察起案2講評	民弁起案2講評	
21	水	全共特別講義	刑共演習（争点整理）		18	水	自由研究日		
22	木	刑共演習（尋問）		刑共問題研究 （情状・量刑）	19	木	考試		
23	金	弁共演習 （弁護士倫理）	民共演習2（弁論準備手続期日）		20	金	考試		
26	月	刑弁起案1講評		民共問題研究（和解）	23	月	勤労感謝の日		
27	火	民裁起案2（即日）			24	火	考試		
28	水	刑弁問題研究 （情状弁護活動）	検察起案1講評		25	水	考試		
29	木	刑弁起案2（即日）			26	木	考試		
30	金	民共演習3準備	民弁起案1講評						
10 / 5	月	民裁講義		刑裁問題研究					
6	火	民弁問題研究1							
7	水	刑弁起案1（即日）							
8	木	民弁演習1 （法律相談）	民共演習1準備						
9	金	民裁起案1（即日）			6	金	刑裁起案2（即日）		
12	月	体育の日			9	月	民共演習3（交互尋問）		
13	火	検察起案1（即日）			10	火	民裁演習（争点整理）	民弁演習2（通知書・和解案項）	
14	水	刑裁起案1（即日）			11	水	民裁演習（争点整理）		
15	木	民共演習1（口頭弁論期日）		民弁問題研究2	12	木	民裁起案2講評		
16	金	民弁起案1（即日）			13	金	民共演習4 （判決・講評）	刑弁起案2講評	

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
（即日）・・・即日起家	

（27.3.20 司研企二印）

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	(即日)・・・即日起家

(27.3.20 司研企二印)

第 6 7 期司法修習生の貸与申請の状況

(平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日現在)

1 貸与申請件数

1, 5 1 2 件 (約 7 6 . 7 %)

2 貸与申請額の内訳

2 3 万円 : 1, 1 4 3 件 (約 7 5 . 6 %)

2 5 万 5 千円 (住居加算) : 2 4 3 件 (約 1 6 . 1 %)

2 5 万 5 千円 (扶養加算) : 3 7 件 (約 2 . 4 %)

2 8 万円 : 2 5 件 (約 1 . 7 %)

1 8 万円 : 6 4 件 (約 4 . 2 %)

3 保証人の内訳

自然人 : 1, 1 9 5 人 (約 7 9 . 0 %)

機関保証 : 3 1 7 人 (約 2 1 . 0 %)

以上

第 6 8 期司法修習生の貸与申請の状況

(平成 2 7 年 5 月 2 7 日現在)

1 貸与申請件数

1, 2 4 0 件 (約 7 0. 4 %)

2 貸与申請額の内訳

2 3 万円 : 7 8 4 件 (約 6 3. 2 %)

2 5 万 5 千円 (住居加算) : 3 3 6 件 (約 2 7. 1 %)

2 5 万 5 千円 (扶養加算) : 3 3 件 (約 2. 7 %)

2 8 万円 : 2 4 件 (約 1. 9 %)

1 8 万円 : 6 3 件 (約 5. 1 %)

3 保証人の内訳

自然人 : 9 3 9 人 (約 7 5. 7 %)

機関保証 : 3 0 1 人 (約 2 4. 3 %)

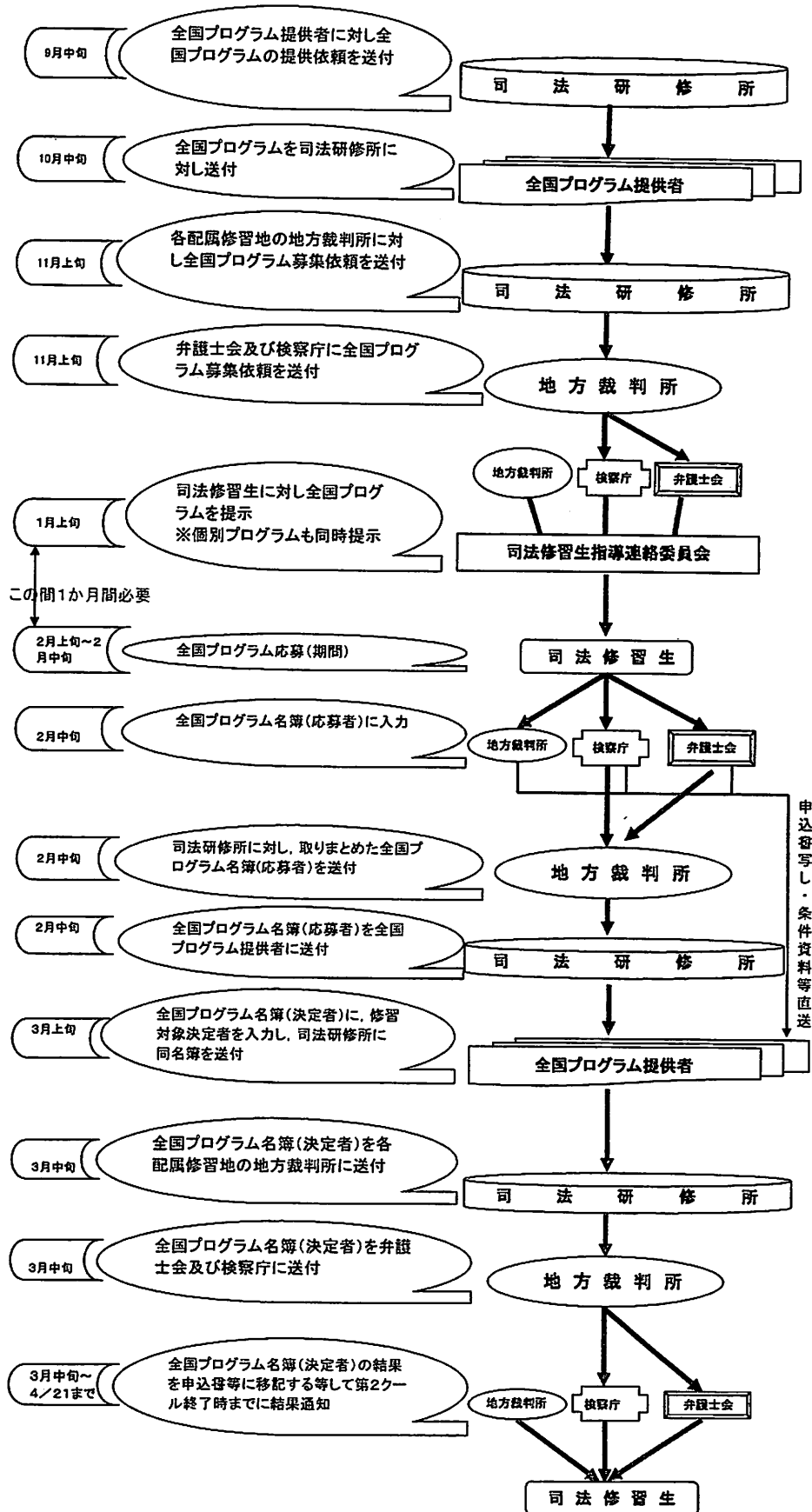
以上

第69期 修習日程

修習区分		A班			B班		
		修習期間		移動日	修習期間		移動日
導入修習				27. 11. 27(金)～ 27. 12. 1(火)※5日			27. 11. 27(金)～ 27. 12. 1(火)※5日
		開始日	27. 12. 2. (水)		開始日	27. 12. 2. (水)	
		終了日	27. 12. 22. (火)		終了日	27. 12. 22. (火)	
		実日数	15		実日数	15	
				27. 12. 23(水)～ 27. 12. 28(月)※6日			27. 12. 23(水)～ 27. 12. 28(月)※6日
分野別 実務修習	第1クール	開始日	28. 1. 4. (月)		開始日	28. 1. 4. (月)	
		終了日	28. 2. 28. (日)		終了日	28. 2. 28. (日)	
		実日数	38		実日数	38	
	第2クール	開始日	28. 2. 29. (月)		開始日	28. 2. 29. (月)	
		終了日	28. 4. 21. (木)		終了日	28. 4. 21. (木)	
		実日数	38		実日数	38	
	第3クール	開始日	28. 4. 22. (金)		開始日	28. 4. 22. (金)	
		終了日	28. 6. 20. (月)		終了日	28. 6. 20. (月)	
		実日数	38		実日数	38	
	第4クール	開始日	28. 6. 21. (火)		開始日	28. 6. 21. (火)	
		終了日	28. 8. 12. (金)		終了日	28. 8. 12. (金)	
		実日数	37		実日数	37	
選択型 実務修習 及び 集合修習				28. 8. 13(土)～ 28. 8. 15(月)※3日			
		集合修習 開始日	28. 8. 16. (火)		選択型修習 開始日	28. 8. 13. (土)	
		終了日	28. 9. 28. (水)		終了日	28. 9. 30. (金)	
		実日数	30		実日数	33	
				28. 9. 29(木)～ 28. 10. 2(日)※4日			28. 10. 1(土)～ 28. 10. 3(月)※3日
		選択型修習 開始日	28. 10. 3. (月)		集合修習 開始日	28. 10. 4. (火)	
		終了日	28. 11. 16. (水)		終了日	28. 11. 16. (水)	
		実日数	31		実日数	30	
		自由研究日	28. 11. 17. (木)		自由研究日	28. 11. 17. (木)	

※ なお、A班の選択型実務修習及びB班の集合修習のカリキュラム終了後、5科目の筆記試験が行われる予定である。

全国プログラムの募集から決定まで(第69期)



第68期 導入修習日程予定表

月／日曜		A班			B班					
1	12月2日	火	1限目(165分) (10:30～11:50, 12:45～14:10) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)		2限目(165分) (14:25～17:10) 民弁問題研究1(事案分析)		1限目(110分) (10:30～12:20) / 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (13:15～15:05) 検察導入講義	3限目(110分) (15:20～17:10) 刑弁講義1	
2	12月3日	水	1限目(110分) (9:50～11:40) 刑裁講義(事前課題解説等)	2限目(110分) (12:40～14:30) 検察導入講義	3限目(110分) (14:45～16:35) 刑弁講義1	1限目(165分) (9:50～11:40, 12:40～13:35) 民事第1審手続の概説(講義) (民裁・民弁)			2限目(165分) (13:50～16:35) 民弁問題研究1(事案分析)	
3	12月4日	木	1限目(180分) (9:50～12:50) 民裁即日起案		2限目(180分) (14:00～17:00) 検察即日起案		1限目(180分) (9:50～12:50) 民裁即日起案			2限目(180分) (14:00～17:00) 検察即日起案
4	12月5日	金	1限目(180分) (9:50～12:50) 民弁問題研究2(即日起案)		2限目(180分) (14:00～17:00) 刑弁即日起案		1限目(180分) (9:50～12:50) 民弁問題研究2(即日起案)			2限目(180分) (14:00～17:00) 刑弁即日起案
5	12月8日	月	1限目(85分) (9:50～11:15) 民事総合1 (民裁・民弁)	2限目(85分) (11:30～12:10, 13:10～13:55) 刑事基本問題研究 (刑裁・検察・刑弁)	3限目(180分) (14:10～17:10) 刑裁即日起案	1限目(85分) (9:50～11:15) 刑事基本問題研究 (刑裁・検察・刑弁)	2限目(85分) (11:30～12:10, 13:10～13:55) 民事総合1 (民裁・民弁)	3限目(180分) (14:10～17:10) 刑裁即日起案		
6	12月9日	火	(9:50～11:50, 12:50～16:50) 民裁即日起案解説			(9:50～12:20, 13:20～16:50) 捜査演習 (検察)				
7	12月10日	水	1限目(170分) (9:50～11:40, 12:40～13:40) 民弁問題研究3(主張書面の書き方)		2限目(170分) (14:00～16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行)		(9:50～11:40, 12:40～16:50) 事前課題と起案の解説 (刑弁)			
8	12月11日	木	1限目(170分) (9:50～11:50, 12:50～13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00～16:50) 民弁演習1(立証)		(9:50～12:20, 13:20～16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説			
9	12月12日	金	1限目(170分) (9:50～12:00, 13:00～13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00～16:50) 民弁演習2(契約書の作成)		(9:50～12:00, 13:00～16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)			
10	12月15日	月	(9:50～12:20, 13:20～16:50) 捜査演習 (検察)			(9:50～11:50, 12:50～16:50) 民裁即日起案解説				
11	12月16日	火	(9:50～12:20, 13:20～16:50) 事前課題と起案の解説 (刑弁)			1限目(170分) (9:50～11:50, 12:50～13:40) 民弁問題研究3(主張書面の書き方)		2限目(170分) (14:00～16:50) 民弁講義1(民事保全・民事執行)		
12	12月17日	水	(9:50～12:20, 13:20～16:50) 刑裁即日起案・事前課題の解説			1限目(170分) (9:50～11:50, 12:50～13:40) 民事総合2 (民裁・民弁)		2限目(170分) (14:00～16:50) 民弁演習1(立証)		
13	12月18日	木	(9:50～12:00, 13:00～16:50) 刑事共通演習基礎(公判前整理手続) (刑裁・検察・刑弁)			1限目(170分) (9:50～12:00, 13:00～13:40) 民事事実認定の手法と留意点 (民裁)		2限目(170分) (14:00～16:50) 民弁演習2(契約書の作成)		
14	12月19日	金	1限目(170分) (9:50～11:40, 12:40～13:40) 検察即日起案講評＋検察官の心構え等		2限目(170分) (14:00～16:50) 裁判官の役割・職務・心構え・裁判修習のガイダンス (民裁・刑裁)		1限目(140分) (9:50～12:10) 民弁講義2(弁護士の職責・倫理等)		2限目(140分) (13:10～15:30) 刑弁講義2	3限目(60分) (15:50～16:50) 留意事項 事務局長
15	12月22日	月	1限目(140分) (9:50～12:10) 民弁講義2(弁護士の職責・倫理等)		2限目(140分) (13:10～15:30) 刑弁講義2	3限目(60分) (15:50～16:50) 留意事項 事務局長	1限目(170分) (9:50～11:40, 12:40～13:40) 検察即日起案講評＋検察官の心構え等		2限目(170分) (14:00～16:50) 裁判官の役割・職務・心構え・裁判修習のガイダンス (民裁・刑裁)	

(平成 2 7 ・ 3 ・ 4)

第 6 8 期導入修習カリキュラムの概要

は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、第68期司法修習から新たに実施された。

第68期司法修習生を対象とする導入修習のカリキュラムは、上記のような導入修習の目的に沿った教育効果が挙げられることを企図して策定された。その概要は、本資料及び別添の「第68期導入修習日程予定表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれては、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にしていきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 即日起案・解説

(1) 目的

実体法の基本的知識，訴訟物や要件事実についての基本的理解を確認するとともに，その継続的な学修の必要性を認識させる目的で実施した。

(2) 事案の概要

事案は，鶏卵等の販売を業とする会社である原告が，取引先である訴外会社に不良卵を納入して損害が発生したため，これを踏まえ，訴外会社が，原告からの従前からの借入金や買掛金を相当減額して，原告に支払う旨の和解契約が締結されたが，訴外会社が，和解金の支払をせず，同社所有地に，訴外会社代表者の娘婿である被告の訴外会社に対する準消費貸借に基づく貸金債権を被担保債権とする抵当権を設定したことから，被告に対し，主位的に，①債権者代位権を行使して，所有権に基づき同抵当権設定登記の抹消登記手続を請求するとともに，予備的に，②詐害行為取消権に基づいて，同抵当権設定契約の取消し及び同抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した（第1回弁論準備手続期日において予備的請求にかかる訴えを取下げ）というものである。修習生には，このような内容の38頁の記録を与えて，(3)の設問について3時間で即日起案をさせた。

(3) 起案事項等

設問は，①訴訟物（個数・複数の場合は併合態様），②請求原因，抗弁，再抗弁などを整理し小ブロックを摘示，③請求原因として摘示した主張の記載理由の説明，④予備的請求にかかる訴えを取り下げた理由（原告代表者から訴外会社代表者に宛てられた手紙に，早期に抵当権設定を認識していたことを自認する記載があり，これが書証として提出されているため，時効（2年）の抗弁が確実に認められる。）の4問である。

また，起案終了後に，記録上の期日の次回期日までに当事者が提出した準備書面及び書証を内容とする追加の記録を配布した。

(4) 講評

起案の講評に加えて，契約書，登記簿謄本，領収書，決算報告書，総勘定元帳などの基本的な書証の見方を解説した上，中心的争点の判断に当たり着目すべき証拠や事実についても解説を行って，事実認定教育の導入とした。

2 民事事実認定の手法と解説

「対話で考える民事事実認定-教材記録-」を使用し，また，これを題材として制作したDVD教材を視聴しながら，事実認定の手法を学ぶカリキュラムである。

事案は、割賦販売業者である原告が、被告が自動車販売会社から購入した自動車の代金について、被告と立替払契約を締結し、販売会社に対して立替金を支払ったと主張して、被告に対し、立替金の未払残金と遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告は、立替払契約の締結を否認し、契約書は長男が被告の実印を盗用して偽造したと主張して争っているというものである。

修習生には、修習開始前に、上記記録教材を配布し、事前課題として、事実認定のサマリー起案の提出を求めた。

その上で、講義では、訴訟物、要件事実、争いのある主要事実、積極・消極方向の間接事実について討議・講評をして、事実認定の基本的な手法や、その際の留意事項を説明した。講義は、上記DVD教材の視聴を挟みながら実施した。DVD教材には、当該事件の担当裁判官とその下で民裁実務修習を行っている修習生が登場し、修習生が裁判官の指導を受けながら当該事件についてサマリー起案を行い、判決言渡しに至る様子が描かれている。DVDを視聴した修習生は、本件記録教材の世界がDVDの中で再現されているのを見つつ、自分が取り組んだ事前課題と同じ課題に取り組む出演の修習生に入り込むことで、事実認定の手法を修得することができる作りとなっている。

3 裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）

①民裁・刑裁両教官において、裁判官の役割、職務、裁判所の組織等や分野別実務修習における留意点について、②民裁教官において、民裁実務修習で求められるものや留意点について、③刑裁教官において、刑裁実務修習で求められるものや留意点について、それぞれ説明し、修習生が、分野別実務修習をスムーズに開始し、効果的に修習することができることを目的としたものである。

①については、裁判官の役割、職務、心構え、裁判官に求められる能力、資質、任官後の職務・キャリアアップ、裁判所の組織について、各教官の経験を踏まえた一般的説明を行い、また、分野別実務修習における民刑共通の注意点（法廷・評議傍聴、起案の内容、数、記録の取扱い、情報セキュリティ等）を説明し、修習生に注意喚起を求めた。

②については、民裁修習の意義及び目的は、主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力のかん養にあり、主張分析能力を養うためには、①訴状審査、②事件の問題点の検討、③釈明事項の検討、④主張分析の起案、⑤立証計画の検討が有効であること、事実認定能力を養うためには、事実認定起案や裁判官との積極的な質疑応答が有効であること等を説明した。

③については、刑裁修習の主たる意義は、争点整理能力と事実認定能力のかん養にあり、争点整理能力を向上させるためには、当事者の主張書面を検討すること、その上で公判前整理手続を傍聴し、裁判官と意見交換をすることなどが有効であること、

事実認定能力を向上させるためには、裁判員裁判の審理を傍聴し、その結果に基づいて争点に関する事実認定起案を行うこと、及び裁判官との質疑応答が有効であることなどを説明した。

Ⅱ 民事弁護

1 講義

(1) 講義 1 (民事保全・民事執行)

ア 実施の概要

本カリキュラムは、民事保全及び民事執行に関して、その意義や基礎的知識の確認及び修得をし、各手続の一連の流れや、代理人弁護士として行うべき具体的な対応等を理解させることを目的としたものである。

講義では、民事保全及び民事執行手続に関するDVD教材を視聴し、保全から執行完了までの民事手続全般を動的に学修するとともに、典型的な保全及び執行に関する事例を題材とした設問を修習開始前に検討させ（事前課題）、設問についての討論及び解説を通じて、民事保全及び民事執行に関する基礎的知識の修得を図った。

イ DVD教材の内容

視聴したDVD教材は、顧問先の不動産会社が賃貸しているビルの一室を賃借人以外の者が占有していることが判明したため、同社からの依頼を受け、賃貸借契約を解除して建物の占有者に対し明渡しを請求した事案を用いて、占有移転禁止の仮処分申立てから、建物明渡し請求の本案訴訟、判決に基づく強制執行までの各手続の流れを映像化したものである。

ウ 設問内容

修習生に事前課題として検討させた設問の内容は、①仮差押えの事案における事前調査方法、目的物の選択及び執行方法、保全異議及び債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等、②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法等を問うものとし、それらの設問の解説講義を行うとともに、さらに参考問題として、③土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求める場合において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問う課題も与えた。

(2) 講義 2 (弁護士の職責・倫理等)

本カリキュラムでは、依頼者の正当な利益を実現するための弁護士のあるべき活動の視点と心構えについて講義を行うとともに、弁護士倫理に関する具体的事例の検討及び討論を実施した。また、民事弁護の立場から、実務修習中の留意事項など、実務修習に向けてのガイダンスを行った。

2 問題研究 (即日起案等)

(1) 目的

本カリキュラムは、依頼者等から聴取した内容や取得した証拠からなる記録に基

づいた事案の検討及びその検討を踏まえた訴状及び準備書面の起案を通じて、当事者法曹としての動的視点を疑似体験させ、これにより、事案の法的な分析、事実や証拠の把握、分析に関する能力の醸成を図るとともに、法律文書の作成に関する一般的な留意事項、訴訟手続における準備書面の果たす役割等についての理解を深め、説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を修得させることを目的としたものである。

(2) 事案の概要

依頼者は、プールバーの経営を目的として、仲介業者の仲介により、売主から本件土地を1,100万円で購入するとともに、仲介業者に対して本件土地上の建物の建築を発注したところ、本件土地が市街化調整区域内にあり依頼者の意図していたプールバー施設の建築ができないことが判明した。このため依頼者が、売主に対して、支払済みの売買代金1,100万円の返還を求めた事案である。

(3) 実施内容

ア 問題研究1（事案分析）

事前課題（依頼者からの聴取内容及び証拠資料からなる紛争初期段階での記録に基づく事案検討と訴状起案）を題材に、依頼者からの事情聴取等に現れた事実関係に基づく法律構成の検討及びそれらの取捨選択、事実認定上の問題点及び立証の見通し等の検討についての解説を行った。

イ 問題研究2（即日起案）

アで用いた事案について、訴訟を提起したことを想定し、訴状、答弁書等を含む記録を追加して修習生に与え、答弁書に対する反論を内容とする原告第一準備書面の起案を求めた。

ウ 問題研究3（主張書面の書き方）

イの即日起案について講評するとともに、訴状、答弁書、準備書面及び証拠説明書の作成技法や説得的な法律文書の作成方法についての講義及び研究を行った。

3 演習

(1) 演習1（立証）

本カリキュラムは、弁護士業務における事実調査や証拠収集の重要性を確認し、弁護士の行う立証活動における、主張と証拠の相互補完・循環構造、立証活動の全体構造、任意の立証活動の重要性等を理解させることを目的としたものである。

演習では、立証活動に関する総論的講義を行うとともに、具体的な事案の検討を通じて、登記、戸籍、住民票の確認や取得、弁護士会照会といった証拠収集に関する基礎的知識を確認するとともに、当該事案における立証活動や証拠化の方法についての討論及び解説を行った。

検討の題材とした事案は、①契約書において使用目的が居住用と定められている

マンションの賃貸借において、賃借人から依頼を受けた弁護士として、賃貸人が事務所使用を承諾していたという事実の立証に向けた証拠収集活動を行うというもの、②火災により焼失した賃貸マンションの賃貸人から依頼を受けた弁護士として、火災原因を究明し、火災が賃借人の過失によるものであることを明らかにするための事実調査や証拠収集を行うというもの及び③②のケースで賃借人から依頼を受けた弁護士として、賃借人の被った損害の立証に向けた立証活動を行うというものである。

(2) 演習 2 (契約書の作成)

本カリキュラムは、依頼者の要望を理解・分析して、その要望を適切に実現しつつ、将来の紛争を予防する観点から、契約書による権利保護や紛争予防の重要性を理解させることを目的としたものである。

演習では、弁護士業務と契約案件との関わりや契約書作成に関する総論的講義を行うとともに、依頼者からの聴取結果及び契約書案に基づく具体的事案を題材として契約書案の分析や修正案を検討させ、これに対する講評や討論を行った。

題材とした事案は、キッチンボードの製造委託において、発注者が提示した契約書案について、受注者である依頼者からそのチェックと助言を求められたというものである。依頼者は小規模の部材メーカーである一方、相手方は全国展開をしている大手家具メーカーであり、依頼者の交渉上の立場は、相対的に弱い。また、契約書案も相手方から提示されたもので、その内容は相手方に一方的に有利なものとなっている。修習生には、このような状況下で依頼者から相談を受けた弁護士として、契約書案の問題点やその修正案を検討することを求めた。

Ⅲ 民事共通

1 民事第一審手続の概説（講義）

「第3版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録」を用いて、民事訴訟事件の訴えの提起から判決に至るまでの手続について講義（質疑応答や解説等）を行うもので、民事裁判教官室と民事弁護教官室とが共同して実施した。

民事訴訟第一審手続の流れについての理解を確認するだけでなく、民事訴訟における裁判所と当事者との協働関係の重要性を理解させるとともに、裁判所・当事者といった立場の違いからくる事件の見方・考え方や方針の相違があり得ることを実感させることをも目的としている。

上記別冊記録には「解説」が付属しているが、その内容を講義の中心とするのではなく、より実務的な観点から重要な事柄を多く取り上げるようにし、また、上記別冊記録における争点整理の実際や事実認定についても、民裁教官と民弁教官とが掛け合いをしながら講義を進めた。

そして、これらの講義を通じて、分野別実務修習における各種手続の傍聴の際に、現在いかなる手続が行われているのか、その目的は何か、どのような点に留意して傍聴すべきかを意識させることにより、修習生が、スムーズに、また、効果的に修習を行うことができるようにした。

2 民事総合1・2

修習生を、3人ないし5人のグループに分けて、各グループを裁判官役、原告訴訟代理人役及び被告訴訟代理人役に割り振った上で、進行中の訴訟記録（第2回弁論準備手続期日の実施前の段階）に基づき、争点整理手続のロールプレイを行う演習である。

事案は、被告と土地売買契約を締結したと主張する原告が、被告に債務不履行があったとして上記売買契約を解除し、原状回復請求権に基づき、既払の内金900万円の返還を求めたのに対し、被告が、買主は原告ではなく、Aであるとして、原告との売買契約の締結を否認するとともに、仮に原告との間で売買契約が締結されたとしても、①買主の同一性について被告に錯誤があり、無効であること、②被告は、原告の代理人であるAと売買契約を合意解除し、内金600万円は返還を要しない旨合意したこと、③原告が主張する内金300万円は、Aが被告の妻に対して負っていた保証債務の履行として支払われたものであり、売買代金ではないことを主張しているというものである。

民事総合1では、第2回弁論準備手続期日の準備を行う段階という設定で、グループごとに、訴訟物、当事者の主張の整理（ブロック・ダイアグラム）、当事者双方の主張上の問題点、釈明すべき事項又は釈明を求めるべき事項、撤回すべき主張又は撤回を求めるべき主張、予想される争点、最も中心的な争点についての立証活動又は立証

を促すべき事項、今後の進行見通しを検討し、検討結果についてのメモを提出させた。

民事総合2では、上記グループのうち裁判官役、原告訴訟代理人役及び被告訴訟代理人役各1グループを組み合わせてユニットを構成し、そのユニットごとに、第2回弁論準備手続期日における争点整理手続のロールプレイを行った。

その上で、適切な主張整理の在り方、否認と抗弁の違い、法律上成立困難な主張や当事者が真に意図していない主張の見極め、要証事実（売買契約）の認定における重要な間接事実の抽出及びその立証方法など、争点整理全般について、民裁教官及び民弁教官による解説を実施した。

第2 刑事関係科目

I 刑事裁判

1 講義（事前課題解説等）

裁判員制度の導入を契機とした刑事裁判の動きを織り交ぜながら刑事訴訟手続，特に公判前整理手続と公判審理の目的や在り方について俯瞰的な解説を行うとともに，こうした俯瞰的な解説の内容と関連づけながら，手続関係の事前課題（中止未遂の成否が争点となる現住建造物等放火，殺人未遂の簡略な事例を題材として，証拠開示の在り方，証明予定事実記載書及び予定主張記載書面の記載内容，裁判所の求釈明の在り方等の公判前整理手続の進行上留意すべき事項や，法廷で心証が形成できる公判審理や証拠調べの在り方等を考えさせる設問）についてグループ討論・意見交換をし，解説を行った。

2 即日起案・事実認定関係の事前課題の解説

(1) 即日起案

ア 目的

事実認定教材に基づき，争点を犯人性とする事案について起案をさせ，その解説を行うことにより，事実認定の基本的な手法を確認，指導し，実務修習における事実認定の検討を円滑に行えるようにすることを目的とした。

イ 事案の概要

事務所荒らしの事案について，被害現場近くで職務質問を受けた被告人が，被害品を所持していたため，建造物侵入，窃盗被告事件の犯人として起訴された。弁護人は，被告人が所持していた物が被害品であることも争った上，知人から預かったにすぎないなどと主張している。

ウ 起案事項等

本件建造物侵入，窃盗犯人と被告人の同一性の有無について，結論を示した上で，その結論に至る判断過程を証拠に基づいて説明することを求めた。

エ 解説

事実認定に当たっては，間接事実と要証事実との論理的な関係について反対仮説の可能性を具体的に意識しながら論証すべきであること，供述証拠の信用性判断においては，その供述内容に応じた観点から信用性判断を行うべきことなどの，事実認定の基本的な手法について解説をした。

(2) 事実認定関係の事前課題

上記即日起案の解説を踏まえて，事前課題（刑事第一審公判手続の概要（参考記録）の事例に基づく設問）について，反対仮説の可能性として具体的にどのようなことが考えられるかを検討させ，上記基本的な手法の定着を図った。さらに，上記事前

課題の事例を題材にして、量刑の考え方についても解説を行った。

- 3 裁判官の役割・職務・心構え，裁判修習のガイダンス（民事裁判と共通）
民事裁判の項参照

Ⅱ 検察

1 導入講義

起訴・不起訴を決する終局処分時に必要となる犯人性及び犯罪の成否等に関する事実認定上の留意事項等を修得させるため、証拠構造が比較的単純で、かつ、犯人性を否認する窃盗事案を事前課題として配布し、これを題材に、「検察終局処分起案の考え方」を基本とした犯人性に関する間接事実の抽出・構成の仕方及びその評価の在り方、被疑者供述の信用性検討の在り方等を解説・講評した。

2 即日起案

(1) 目的

犯人性を否認する恐喝未遂事件を題材に、被疑者が犯人であるか否かを確定するに至る思考過程を中心に起案させ、その解説・講評を行って事実認定の基本的手法及びその評価の在り方等を指導、教示することにより、分野別検察実務修習での捜査・公判修習に資することを目的とした。

(2) 事案の概要

スーパーで購入した寿司を食べて腹痛になったとして、被疑者が同スーパー店長に損害賠償として50万円の支払を要求し、畏怖した同店長に50万円を支払う旨の誓約書を作成させたが、同店長が警察に届け出てこれを被疑者が察知したため未遂に終わった恐喝未遂事件である。被疑者は、犯人性を否認しているが、前記誓約書が被疑者方から押収されるなどしている。

(3) 起案事項等

前記誓約書等の物的・客観的証拠を中心として被疑者の犯人性を検討し、適切な事実認定ができるかを問うとともに、犯人性を否認する被疑者弁解につき、これら物的・客観的証拠を中心として適切に弾劾できるかを問うた。そして、解説・講評を行うことにより、各修習生の結論に至る思考過程を適宜確認、指導するとともに、各修習生に適宜発言させることにより、口頭での報告発表能力についても指導を行った。

3 捜査演習

法科大学院で習得した知識・技能を基に分野別検察実務修習（特に捜査修習）への円滑な移行を目的としてこの度の導入修習で初めて実施した。

被疑者が失火である旨弁解する現住建造物等放火事件を題材とし、同事件に即して作成した模擬取調べのDVDを適宜視聴させながら、被疑者取調べの在り方、被疑者供述を踏まえた裏付け捜査及び裏付け捜査を踏まえた更なる取調べの重要性を説明・解説し、さらに、修習生に取調べ・裏付け捜査事項等を検討・討論させることにより、時々刻々変化する証拠関係に基づいて事案の真相を解明していくプロセスを学ばせる

とともに、身柄事件の受理段階における基本的な手続の履践、その後の捜査の在り方、考え方、進め方等に関する演習を行った。

4 即日起案講評＋検察官の心構え等

前記2の即日起案の解説・講評を通じて分野別検察実務修習における修得目標を確認するとともに、検察官の職責、心構え等を解説することにより実務修習上の留意点を確認した。

Ⅲ 刑事弁護

1 講義 1

刑事訴訟に関する制度や条文等の知識を前提に、刑事弁護活動として見た場合におけるそのような制度等の具体的な現れ方について理解を深めることを目的として、DVD教材を題材にして、起訴前の弁護活動、保釈請求、公判における弁護活動及び証拠調べといった各場面における具体的な弁護活動の在り方について、修習生に討論をさせるとともに解説を行った。

2 即日起案・解説

(1) 目的

弁論要旨を起案させる事前課題がそれまでの証拠調べの結果等を振り返る形の「振り返りの弁護」であることとの対比で、検察官の応答や裁判官の判断等を見通しながら弁護活動を進めていく「見通す弁護」を体験させることを目的とした。

(2) 事案の概要

中国人留学生（被疑者）が、賃借し居住していたアパートの自室で、訪れた管理人から、未払光熱費として、実際に掛かっているよりも高額と思われる金額を請求されたため支払いを拒んだところ、管理人から、支払わないなら今すぐ出て行くよう言われた上、室内に置いてあったキャリーバッグを掴まれ、管理人と一緒にやって来ていた同人の夫から殴られるなどしたため、被疑者が110番通報したが、臨場した警察官に対して管理人らが、被疑者所有のナイフを示して被害申告するなどしたことから、被疑者が逮捕され、起訴されるに至った事案である。

(3) 起案事項等

公判前整理手続において、検察官から証明予定事実記載書及び検察官請求証拠を記載した証拠等関係カードを受け取り、検察官請求証拠の開示を受けた段階において、①類型証拠開示請求の検討、②検察官請求証拠に対する証拠意見の記載、③弁護人として予定主張記載書面において主張すると考える事項及び主張関連証拠開示請求の内容と主張との関連性、④弁護人として収集すべき証拠、及び⑤保釈請求書に記載すべき内容の記載をそれぞれ求めた。

(4) 解説

事前課題及び即日起案の講評を行うとともに、刑事弁護人の視点による弁護活動及び検察官主張の弾劾方法等の在り方について解説を行った。

3 講義 2

捜査段階における弁護活動として模擬接見を実施するとともに、弁護人の役割・職務心構えや分野別実務修習に当たって注意すべき事項等を解説した。

IV 刑事共通

1 刑事基本問題研究

(1) 目的

具体的な事例を題材にした勾留・保釈に関する課題を検討・報告させるとともに、
刑裁教官・検察教官・刑弁教官による解説を行うことを通じて、手続の進展も意識
させながら勾留・保釈の要件の実質的理解を深めることを目的とした。

(2) 事案の概要

被疑者が、知人と訪れたスナックで、会計時に想定外に高額の請求をされたこと
から憤慨して店員と口論になり、店員が通報して臨場した警察官と被疑者が対峙し
た際に、警察官の帽子が落ちたことに対し、頭突きをしたとして公務執行妨害で逮
捕された事案である。

(3) 実施内容

修習生には、あらかじめ問題研究事例及び研究課題を配布し、各設問について研
究することを求めた。

研究課題は、第1問において、被疑者と初回接見を行った当番弁護士として、検
察官に対する勾留請求をしないよう求める意見書及び裁判官に対する勾留請求の却
下を求める意見書に記載すべき事項の要点の記載を求め、第2問において、弁護士
として捜査段階の弁護活動として行うべきことについて、初回接見における被疑者
から更に聴取すべき事項及び説明事項や、第1問で検討した活動のほか検察官及び
裁判官・裁判所に対して行うべきこと等について検討を求めた。

問題研究においては、修習生を各6名程度のグループに分けて研究課題第1問に
ついて討論をさせてその結果報告メモを提出させた上、各グループの結果を報告さ
せて全体での討論を行うとともに、研究課題第2問についても全体討論を行い、そ
の後、刑裁教官・検察教官・刑弁教官による講評を行った。

2 刑事共通演習基礎（公判前整理手続）

(1) 目的

充実した公判の審理を実現するためには、公判前整理手続において的確かつ迅速
に争点整理を行うことが不可欠である。本演習では、請求証拠を中心として構成し
たコンパクトな争点整理教材を題材に、公判前整理手続の初期段階において問題と
なる証明予定事実、類型証拠開示、予定主張を取り上げて検討させ、これらの検討
等の過程を通じて、検察官、辩护人、裁判所として、それぞれ公判前整理手続にど
のように関与すべきかについて、その基本となるところを実践的に学び、分野別実
務修習に備えることを目的とした。

(2) 事案の概要

被告人は、飲食店前で入店待ちをしていた際、防犯カメラを壊してしまったとこ

ろを、内装工事業者である被害者に咎められ、殴打されたことに憤慨し、同店内からナイフを持ち出し、殺意をもって、同ナイフでその腹部を1回突き刺して失血死させたとして、殺人罪で起訴されている。被告人は、捜査段階から殺意を争っている。

(3) 実施内容

修習生には、演習の実施に先立ち、あらかじめ、検察官の立場から、殺意に関して主張・立証すべき間接事実是何か、当該間接事実を立証するために、記録中のどの証拠の取調べを請求すべきかについて検討させるとともに、弁護人の立場から、類型証拠としてどのような証拠の開示を請求すべきかについて検討させていた。

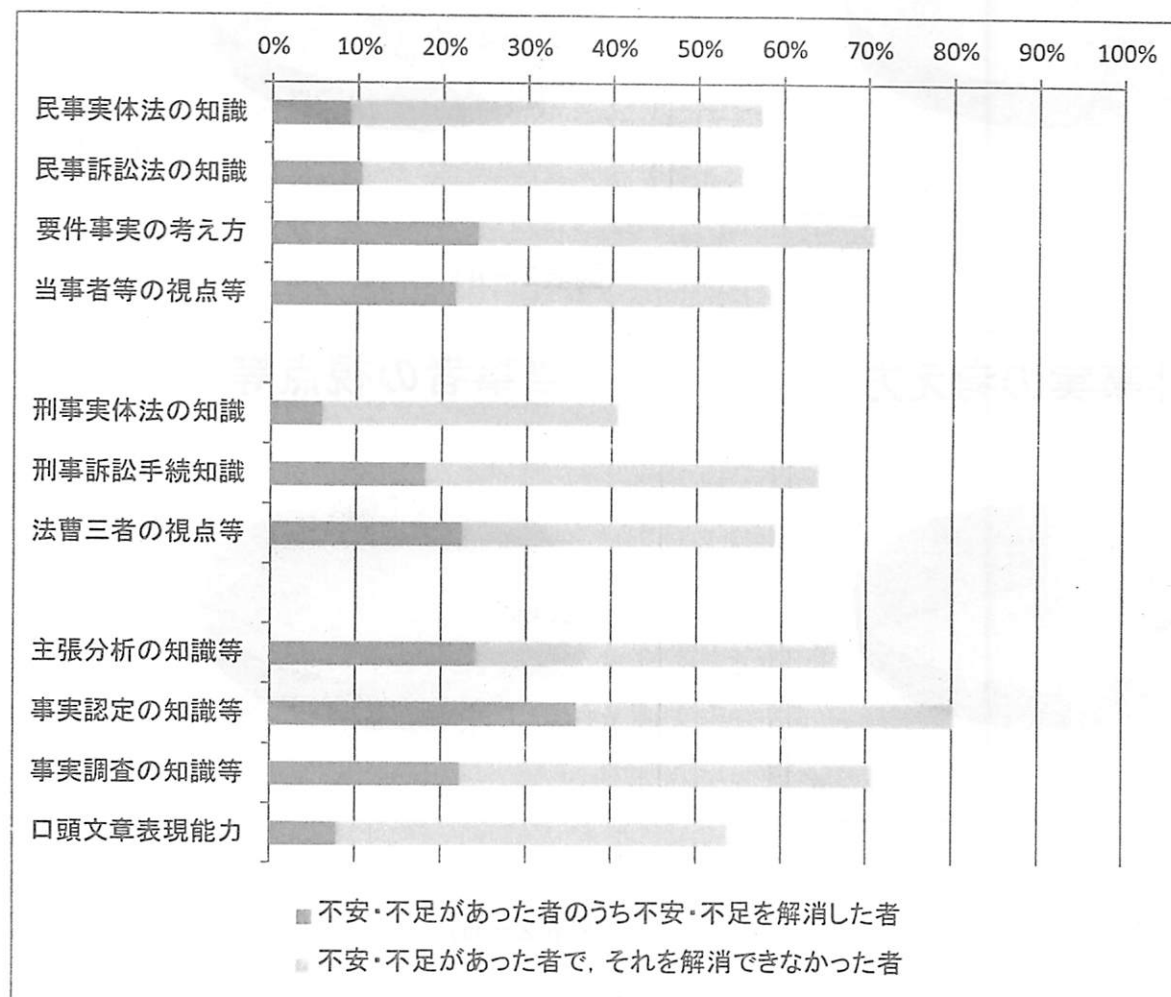
その上で、本演習は、各人が公判前整理手続についての基本的な知識を有していることを前提に、段階に応じて争点整理が進められていく過程を体得させるため、大まかに3つのパートに分けて実施した。具体的には、①まずは検察官の立場に立って、殺意に関する証明予定事実として挙げるべき事実及びこれを立証するために取調べを請求すべき証拠について検討させ、②続いて、弁護人の立場に立って、最重要証人である目撃者の供述調書に関する類型証拠の開示請求について検討させ、③引き続き弁護人の立場に立って、殺意に関する予定主張として挙げるべき事実について検討させ、①ないし③のパートごとに、グループ討論及び全体討論を行うとともに、刑裁教官、検察教官及び刑弁教官による講評を行った。また、①及び③のパートにおける討論及び講評に際しては、併せて、的確かつ迅速な争点整理を行うための観点から配慮すべき事項等についての全体討論及び講評も行った。

導入修習の実施結果について

- 第68期司法修習生に対し、導入修習終了時にアンケート調査を実施した。
司法修習生1762人中1692人が回答（回収率96.0%）。
- 導入修習前から、あるいは導入修習中に不安・不足を感じていた者と、導入修習により不安・不足が解消した者の率

【全体】

(図表1)

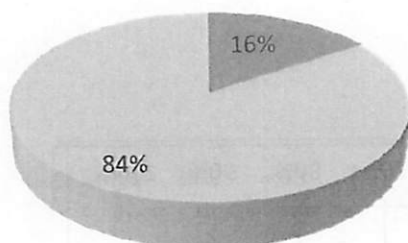


【各知識・能力について不安・不足があった者の不安・不足解消率】

[民事系]

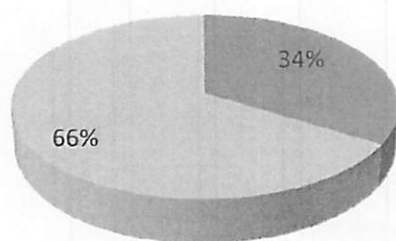
(図表2-1)

民事実体法の知識



(図表2-3)

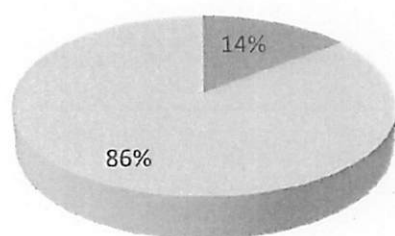
要件事実の考え方



[刑事系]

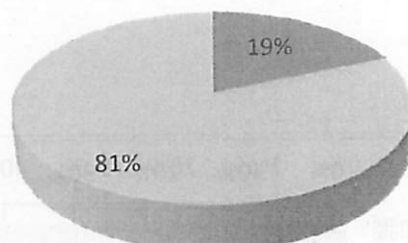
(図表2-5)

刑事実体法の知識



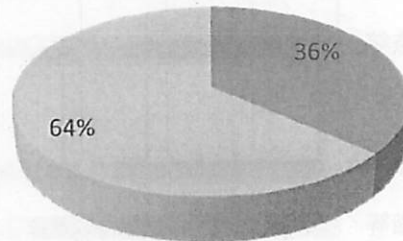
(図表2-2)

民事訴訟法の知識



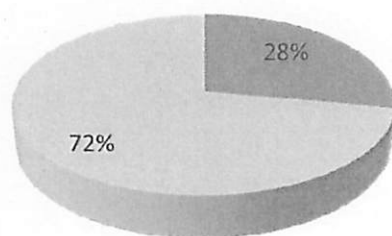
(図表2-4)

当事者の視点等



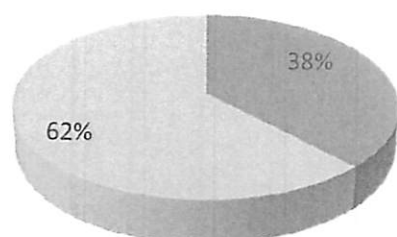
(図表2-6)

刑事訴訟手続知識



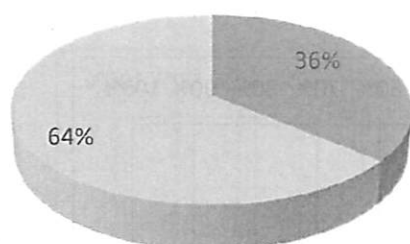
(図表2-7)

法曹三者の視点等



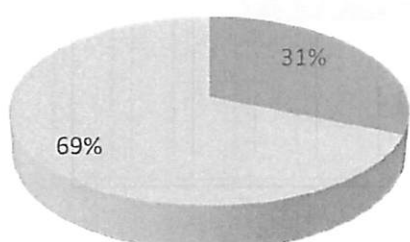
[民事系・刑事系共通]
(図表2-8)

主張分析の知識等



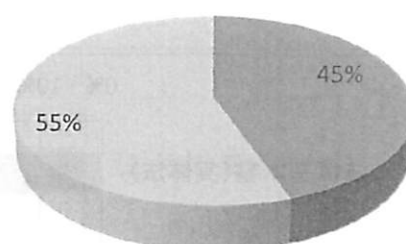
(図表2-10)

事実調査の知識等



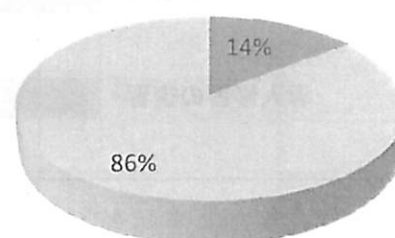
(図表2-9)

事実認定の知識等



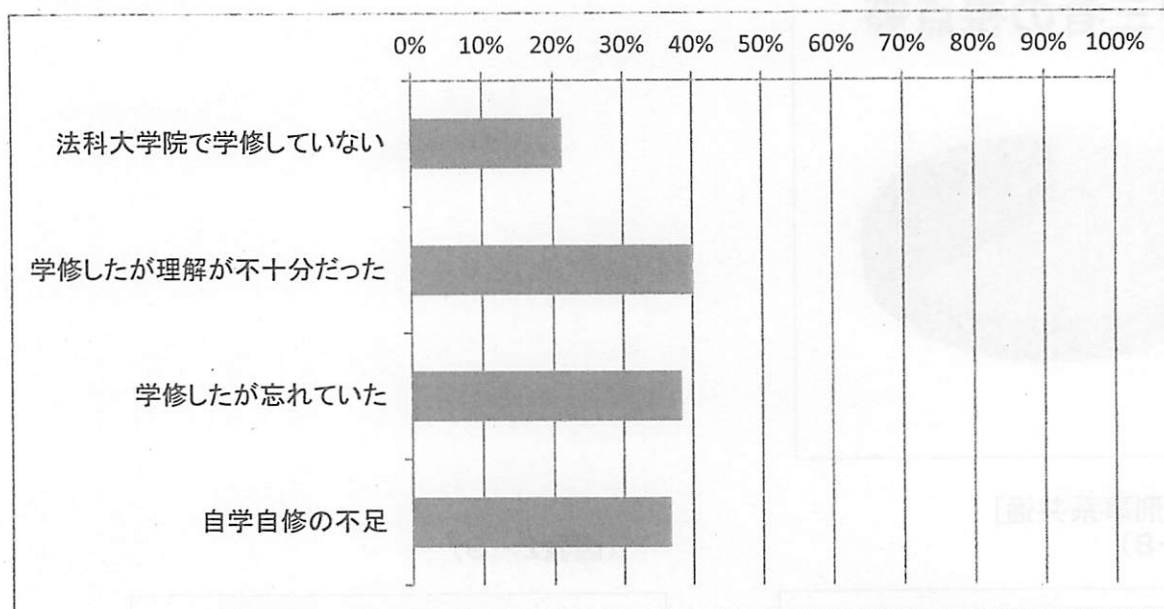
(図表2-11)

口頭文章表現能力



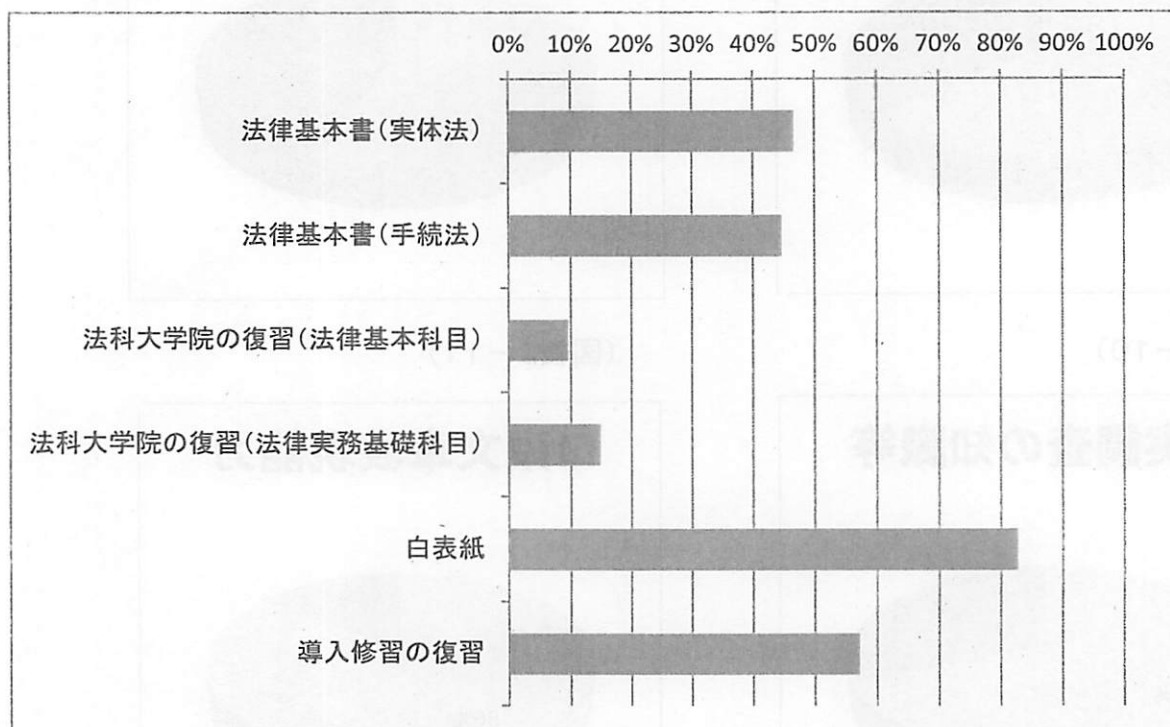
○ 能力・知識が不足していた理由

(図表3)



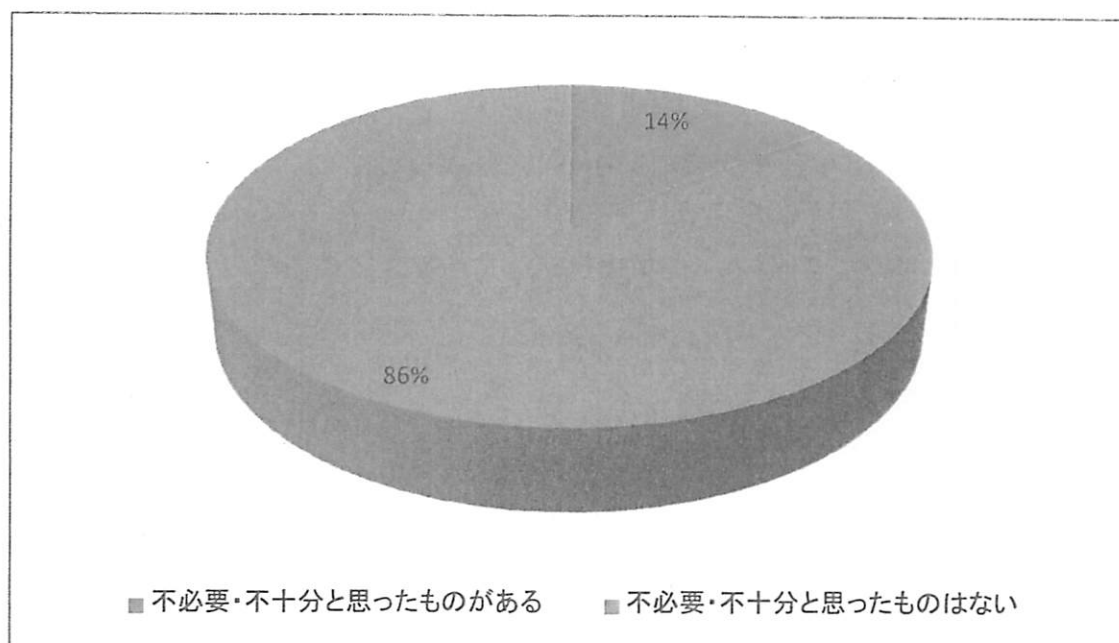
○ 自学自修の取組

(図表4)



○ 導入修習のカリキュラムのうち、必要性を感じなかったもの、内容や構成が不十分と感じたものの有無

(図表5)



平成27年2月27日
司法修習委員会幹事会
ワーキンググループ

幹事会ワーキンググループにおける検討結果

1 分野別実務修習について

【総論】

第67期司法修習生の第1クール（平成25年11月27日～平成26年1月31日※）実務修習結果簿に基づき、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の各分野の修習の実情を分析し、分野別実務修習ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った実施や各分野別実務修習を更に充実させるための具体的な工夫を検討した。

※ ガイドラインの発出時期との関係については、民事裁判は発出後であるが、刑事裁判は発出直後、検察・弁護は発出前である。

【各論】

① 民事裁判修習

【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定が問題となるもの2件を含む、4件以上を起案。
- 非訟事件のうち破産事件について、東京・大阪等では、分野別実務修習中に取り上げられておらず、選択型実務修習においても、募集人数との関係で、希望しても履修できない司法修習生が多数存在。

【充実のための工夫】

- 起案の件数のみならず、ガイドラインの他の項目を含め質的な面での充実も更に図っていくため、司法修習生指導担当者協議会（指担協）等を活用して、実務庁への働き掛けを行う。
- 東京・大阪において、破産事件について、選択型実務修習での提供プログラムの一層の充実を図る（後述）。

② 刑事裁判修習

【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定起案について2件以上を起案。起案総数については、4件以上を起案した者が約6割。

【充実のための工夫】

- 指担協などを通じて更なる実情の把握に努め、刑事裁判修習の充実の観

点からガイドラインの記載の明確化なども含めて検討した上で、その趣旨・目的に即した修習が実現できるよう、実務庁への働き掛けを行う。

③ 検察修習

【実情の分析】

- 捜査実務修習については、8割以上の司法修習生が3件以上の事件を担当。
- 公判実務修習が十分に行われていない司法修習生が一部に見られた。

【充実のための工夫】

- 指担協の場等で、ガイドラインの周知徹底を図り、ガイドラインに沿った検察修習の実現を目指す。
- 公判実務修習において、公判手続の傍聴に止まらず、証拠の整理や、冒頭陳述、論告等の起案をさせるといった取組が進められている。

④ 弁護修習

【実情の分析】

- 修習の内容や法律相談・起案等の件数にかなりバラツキが生じていた。
- 民事弁護について、法律相談を6件以上、起案（裁判所提出の主張書面以外の文書を含む。）を3件以上した司法修習生がそれぞれ約8割いた一方、法律相談・起案件数が0～1件に止まる者も一部に見られた。
- 刑事弁護について、弁論要旨等の起案の経験のない司法修習生が相当数見られた。

【充実のための工夫】

- 各指導担当弁護士にガイドラインの趣旨・目的が十分に理解されるよう、弁護実務修習指導に関する連絡協議会や指担協などにおいて、ガイドラインの周知徹底を図っていく。
- 規模や業態等の異なる弁護士事務所に所属する指導担当弁護士であっても、ガイドラインに沿った修習が実施できるようにするため、複数の指導担当弁護士間で協力したり、修習期間中に修習の実施状況を共有するなどの工夫例等を紹介する文書を発出し、各弁護士会に周知した。

2 実務修習結果簿の書式の改訂

ガイドラインに即した実務修習の実現を促すことにつなげ、実務修習の状況を的確に把握することもできるようにするため、書式を改めた。

3 選択型実務修習について

更なる充実を図るため、以下のような取組につき、三者それぞれにおいて、検

討を進めることになった。

① 全国プログラムの拡充

- 法務行政プログラムの受入人数を拡大する。
- 国の機関におけるプログラムを新設する。
- 自治体、企業、福祉の各分野について、受入先を拡大する。
- 過疎地域の公設事務所等における修習について、受入人数や受入先の拡大を図る。

② 個別修習プログラムの拡充

【裁判所提供プログラム】

- 東京・大阪において、新たな破産コースを設ける。
- 大規模庁において、専門部・特殊部におけるプログラムの増設や受入人数の拡大を図る。
- 司法修習生の多様なニーズに対応し、選択の幅を広げるため、比較的短期間のプログラムを設ける。
- 中小規模庁において、民事・刑事・家事・少年といった異なる分野にまたがる総合的なプログラムを設ける。

【弁護士会提供プログラム】

- プログラム提供数の少ない弁護士会において、その実情に応じて、プログラム提供数を増やす。

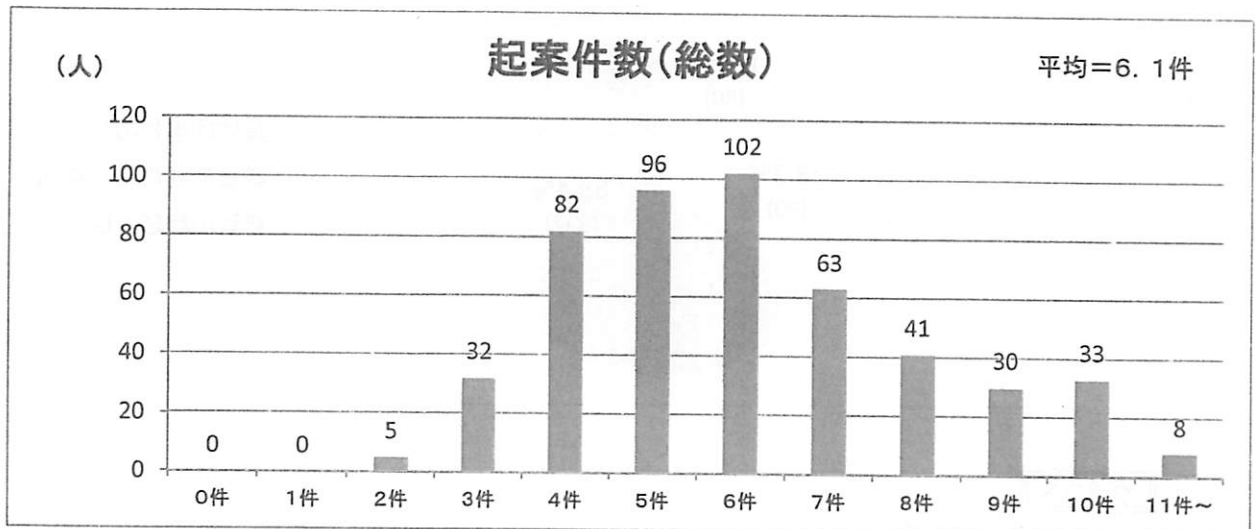
【裁判所・検察庁・弁護士会間での調整】

- 各地の裁判所・検察庁・弁護士会がそれぞれ提供する個別修習プログラムのうち、応募者等の多いもの等について、実施時期をずらすなどして、応募可能プログラムを増やす。

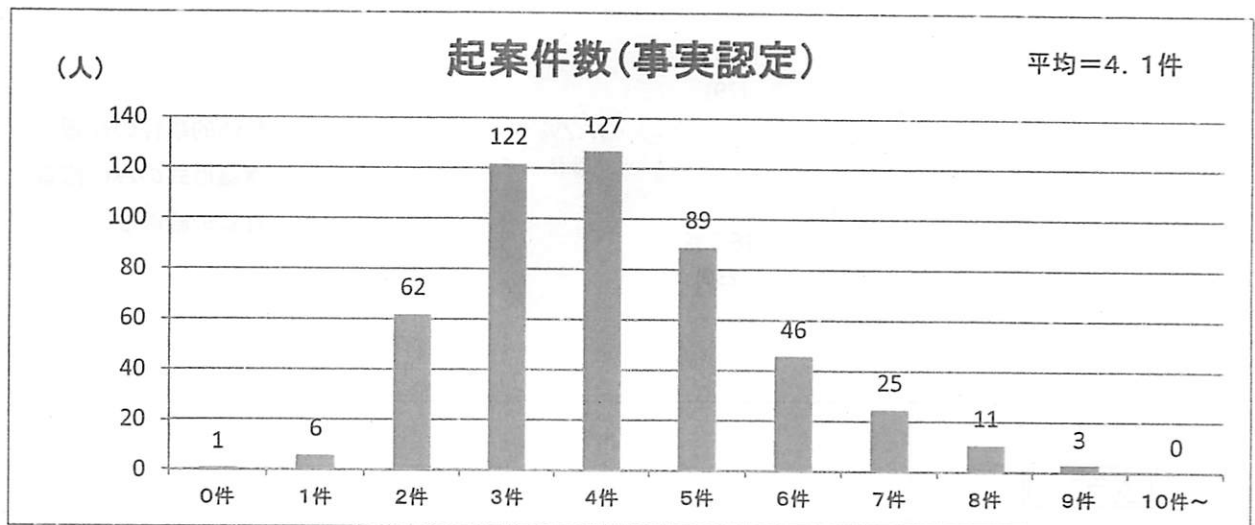
以 上

第67期 修習結果簿集計結果(民事裁判修習:第1クール)

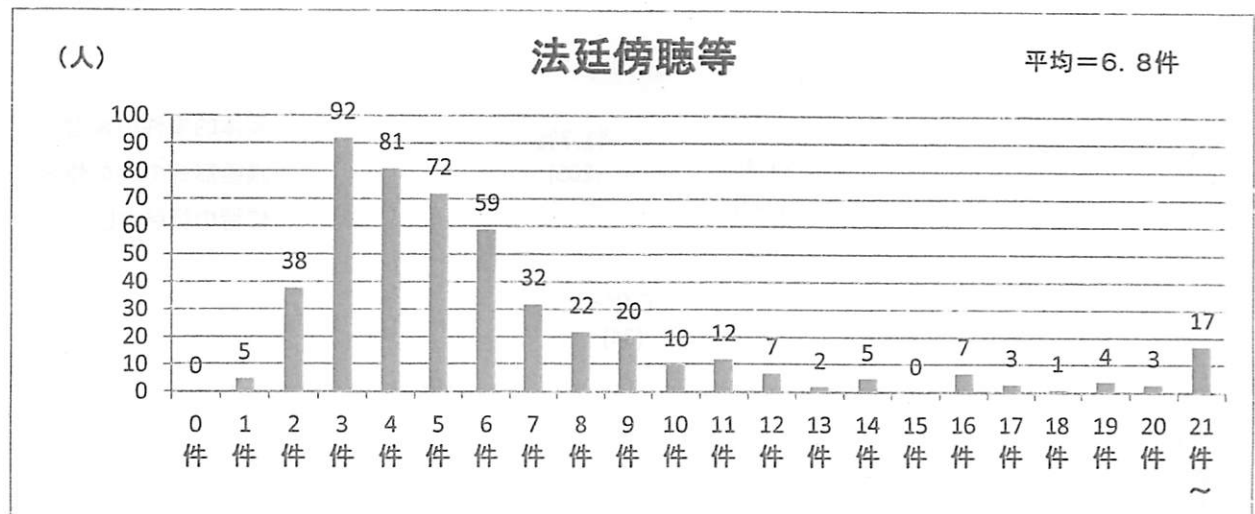
グラフ1



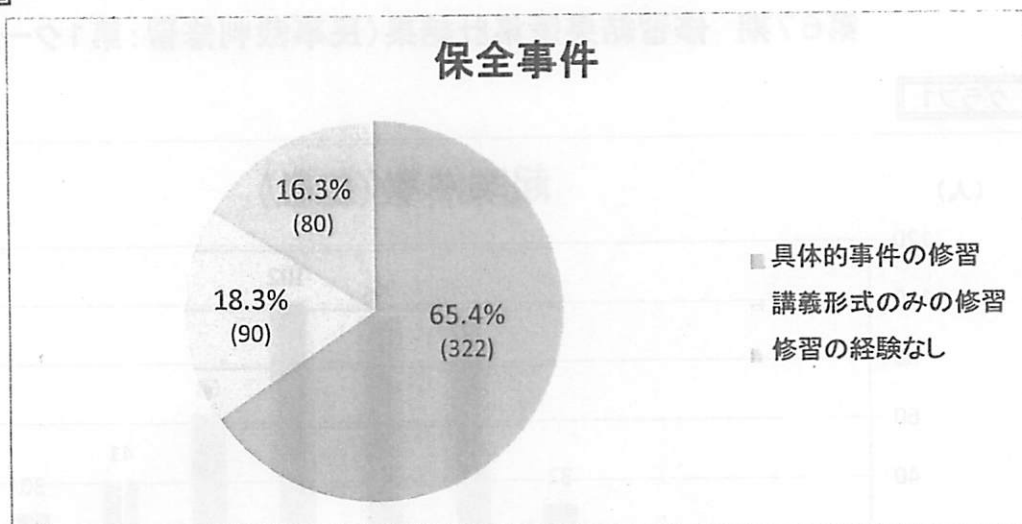
グラフ2



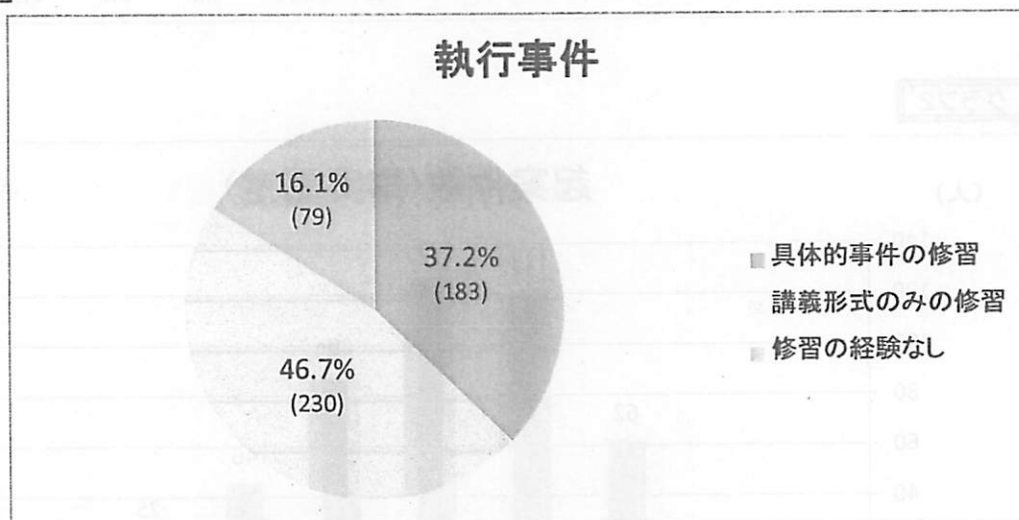
グラフ3



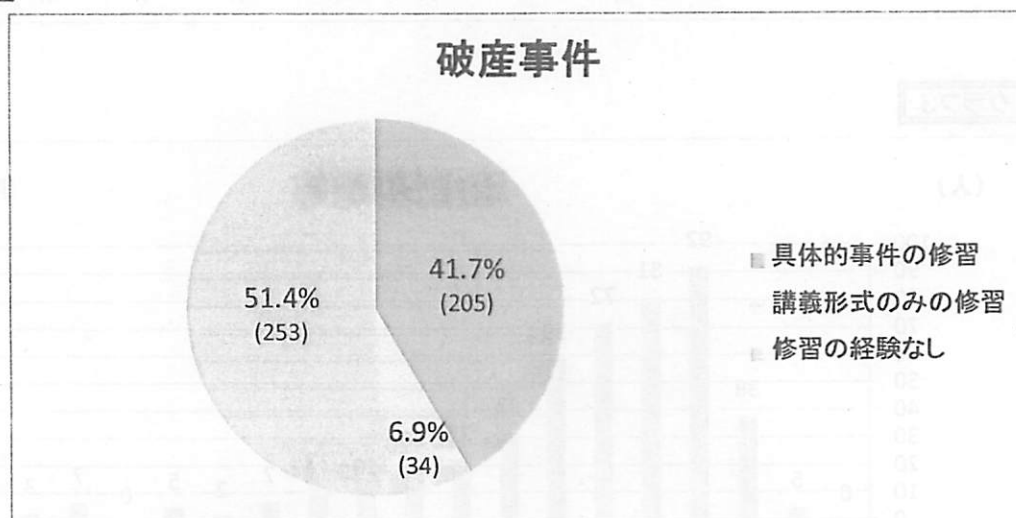
グラフ4



グラフ5

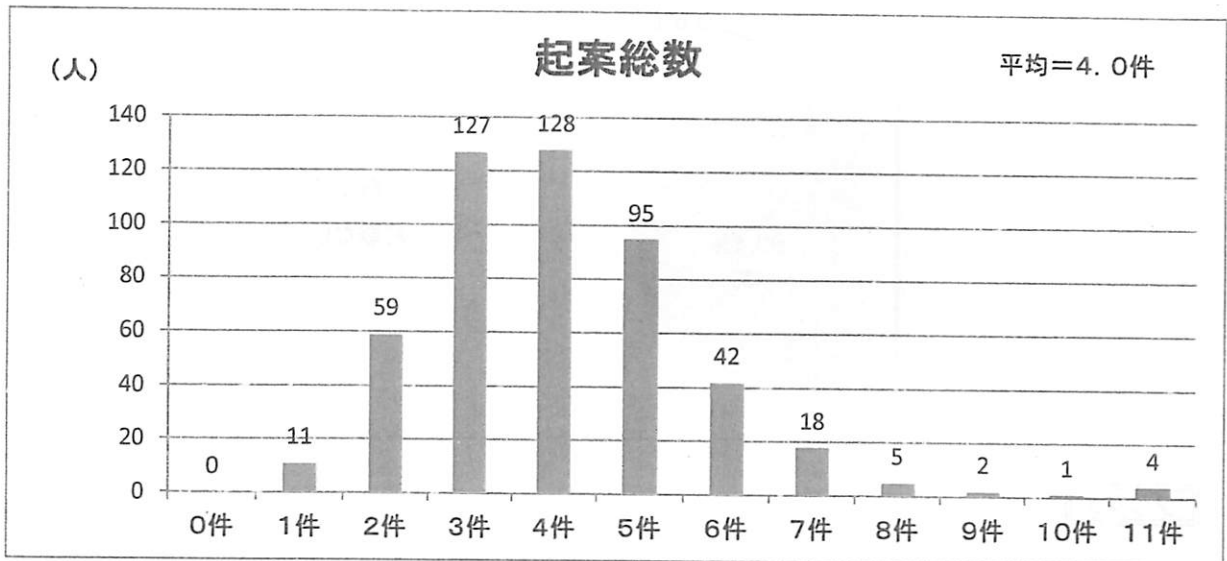


グラフ6

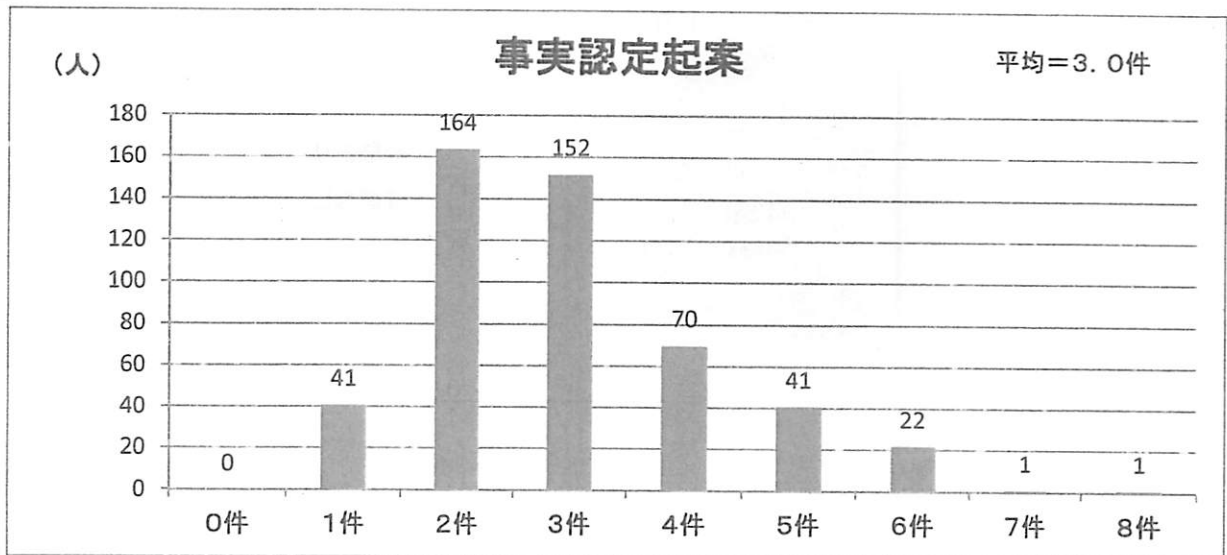


第67期 修習結果簿集計結果(刑事裁判修習:第1クール)

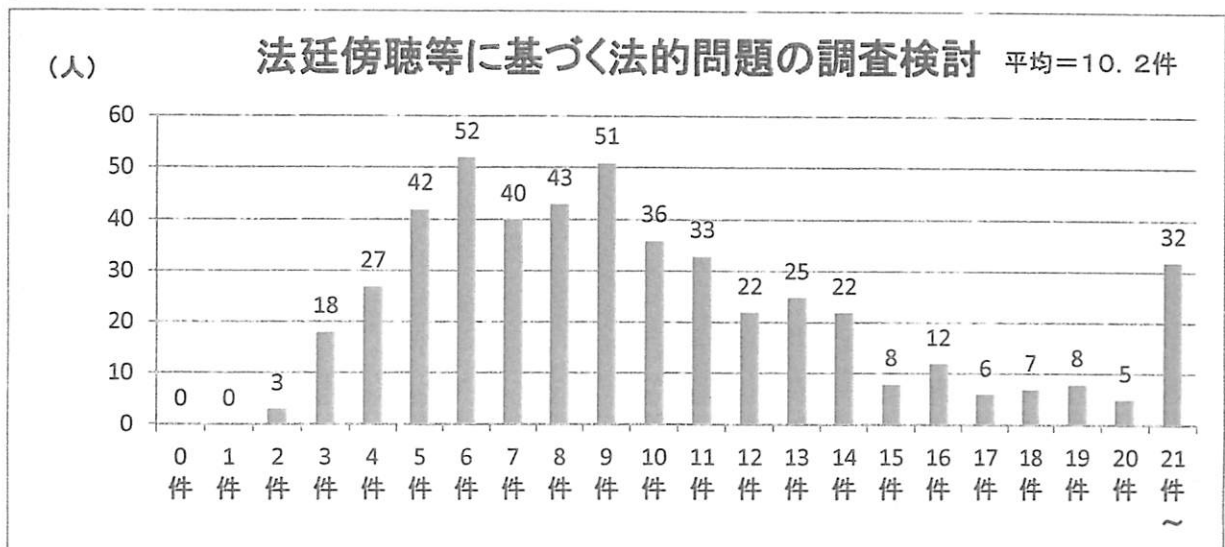
グラフ1



グラフ2

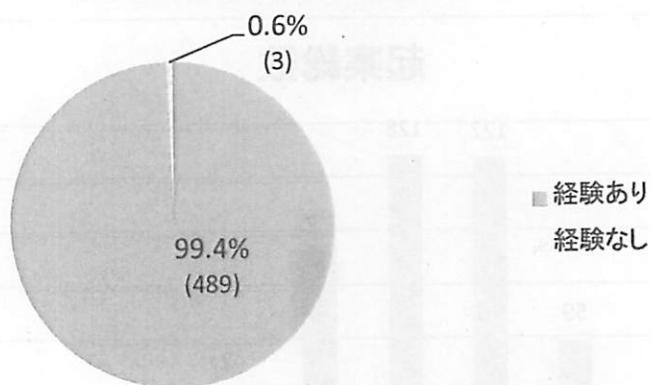


グラフ3



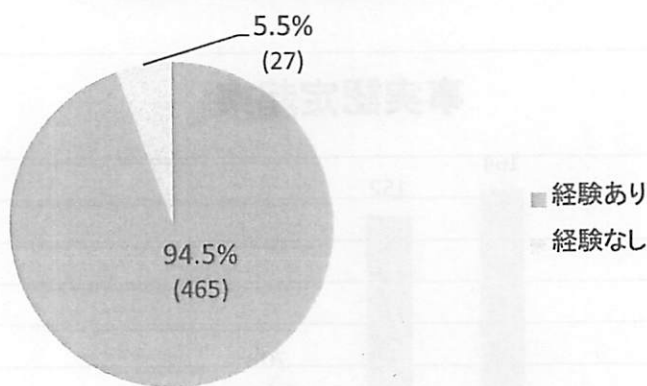
グラフ4

令状事務の経験割合



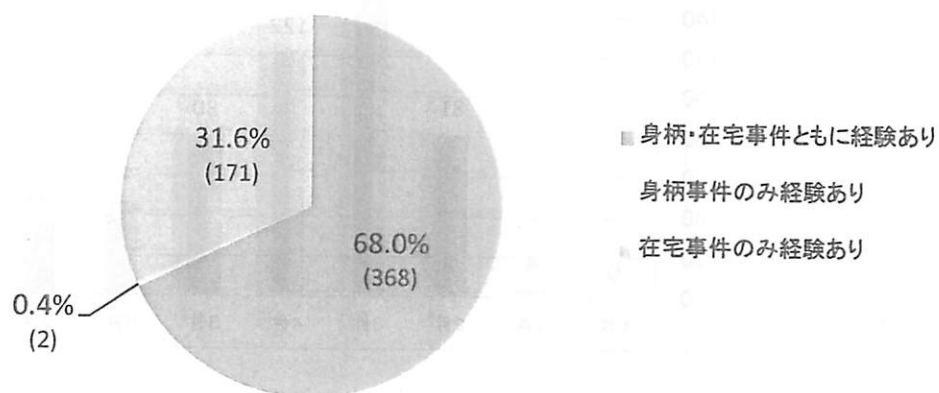
グラフ5

模擬裁判の経験割合



グラフ1

捜査実務修習(身柄・在宅事件の経験割合)

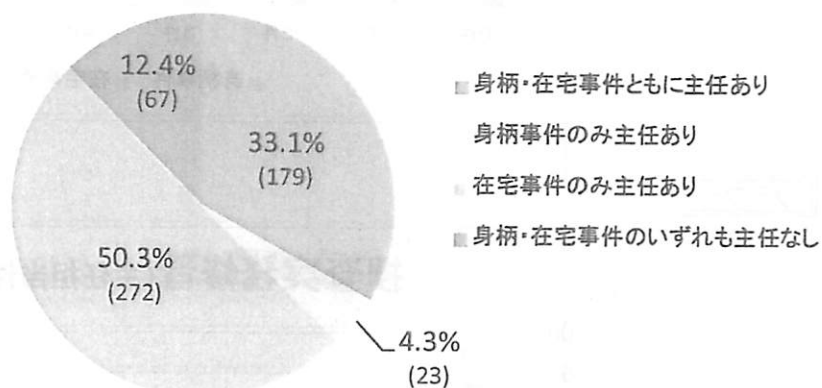


※ 括弧内の数値は該当者数

※ 身柄・在宅事件のいずれも経験のない者はいない。

グラフ2

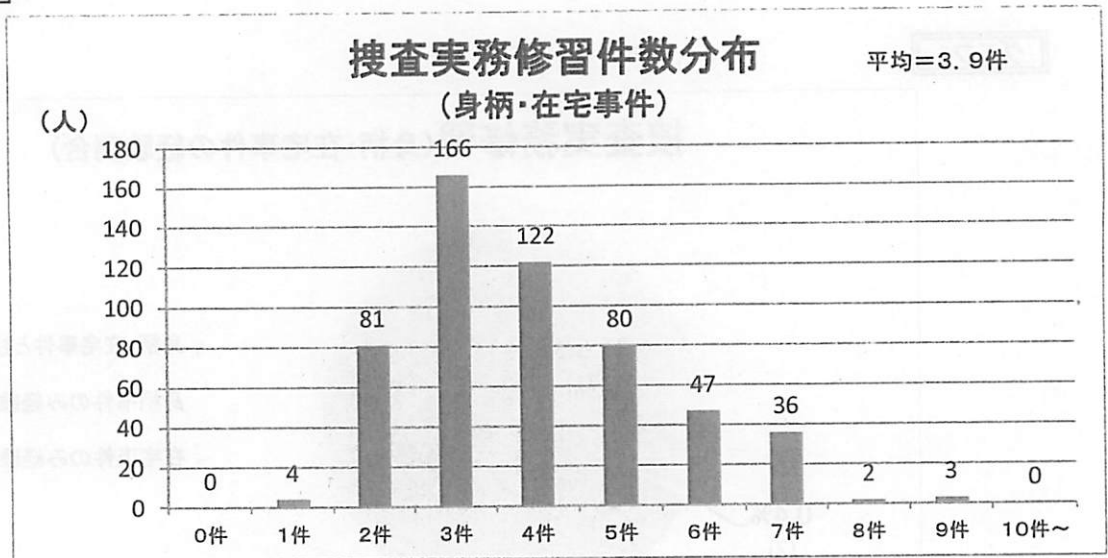
捜査実務修習(主任の経験割合)



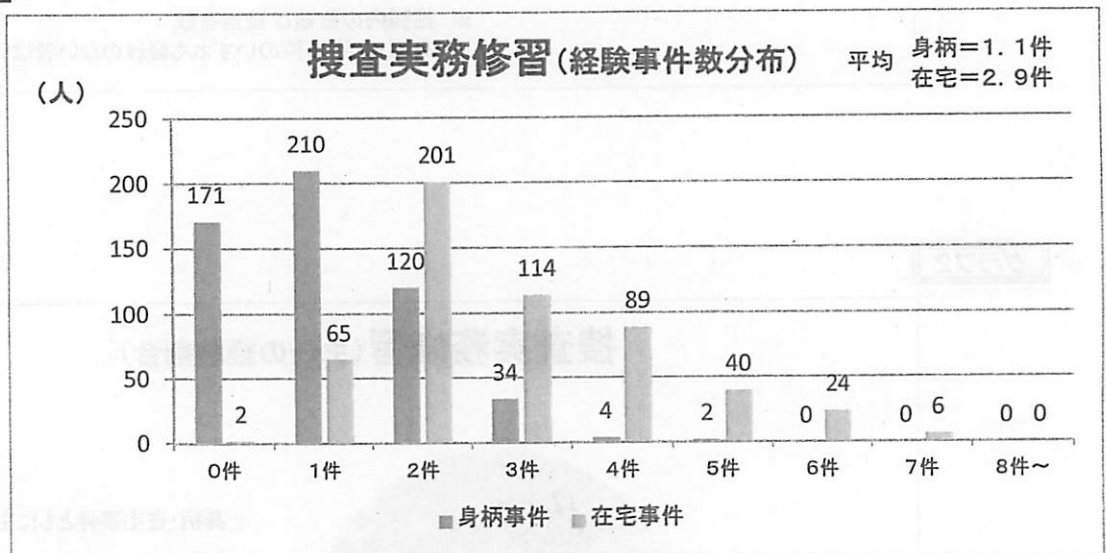
※ 括弧内の数値は該当者数

※ 主任には副主任等を含まない。

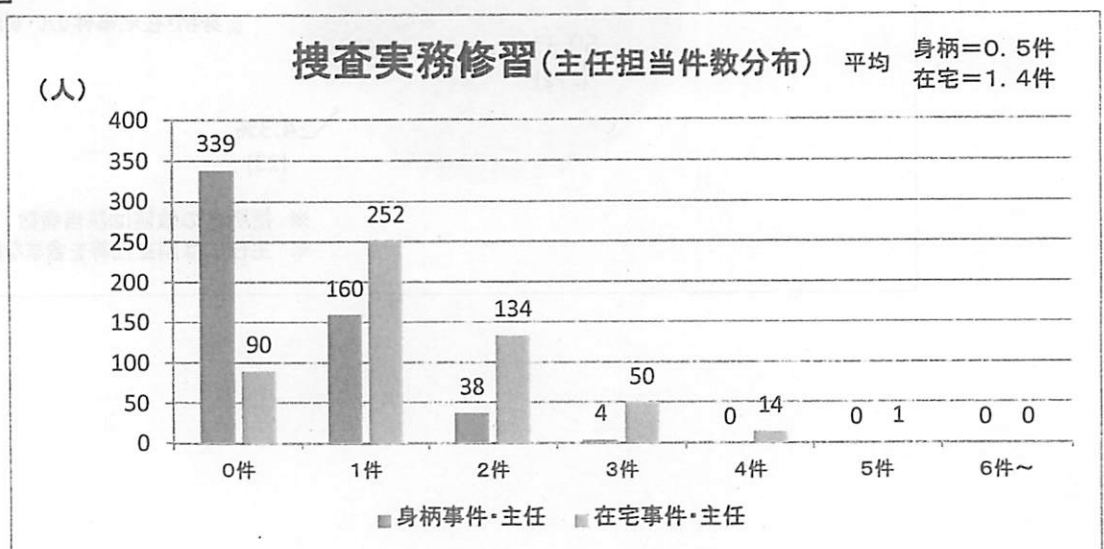
グラフ3



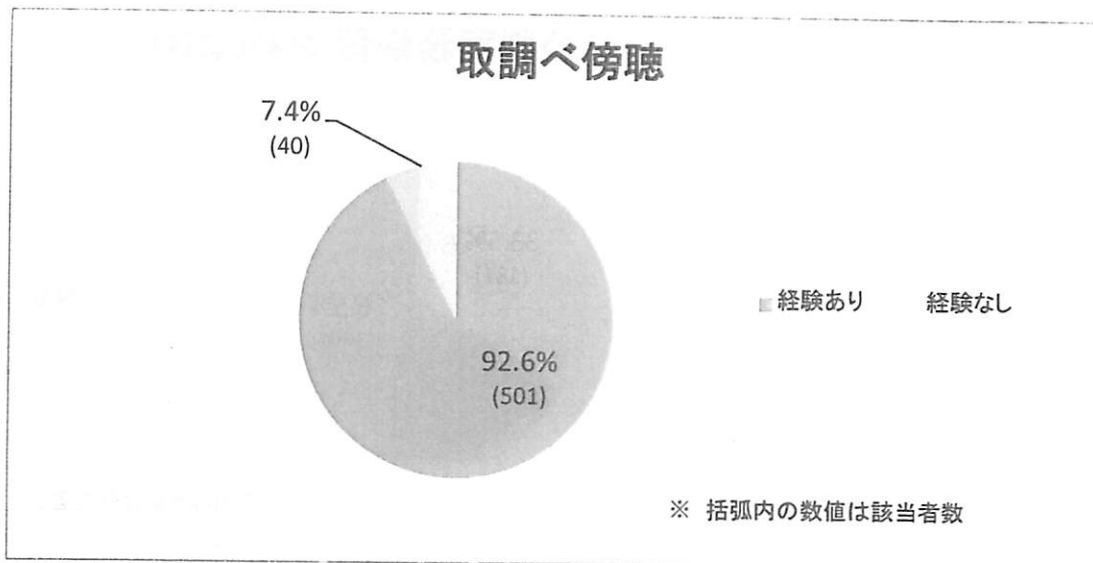
グラフ4



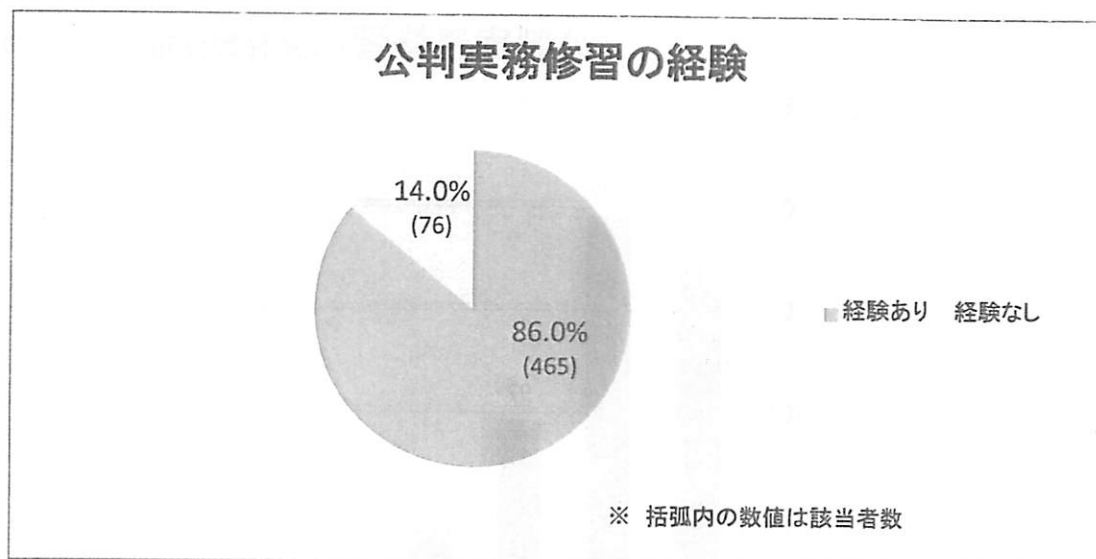
グラフ5



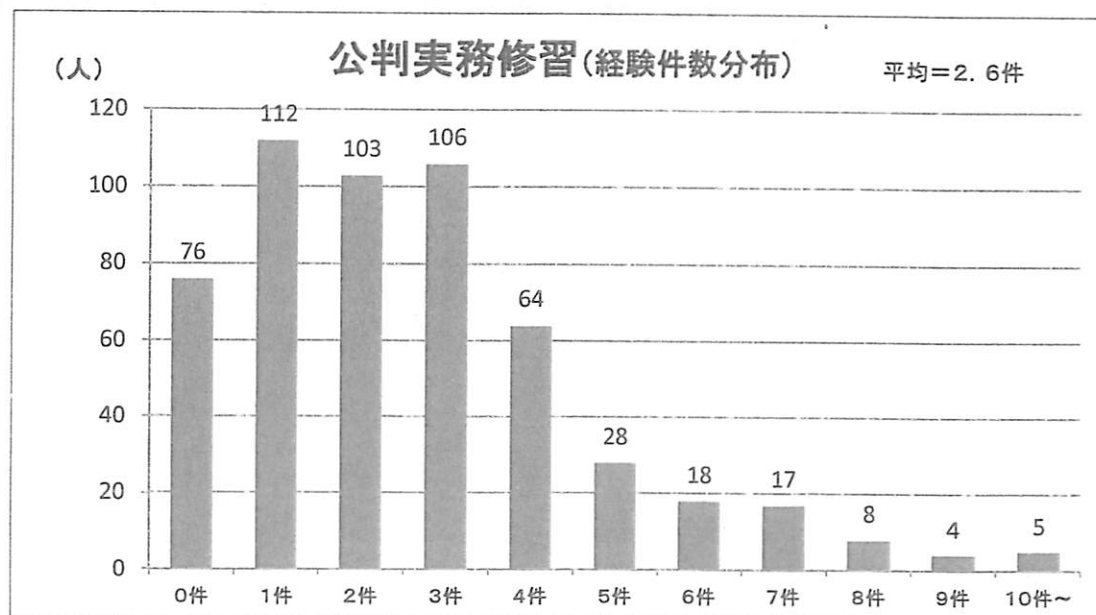
グラフ6



グラフ7

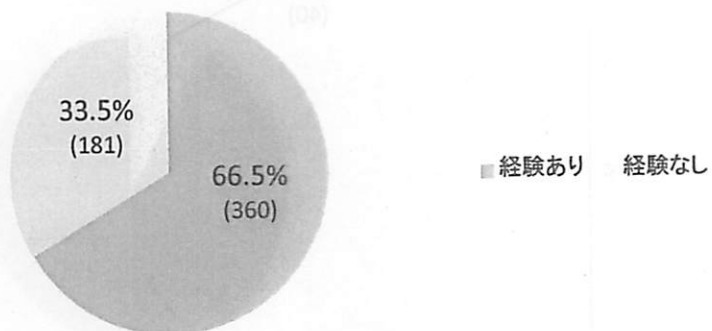


グラフ8



グラフ9

公判実務修習(起案の経験)

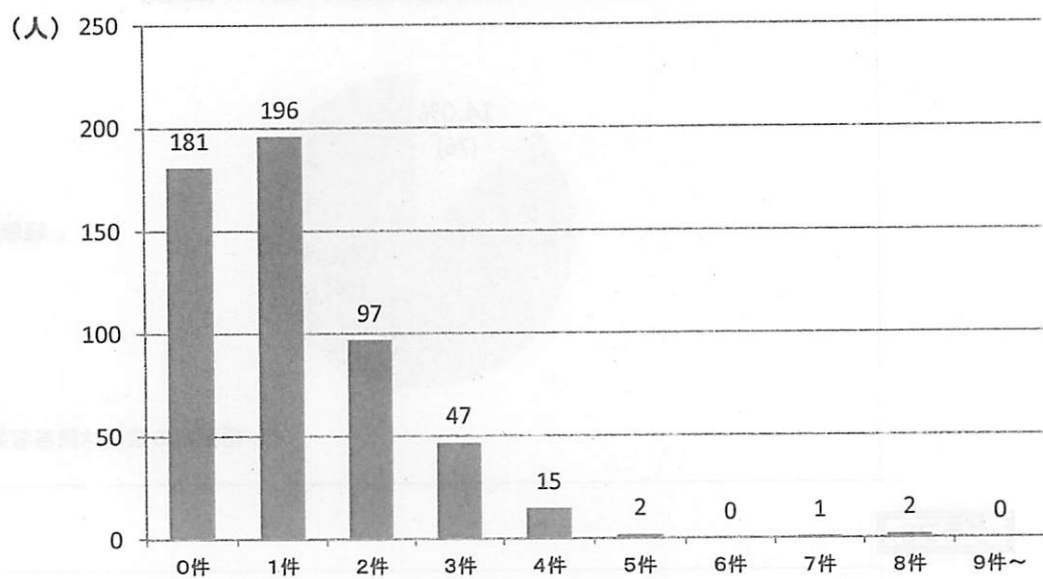


※ 括弧内の数値は該当者数

グラフ10

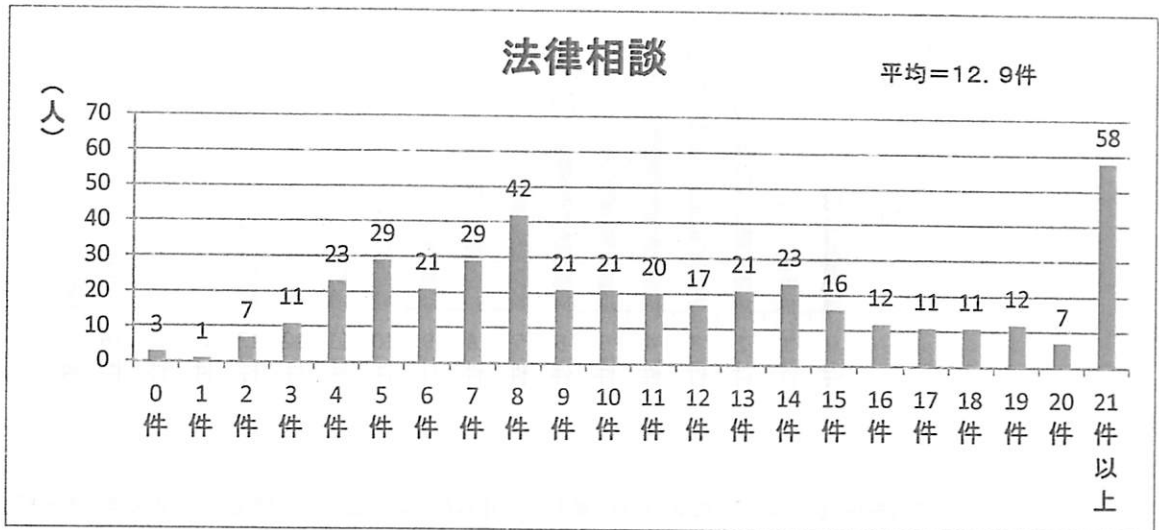
公判実務修習(起案件数分布)

平均=1.2件



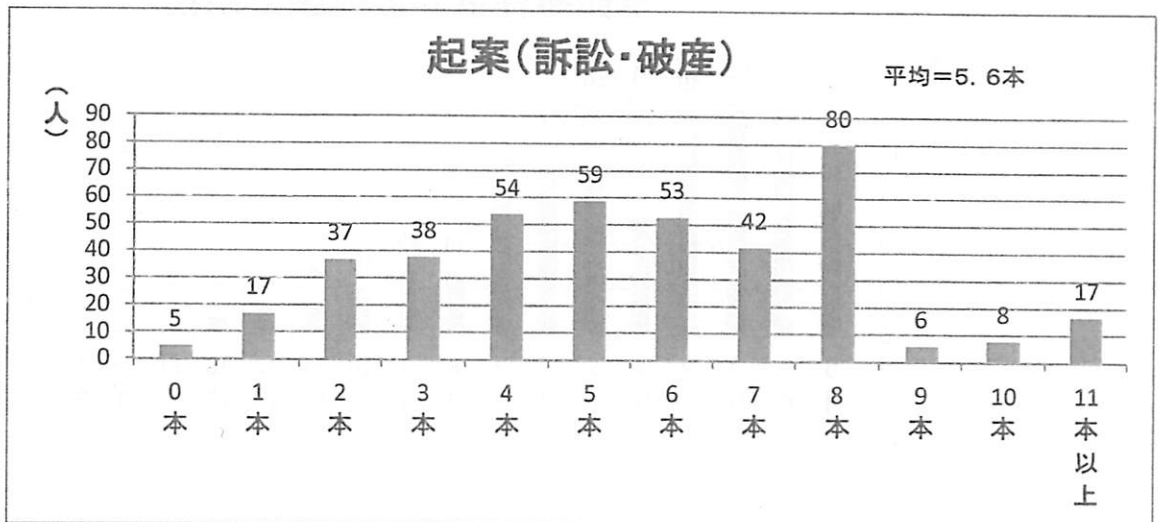
67期 修習結果簿(第1クール:弁護修習)集計結果

グラフ1



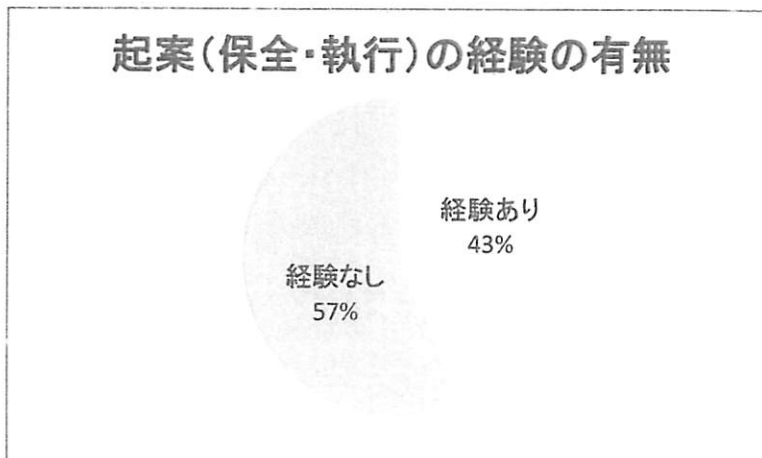
※ 法律相談、交渉、当事者・関係者からの事情聴取、受任、立会傍聴等

グラフ2

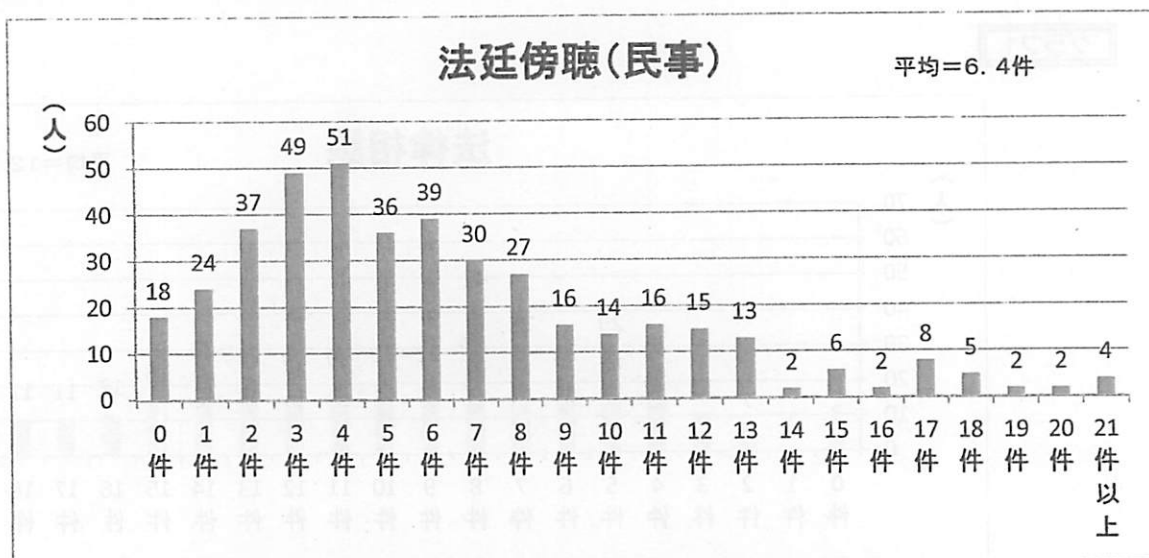


※ 訴訟、調停、非訟、破産その他の財産管理事件、ADR等における訴状、申立書、準備書面、陳述書等の起案

グラフ3

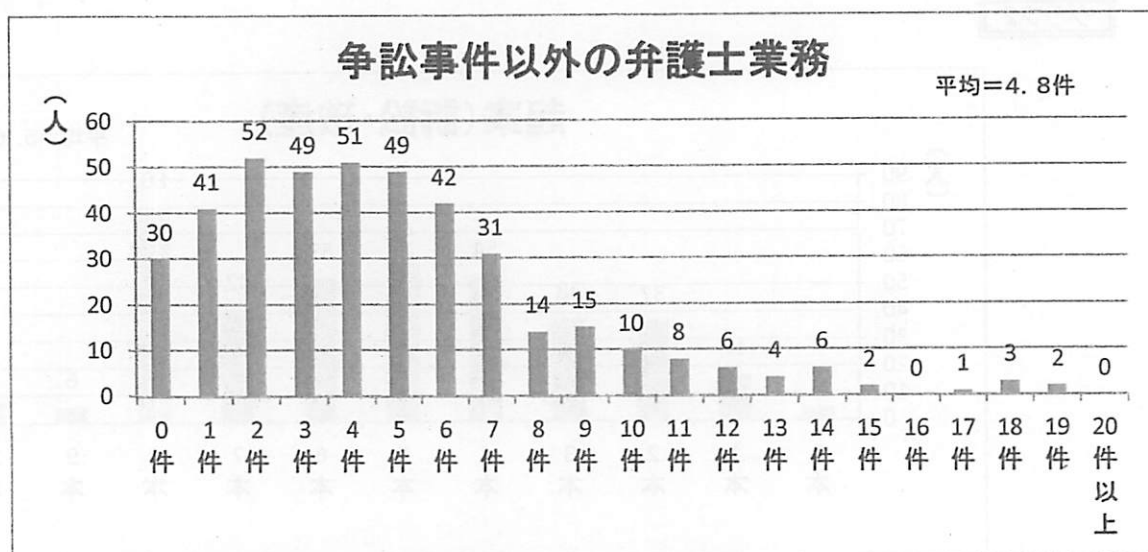


グラフ4



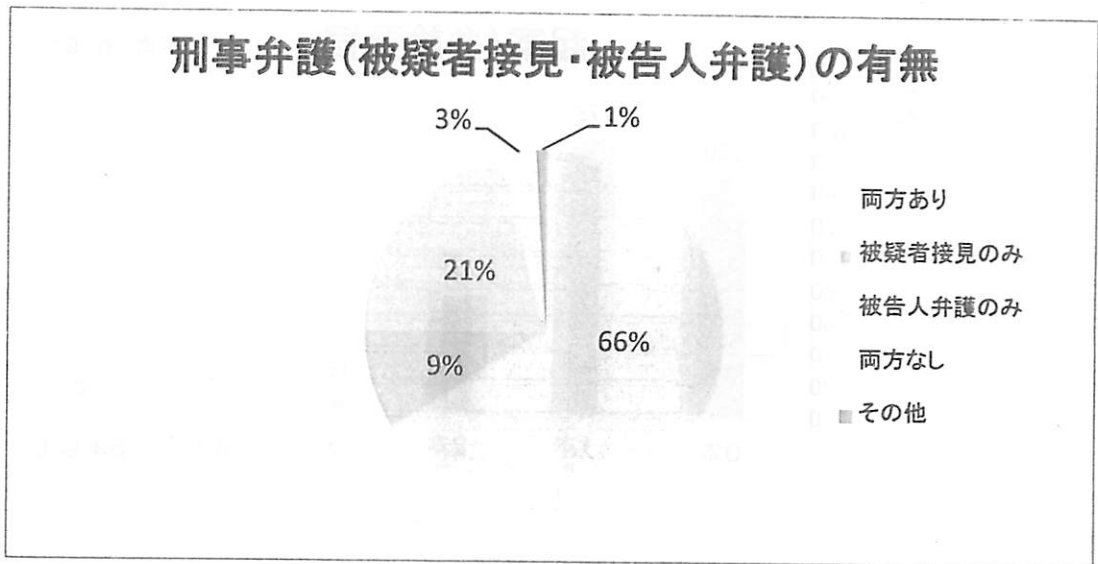
※ 口頭弁論, 弁論準備, 和解, 審尋, 裁判官面接等の傍聴, 立証等準備活動(証拠収集, 現場調査, 文献調査等)

グラフ5

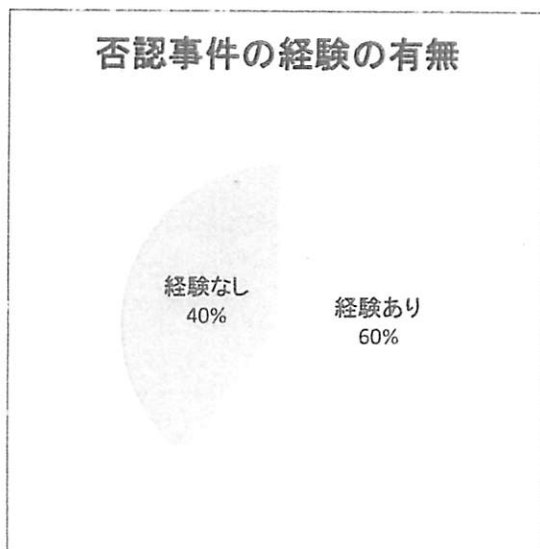
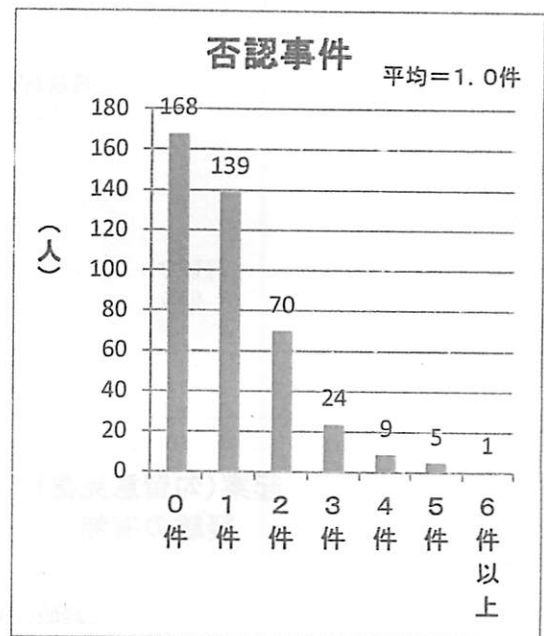
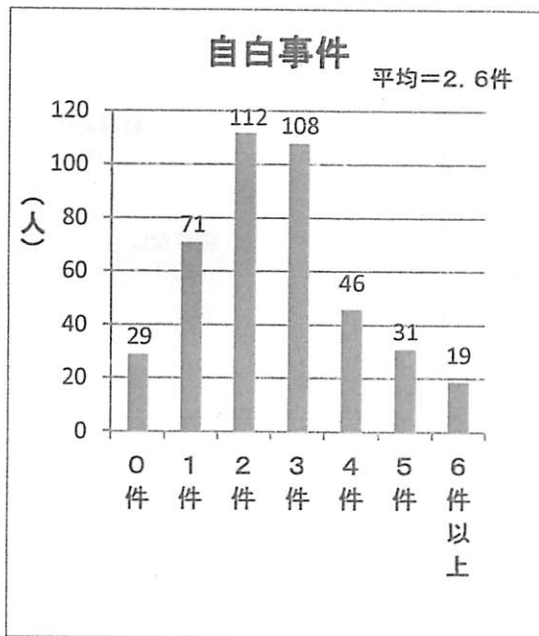


※ 契約書, 意見書等の起案等, 株主総会等の立会傍聴, 事務職員の業務

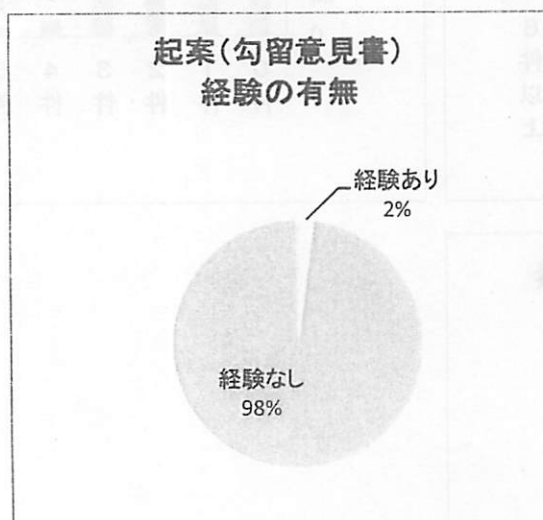
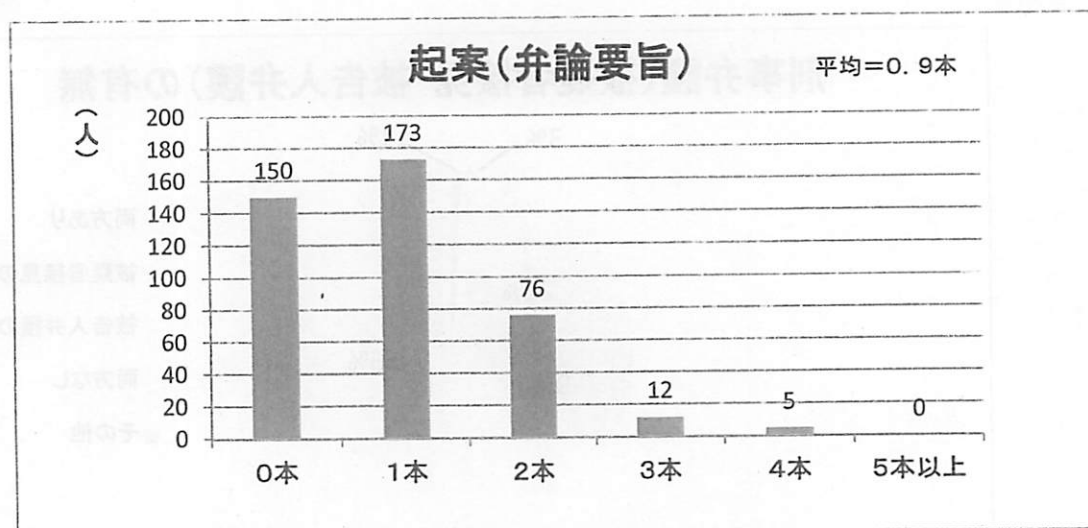
グラフ6



グラフ7



グラフ8



日弁連法1第285号
2015年（平成27年）1月14日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進
(公印省略)

弁護実務修習ガイドラインの実施のための実践的かつ具体的
な方策について（依頼）

日頃より、当連合会の活動に御理解いただき、誠にありがとうございます。

現在、最高裁判所司法修習委員会幹事会の下に設けられた法曹三者からなるワーキンググループにおいて、司法修習のさらなる充実に向けた方策が検討されており、その一環として、2014年（平成26年）3月6日付けで「弁護実務修習ガイドライン」を作成、配布いたしました。同ガイドラインは、その冒頭に述べているように、「事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すもの」であり、あくまでも「弁護実務修習の方法を例示的に示すもの」ではありますが、司法修習生がなるべく多くの「生の事件」に触れ、それについて、弁護士から個別的な指導が受けられることが望ましいことは言うまでもありません。そのため各会におかれては既に様々な工夫をされていることと存じますが、以下では、その例をお示しするとともに、修習生が一つでも多くの「生の事件」に触れることができるよう、各会の実情に応じて御対応くださるようお願いいたします。

1 個別指導担当弁護士に、修習期間内に、必ずしも適切な事件・素材があるとは限りません。そこで、各弁護士会（司法修習委員会）は、「弁護実務修習ガイドライン」2(1)ないし(6)について、少なくとも1件ずつ行えるよう、弁護士会の規模及び各地の実情に応じて、以下の中から実現可能な方法を選択し、司法修習生に修習の機会を与えてください。

(1) 弁護修習全般について

- ・ 複数の弁護士が所属する事務所に配属した場合、事務所内で事件の補てんを依頼する。

- ・ 個別指導担当弁護士を複数名とする（主担当・副担当とする、主担当を定めた上で3～4名程度のグループとする、会内留学させる等。）。
- ・ 個別指導担当弁護士間で、互いに、司法修習生を一定期間交換する。例えば、主に渉外・企業法務を扱う個別指導担当弁護士と主に法廷実務を扱う個別指導担当弁護士間等においてチェンジする。
- ・ 個別指導担当弁護士の裁量で、事務所内外を問わず、複数の弁護士を指導協力弁護士として届け出ておき、当該指導協力弁護士の下で修習させる。
- ・ 弁護士会の司法修習委員会又は個別指導担当弁護士間でメーリングリスト等を作成し、同メーリングリスト上で、保全・執行、尋問等の適切な事件・素材のある弁護士を募り、それに応じた弁護士の下で修習させる。
- ・ 弁護士会の各種委員会を活用して修習のために適切な事件・素材のある弁護士の情報を収集し、当該弁護士に協力を要請する。

(2) 法律相談について

- ・ 弁護士会・法テラスあるいは市区村町の法律相談センター等において、個別指導担当弁護士以外の相談担当弁護士に、司法修習生が同席できることとする。

(3) 刑事弁護について

- ・ 弁護士会・法テラスにおいて、国選弁護、当番弁護を個別指導担当弁護士あるいは当該個別指導担当弁護士と同じ事務所に所属する弁護士に優先配点する。
- ・ 個別指導担当弁護士以外の当番弁護担当弁護士による接見に、司法修習生が同席できることとする。

(4) 尋問について

- ・ ガイダンス等を通じて、個別指導担当弁護士に対し、弁護実務修習中に尋問期日が開かれなくとも、近々その予定がある事件を題材にする等して、なるべく尋問事項を作成させ、指導する修習を行っていただくよう周知する。

2 修習期間の中間時期において、実際に「弁護実務修習ガイドライン」2(1)ないし(6)の修習ができているか、個別指導担当弁護士又は司法修習生から確認し、できていない場合は、前記1の各方法を駆使しながら、なるべく修習の機会を与えてください。

なお、確認の方法は、添付の「中間報告書(案)」を参考にアレンジしてお使いいただくか、その他適宜の方法（メール、FAX、中間報告会の開催等）をとってください。

20**年**月**日

**弁護士会司法修習委員会 御中
(FAX)

中間報告書

氏名（司法修習生又は個別指導担当弁護士）

現時点における弁護実務修習において、以下項目につき、修習の有無又は修習予定の有無を報告してください。個別指導担当以外の弁護士（事務所内の他の弁護士、事務所外で協力を得られる弁護士等）の下で修習した、あるいは今後修習する具体的予定があるものも含みます。

1 法律相談等

（1）事務所内あるいは法律相談センター等における法律相談

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

（2）依頼者からの事情聴取、打合せ

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

2 民事事件における起案（単なる起案ではなく、個別指導担当弁護士・修習生間で意見交換、議論等を伴ったもの）

（1）訴状・答弁書・準備書面・陳述書等

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

（2）尋問事項書

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

（3）請求書・回答書・示談書・契約書等の訴訟外法律文書

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

3 民事事件における尋問準備と立ち会い

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

4 刑事事件

（1）初回接見

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

（2）起訴前の弁護活動（2回目以降の接見、示談、意見書等の起案、検察官面会等）

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

（3）起訴後の弁護活動（接見、示談、弁論要旨の起案、公判立会等）

☐修習済 ☐未修習（☐今後修習の予定がある ☐今後も修習の予定はない）

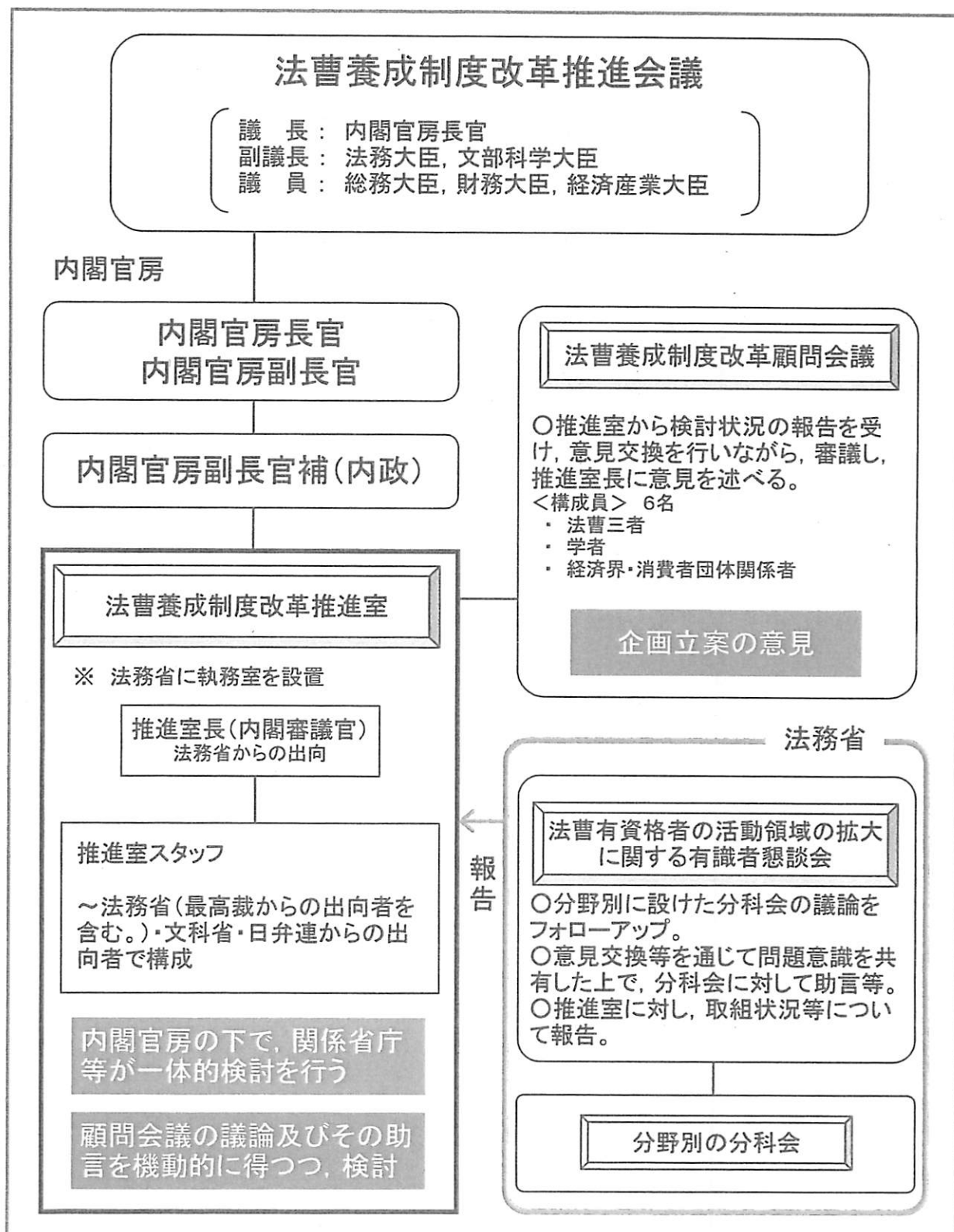
5 その他の事件（民事保全・執行、倒産事件、家事事件、少年事件等）

☐修習済（具体的に：_____）

☐未修習だが今後修習の予定がある（具体的に：_____）

☐未修習で今後も修習の予定はない

法曹養成制度改革の検討体制



法曹養成制度改革の推進について〈実施状況〉

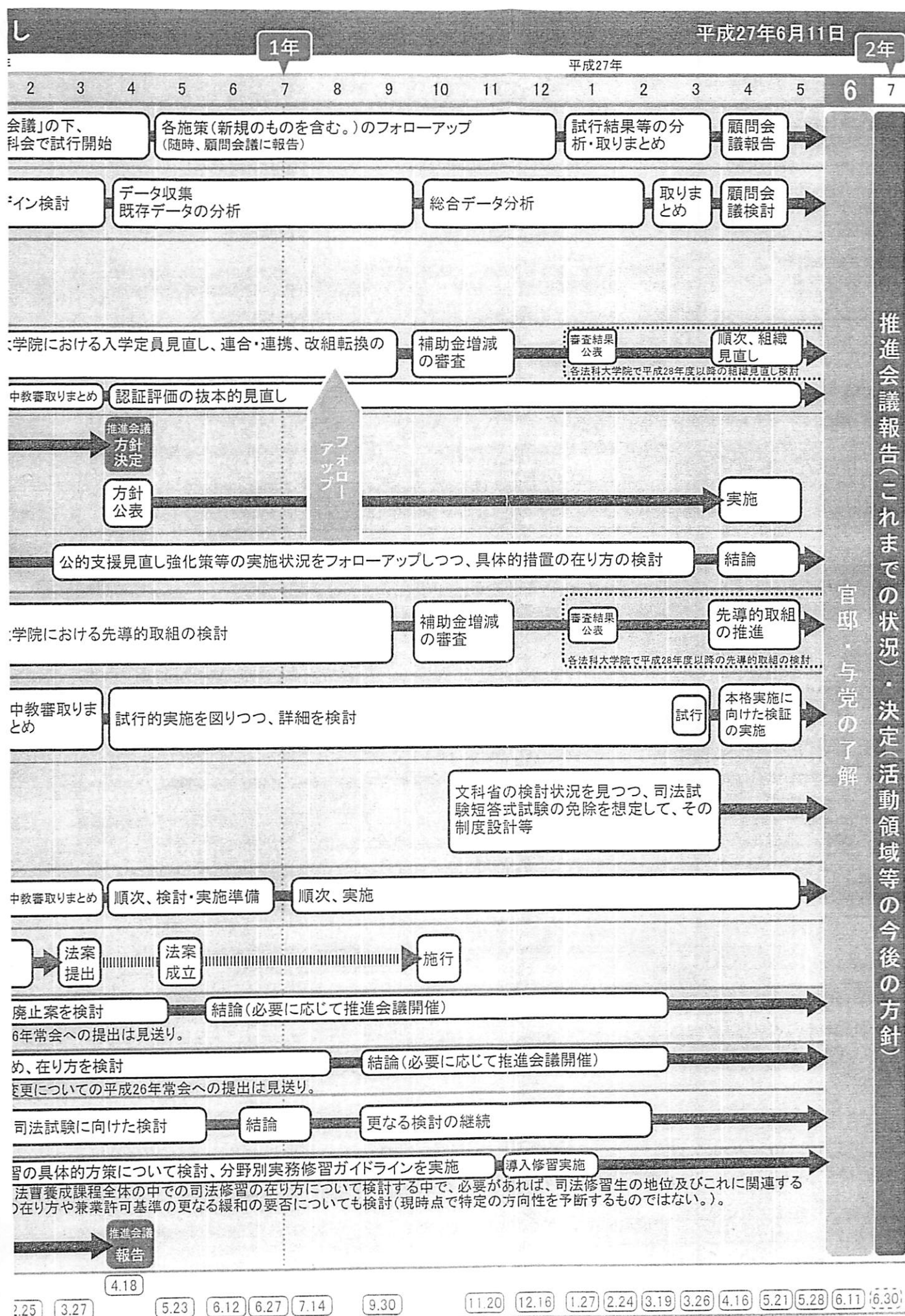
→ 見

項目	担当	事項	期限	進捗状況(平成27年5月末まで)	
法曹有資格者の活動領域の在り方	法務省/推進室	有識者会議を設け、更に活動領域を拡大(試行等)		有識者懇談会において結論を取りまとめ、推進室に報告済み(27.5.25)。	「有識者」3つの
今後の法曹人口の在り方	推進室	必要な調査(実施・結果公表)	2年	推進室において調査結果を報告書に取りまとめ(27.4.20)。法曹人口の在り方についての検討結果取りまとめ案を顧問会議に提示(27.5.21)。	調査
法曹養成課程における経済的支援	(最高裁)	移転料の支給、集合修習期間中の入寮、兼業許可の運用緩和(実施)	速やか	いずれも67期(25.11修習開始)から実施(入寮は66期から一部実施)。	
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 中教審の審議を踏まえ、公的支援の見直し強化策など、入学定員の削減方策(検討・結論)	[結論] 1年 [実施] 2年	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)、加算プログラムの審査結果を公表。中教審で抜本的組織見直し促進を取りまとめ。認証評価の厳格化に向けて省令を改正(27.4.1施行)。	各法 検討
	推進室	文科省の結論を踏まえ、裁判官及び検察官等の教員派遣見直し方策(検討・結論)	[結論] 1年	派遣見直し基準案を策定。(第2回推進会議(26.4.18)で見直し基準を決定)	
	法務省/(最高裁)	上記の実施 / (上記の実施を期待)	[実施] 2年	推進会議決定に基づき、平成27年度から実施。	
	推進室	法的措置の具体的な制度の在り方(検討・結論)	2年	設置基準の見直しなど、法的措置の具体的な方向性を提示済み(27.5.28)。	
	文科省	法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院について行う必要な支援(検討・結論)	[結論] 1年 [実施] 2年	公的支援見直しの更なる強化策(補助金増減)により、先導的な取組の支援を決定。加算プログラムの審査結果を公表(27.1.16)。	各法
	文科省	(中教審の審議を速やかに開始) 「共通到達度確認試験(仮称)」の導入(基本設計・実施を検討)	2年	中教審において基本設計を取りまとめ。第1回試行を実施(27.3.12)。結果を分析し、顧問会議に報告(27.5.21)。	
	推進室	文科省の検討を踏まえて、「共通到達度確認試験(仮称)」(司法試験との関係:制度設計・実施の検討) 文科省:その後実施準備→(5年以内に試行開始目標)	2年	共通到達度確認試験の試行と並行して、司法試験の短答式試験合格状況との相関関係の分析等、今後の作業方針を提示済み(27.5.28)。	
	文科省	法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶ仕組みの導入(検討・実施準備)	1年	未修者教育に対する法律基本科目の指導の充実に向けて関係法令の運用を見直し。 ※26.8.11通知	
	法務省	受験回数制限の緩和(5年以内5回)・短答式試験科目を3科目に限定(司法試験法改正作業)	1年	26.5.28法案成立 26.10.1施行	立案
司法試験	推進室	論文式の試験科目の削減(検討・結論)	2年	法科大学院での履修状況等を見つその是非を検討する方向となる見込み。	選択 ※平
	推進室	予備試験の在り方(検討・結論)	2年	予備試験の在り方についての今後の方向性を提示する見込み。	科目を ※科
	(法務省司法試験委員会)	司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方(検討体制整備)	2年	平成28年司法試験以降についても継続的な検証を可能とする体制を整備。	平成2
司法修習	(最高裁)	司法修習生に対する導入的教育・選択型実務修習等、司法修習内容の更なる充実(検討)	2年	68期から司法研修所で導入修習を実施。分野別実務修習ガイドラインを策定し、実施。	導入 ※今 措 検
	推進室	司法修習の更なる充実に向けた司法修習の在り方(検討)	2年	第4回顧問会議(25.12.9)で導入修習の創設を報告。	

法曹養成制度の在り方

推進会議の開催日 25.9.17

顧問会議の開催日 25.9.24 10.11 11.12 12.9 12.1



法曹養成制度改革推進会議決定（案）

（冒頭部分調整中【P】）

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることに資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記

司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。
- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に

実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、

確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。
- 文部科学省は、優秀な学生に対して、質の確保を前提として、大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。
- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在

り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努め

ることが期待される。また、司法修習生に対する経済的支援については、必要に応じ、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、必要と認められる範囲で司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹養成制度改革の更なる推進について（案）

平成27年6月30日

法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

2 具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の中で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第2 今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第3 法科大学院

1 法科大学院改革に関する基本的な考え方

- 平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※ 地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね7割以上。

- 法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

2 具体的方策

(1) 法科大学院の組織見直し

- 平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

- 文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50%未満）、定員充足率（目安として50%未満）、入試競争倍率（目安として2倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年3月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

- 文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。
- 前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ICT（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

(2) 教育の質の向上

- 平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。
 - ・ 法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。
 - ・ 法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。
 - ・ その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応じて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。
- 文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組みである共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足る実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要な合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

- 文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

(3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年1月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

- 文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で3年間在学した後に法科大学院の2年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

3 法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記2記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第4 司法試験

1 予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年、予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約8割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況が乖離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないように配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないように、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

2 司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

3 司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第5 司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第6 今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

配布資料一覧

- 1 新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について【H 2 0】
- 2 分野別実務修習（民事裁判）について－補足－【H 2 2】
- 3 分野別実務修習における指導のガイドライン【H 2 6. 8改訂】
- 4 民事裁判教官室からのガイダンス（事前課題付き）【H 2 6】
- 5 導入修習カリキュラムの概要（民裁関係のみ全7頁）
- 6 分野別実務修習のイメージ（図）
- 7 集合修習のイメージ（図）
- 8 「対話で考える民事事実認定」（DVD教材及び教材記録）

平成20年5月

新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について

民事裁判教官室

1 指導の理念・目標

新しい法曹養成制度においては、基本的な法理論や実務の基礎的素養を修得させる法科大学院教育、これを生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する臨床教育としての実務修習、これらの成果を確認し、理論的、体系的に整理、深化させる集合修習、法曹三者それぞれに特有の専門的知識・技法を修得、発展させる法曹資格取得後の継続教育が、相互に連携して、プロセスによる法曹養成を行うものとされ、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられて、前期修習が廃止され、修習期間も短縮された。また、法曹養成数の大幅な増加が図られ、その多くが弁護士になるとともに、活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくことが想定されている。

したがって、司法修習においては、他のプロセスとの役割分担を明確に意識するとともに、法曹活動の多様化をも念頭においた指導をしていく必要があり、専門的な知識・技法自体の修得というより、法曹としての基盤となる基礎的な能力の修得が指導の目標となるものである。分野別実務修習の裁判修習においても、従前のような「裁判官を疑似体験する修習」という発想を改めて、裁判の場を通じた指導ではあるものの、その指導目標は、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることを十分に理解することが重要であり、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等のかん養に重点を絞った指導を行うのが相当である。

また、上記のように、法科大学院を法曹養成制度の中核と位置付けた上で、これに続く司法修習、継続教育というプロセスによる法曹養成を行い、多様で多数

の法曹を生み出すことになった新しい法曹養成制度の趣旨からすると、司法修習における指導の目標は、法科大学院での教育を前提にした標準的な修習生を念頭に置いて、実務のミニマムスタンダードを修得させることにあるというべきである。

2 指導の基本的方向性

(1) 法科大学院教育を踏まえた指導

法科大学院における教育は実体法、手続法に関する法理論教育が中心であり、実務基礎教育は、その法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させ、これによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すものであって、現行修習の前期修習と同様の実務教育が目的とされているものではない。要件事実や事実認定に関する教育も、実体法と手続法の交錯する実務の場面で法理論が実際にどのように展開されているかを認識させて、その法理論の立体的な理解を得させることに主眼があり、基本的な事柄の教育が予定されているにすぎない。したがって、司法修習の冒頭に実施される分野別実務修習での指導の内容、方法は、そのような法科大学院教育の内容、程度を踏まえて検討されるべきであり、現行修習の前期修習を経た後の実務修習とは異なる配慮、工夫が必要となる。

(2) 法曹資格取得後の継続教育との役割分担

法曹資格取得後の継続教育との役割分担に照らすと、分野別実務修習の裁判修習においては、法律実務家として最低限備えておくべき実務の基本的考え方を修得させることに重点を置いた指導を行うのが相当であり、裁判実務における技術的、形式的事項については、法曹として理解しておくべき基本的事項にとどめるのが相当である。

(3) 修習生の増加、修習期間短縮への対応

修習生が増加し、更には修習期間が短縮された中で、従前と同様の質を維持した司法修習を実現するためには、指導上の工夫が不可欠で、形式より実質に

重点を置いた指導への移行が肝要である。また、修習生の意欲と能力に応じてメリハリのきいた指導を行うことも大切である。

(4) 集合修習との連携

司法修習は、法科大学院における法理論教育を前提に、それを生の紛争に適用して具体的事案に応用する能力を養成する課程であり、生の紛争に直接接する実務修習を中心とするものであるが、その実務修習での指導を補完し、これを体系的に整理するとともに、標準的な知識・技法の教育を受ける機会を保證するものとして司法研修所における集合修習が行われる。したがって、司法修習は、実務修習と集合修習とが有機的に結びついてより効果を上げるものであって、両者間には密接な連携と一体的な継続性が求められており、換言すれば、実務修習は集合修習を見すえ、集合修習は実務修習を踏まえたものでなければならないといえよう。

3 指導の内容・方法

(1) 指導の内容

以上を踏まえると、民事裁判の分野別実務修習においては、実務上比較的多く見受けられる事件を選択して、次のような点を中心に指導し、これらの指導を通じて書面や口頭による表現能力のかん養をも図るのが相当である。

ア 主張分析に関する基本的能力

当事者の提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を修得させる。

特に、混沌とした事実関係の中から、裁判官が当事者とともに法的な争点整理を行う過程を学ばせることが重要である。

なお、要件事実は、当事者の主張を整理し、争点及び証拠を整理するためのツールにすぎず、それ自体が独立の指導目標となるものではない。また、類型的事案における典型的主張の要件事実を覚えるよりも、実務上の様々な

事件の主張分析を通して、いかなる事案においても、実体法の解釈を踏まえて自分で要件事実を考えうる思考力、応用力を養うことが重要である。

※集合修習や考試においては、個々の修習生の応用力の到達度を検証する観点から、基本的なもののほか応用力を試すにふさわしいものも含んだ事案の主張分析を課題としているが、考試において不合格となる答案は基本法の理解が不十分なために最低限求められる基本的な主張分析すらできていないものであるから、民事裁判の分野別実務修習における主張分析の指導としては、前記のような法科大学院における実務教育の程度をも踏まえて、実務上の基本的な事件における主張分析を確実に理解させることで十分である。

イ 事実認定に関する基本的能力

争点に関する判断枠組みを踏まえた上で、具体的な証拠に基づいて間接事実を認定し、その各認定事実の意味合いを意識しながら総合的に考察して的確な判断を導き、更にこれを論理的、分析的に説明する基本を修得させる。

事実認定能力が、法律実務家にとって最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的、効果的に養えるのが生きた事件を扱う実務修習であることは言うまでもない。

※集合修習における修習記録を用いた指導ではおのずと限界もあることから、事実認定能力を養うためには、実務修習においてできるだけ多くの事件、記録に接し、裁判官や他の修習生と議論をすることが最良であると修習生に指導している。

ウ 紛争解決に関する基本的能力

個々の紛争における争点や証拠、その背景事情等を踏まえて、事案に沿った妥当な紛争解決策を考え、そのための適切な手順を考える基本を修得させる。

多種多様な事件と様々な代理人に接する民事裁判の実務修習は、紛争解決の在り方や代理人としての活動の当否を考えさせる絶好の機会である。また、民事裁判の実務修習において直接体験することになる訴訟運営の技法や思考

方法は、単に訴訟技術にとどまるものでなく、訴訟以外の方法で紛争解決を図る場合にも有用であって、法的紛争の解決に携わる法曹全般に汎用的で不可欠なものである。

※様々な事件や代理人に接する民事裁判の実務修習は、弁護士になる者にとっても極めて有益な修習であり、得がたい機会であることから、その自覚を持って積極的に修習に取り組むよう修習生に指導している。

※裁判官が、主体的、能動的に熱意を持って適切な紛争解決に取り組む姿を示すことは、裁判官の職務を正しく理解させる意味でも大切である。

(2) 指導の方法

具体的な指導方法については、上記の観点を踏まえ、次のような点に特に留意すべきである。

- ア 個々の修習生の理解度を確認しながら効果的に修習の実を上げるためには、かつてのように書面作成とその指導に重点を置くのではなく、記録検討や法廷傍聴等において現れる実体法、手続法上の問題点について、裁判官が折にふれて修習生と質疑応答したり、同一の事件について複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせ、又は共同して起案させた上、これを題材にして修習生に討論させて指導するなどの工夫が肝要である。事件によっては、修習生に事前の検討をさせた上で裁判官の合議を傍聴させることも効果的である。
- イ 口頭弁論期日等の傍聴については、全件傍聴を原則とせず、修習生毎に事件を選択して傍聴させるなどの工夫が必要である。
- ウ 書面作成については、基本的に判決全文起案はさせず、部分起案や、判断の要点を記載したサマリーペーパー、事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、その調査、検討結果を記載したリサーチペーパーの作成を中心とすべきである。
- エ 民事裁判修習の冒頭に、指導官により、修習に当たっての心構えや注意事項のほか、起案方法を含めた民事裁判修習の一般的な説明を行うのが相当で

ある。その際、司法研修所が各庁に配布したDVD教材「民事訴訟第一審手続の解説」を用いて、民事訴訟第一審手続の流れを再認識させることは、その後の修習をスムーズに進めるために有用である。

4 集合修習における指導の変容

最近の集合修習における民事裁判の指導は、上記の新修習における指導目標等を踏まえて、次のような点で変容しているので、民事裁判の分野別実務修習においてもこれを念頭に置いた指導を考慮すべきである。

- (1) 司法研修所における民事裁判の指導において、かつては主張整理の指導に重点を置きすぎるきらいがあったが、法律実務家にとって、主張分析能力とともに、的確に事実を認定し、事案に沿った適切な紛争解決を図る能力もまた同じく重要な基本的・汎用的能力であることから、集合修習においても事実認定や紛争解決の在り方に関する指導のウエイトを大幅に高めている。
- (2) 事実認定の指導においては、事実認定用の修習記録を主張整理用記録とは別の記録とし、実在の事件にできるだけ近似した記録を作成して、より実務に即した指導をしている。起案事項としては、特定の争点について、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）を記述させた上、証拠に基づいて認定できる間接事実やその事実の有する意味（経験則）を記載させ、さらにそれらを踏まえてどのような結論になるのか、その判断過程を記載させており、判決書の形にはこだわらず、自由に論述させて実質面を重視した指導をしている。
- (3) 主張分析の指導に関しても、起案において従前のような判決書の実情摘示の形を用いず、各主張の主要事実を簡潔に記載させた上、その主張の実体法上の効果や訴訟上の意味を記載させることとして、形式よりも、実体法の定める要件、効果の確実な理解という実質面に重点を置いた指導をしている。
- (4) 主張の分析としては、混沌とした事実関係、雑然とした主張の中から、実体法の理解に基づいて適切に法的主張を構成し、必要な事実を抽出する能力が法律実務家として基本的・汎用的な能力であることから、修習記録上にあえて法

的に意味のない主張や誤った法的見解に基づく主張を混在させて、かかる能力のかん養を図っている。

- (5) 要件事実に関しては、その意義、目的を十分に理解させた上、結論よりも結論に至る理由（それはすなわち実体法の解釈である。）が重要であることを強調し、要件事実の知識を問うのではなく、それを考える道筋に重点を置いて指導している。また、講義においては修習生に求められる標準的なレベルの解説を中心として、細かく技巧的な点や難解な点は大きく取り上げないこととしている。

※集合修習における起案の内容、方式については、司法研修所民事裁判教官室において「民裁起案のガイド」を作成して修習生に配布し、即日起案や考試に際してもこれを参照させている。

平成22年10月28日

分野別実務修習（民事裁判）について－補足－

民事裁判教官室

1 本書面の趣旨

新しい法曹養成制度のもとでは、法理論及び実務基礎の修得を中心とした法科大学院教育、それを具体的な事案に応用する臨床教育としての実務修習、その成果を確認し、理論的体系的に深化させる集合修習、その後の継続教育が相互に連携してプロセスによる法曹養成を行うものとされている。そして、司法修習生の多くが弁護士となり、法廷実務のみならず、幅広い分野で活動することが予定されていることから、分野別実務修習における指導目標も、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることは、平成20年5月に配布した「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」において既に確認されているところである。本書面は、法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力の修得という点に関し、今後の民事裁判修習のより一層の充実を図る観点から、集合修習も含めた指導の在り方等を踏まえて、その内容を補足するものである。

2 民裁修習における指導の内容等

民裁修習における指導目標は、主張分析（争点整理）に関する基本的能力、事実認定に関する基本的能力、紛争解決に関する基本的能力の修得にあるところ、特に、前二者については次のように考えている。

(1) 主張分析（争点整理）

当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張立証責任の所在を前提に的確に主張及び争点を整理するための基本的な能力の修得を求めているところである。とりわけ、社会の幅広い分野で活動する法律実務家としては、錯綜する事実関係に適用されるべき法規範を選択した上、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出することができる能力を修得させ

ることが肝要であり、今後は、このような点に重点をおいて指導していく必要がある。このように、的確に事実を分析、抽出した上で、証拠を踏まえて紛争の実態を早期に把握し、真の争点を解明していくという主張分析、争点整理の能力は、法廷における訴訟活動のみならず、社会に生起する様々な法的課題の解決や紛争の予防等の側面においても不可欠な汎用的な能力である。

集合修習では、これまで以上に、実務的によく見られる事案をもとに、事実の分析、抽出、当てはめに力を入れた汎用性の高い主張分析（争点整理）能力の修得に努めていく必要がある。このような観点から、分野別実務修習においても、集合修習を見据えて同様な能力を養うことが肝要である。

* なお、新第64期からは、形式にこだわらず、起案の実質的な内容をより充実させるように指導する観点から、「民裁起案のガイド」を修習生に配布しない扱いとする。

(2) 事実認定

事実認定能力は、法律実務家として最も基礎的で不可欠な能力であり、これを実践的に養えるのが実務修習であることは従前から指摘されているところである。

集合修習では、新第64期以降は、一層、事実認定能力の修得に力を傾注し、事実認定用の修習記録にはできる限り現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げた上で、記録に表れた事実を多角的な視点から分析して検討を加え、必要な事実を認定して判断するという思考過程を身に付けさせることにより、当該事案に限定されない、汎用性のある能力を修得させるようにしている。そのような観点から、事実認定の対象は、一定の事実の存否に限らず、法規範に対して適切に事実を当てはめる能力を前提に、規範的な要件や評価を基礎付ける事実なども取り上げ、より幅広く応用的なものも盛り込んでいる。

分野別実務修習においても、集合修習を見据えて、実務修習ならではの生

きた素材を活かして、事実認定能力の涵養に重点を置く必要がある。

- * 集合修習における事実認定起案では、要証事実を認定判断する際にポイントとなる事実は何かという観点から、個々の事実の重要性を意識させながら認定事実やその有する意味（経験則）を記載させ、その上で、重要な事実相互の関係も考慮しながら判断過程を説得的に論述させるようにしている。なお、どのような点を中心に判断すべきか（判断の枠組み）については、事案に応じて記載すれば足りるものとしている。

平成23年5月

平成26年8月改訂

分野別実務修習における指導のガイドライン

司法研修所民事裁判教官室

1 趣旨

本文書は、当教官室作成にかかる「新司法修習における分野別実務修習（民事裁判）について」（平成20年5月）及び「分野別実務修習（民事裁判）について―補足―」（平成22年10月28日）に記載された指導理念に基づき、各庁において司法修習生の指導をするに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

2 具体的指導における留意点

(1) 指導の態勢

- ア 各修習生が、修習期間内に部総括を含む複数の裁判官の期日に立ち会えるよう、裁判官と修習生の組合せに配慮していただきたい。
- イ 原則として、期日の全件を傍聴させるのではなく、修習生ごとに適切な事件を選択し、当該事件の記録を検討させて立会させていただきたい（ただし、修習の当初は、期日全体の流れを理解させるため、全件を傍聴させることも考えられる。）。
- ウ 記録の検討や法廷傍聴などにおいて現れる実体法・手続法上の問題点について、修習生と質疑応答・解説の機会を設けていただきたい。質疑応答・解説に際しては、訴訟手続の進行や事件の見込み等を意識した指導となるよう配慮していただきたい。また、各庁に配布済みの「民事訴訟手続に関する司法修習生への質問事項集」の活用も有益である。
- エ 起案については、判決全文起案（判決書の形式で全文の起案を求めるもの）を中心とせず、部分起案やサマリーペーパーを中心としていただきたい。件数については、修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとし、主張分析と事実認定のバランスにも配慮した上で、事実認定について少なくとも2件、リサーチペーパー等も含めて全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい。
- オ 複数の修習生に同一の記録に基づく起案をさせ、その修習生らに討論をさせて指導する方法も有益である（裁判官も交えた討論により、起案の講評に代えることも考えられる。）。
- カ 各庁の実情に応じて、証拠保全、保全、執行等の特殊事件の修習を適宜実施していただきたい（ただし、より深化した修習は選択型実務修習に委ねることになる

う。)

(2) 主張分析 (争点整理)

主張分析に関しては、要件事実の考え方についての基本的理解を前提として、適用されるべき法規範を選択し、これに当てはまる具体的事実を的確に抽出した上で、適切な争点整理を行う能力を修得させることに十分に意を用いていただきたい。その際には、争点整理が終わった段階の主張整理だけでなく、争点が定まっていない事件をどのように審理していくかという争点整理の過程にも重点を置いた指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

- ア 訴状審査 (訴訟物が特定されているか、訴訟要件や請求原因が足りているか等を検討させ、主たる争点は何かを考えさせながら、今後の訴訟進行を検討させる。)
- イ 期日における求釈明事項の検討 (裁判官が期日でどのような求釈明をし、どう訴訟を進行させていくかを考えさせる。)
- ウ 立証計画の検討 (争点は何かを踏まえて、どの人証から何を聴くかを検討させる。)
- エ リサーチペーパーの作成 (事件に現れた実体法・訴訟法上の問題点について、調査をさせ、その検討結果を記載させる。)
- オ 主張分析 (争点整理) についての起案
- カ 争点整理DVD (民事訴訟における争点整理—ある損害賠償請求事件を題材として—) の視聴及びそれに基づく議論 (上記DVDを視聴させ、その内容について裁判官と修習生が議論をする機会をできるだけ設けていただきたい。また、民裁クールの中間あたりまでに上記DVDを視聴させるようにお願いしたい。)

(3) 事実認定

事実認定に関しては、処分証書や重要な報告文書の成立が争われている事件のみならず、できる限り、証拠構造や証拠評価が問題となるものや現代的な社会の実相を反映した内容のものを取り上げ、記録に表れた事実を多角的な視点から分析させることに重点を置いた指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

事実認定についての起案 (適切な記録がない場合には、事件全体ではなく特定の争点についてだけ起案をさせたり、確定記録をコピーしておいて起案をさせるなどの工夫も有益である。)

(4) 紛争解決

紛争解決に関しては、和解手続や和解条項に関する知識だけでなく、当該事案に適した紛争解決方法を的確に見通せる能力を修得させられるような指導をお願いしたい。

【指導方法の具体例】

弁論準備手続終結段階や証拠調べ終了段階での和解案の検討（結論の見通しや、紛争の背景事情等を踏まえて、適切な落ち着きどころはどこかを検討させる。）

(5) 合同修習

ア 講義

- (ア) 民裁修習の冒頭に、各庁の実情に応じ、指導官により、分野別実務修習に当たっての心構えや注意事項等に関する講義を行っていただきたい。その際は、実務修習の位置付けや内容・方法など一般的な説明も行うこととする。
- (イ) 書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねるが、弁護士になった際に書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

イ 問題研究

- (ア) 各クールに一度、民裁修習中の者を対象に、全国統一的な即日起案方式による問題研究を行うこととする。この問題研究は、各実務修習庁が主催し、司法研修所教官がこれに協力するもので、基本的な手順は次のとおりである。
 - ① 司法研修所民事裁判教官室が修習記録及び起案要領を作成して各庁に送付し、全国同一日、同一時刻に、各庁において、3時間程度の即日起案を行う。
 - ② 司法研修所教官は、各庁から起案の送付を受け、担当修習生の起案を検討した上、起案受領から2週間後を目途に各庁に出張し、起案の講評を行う。
- (イ) 上記の問題研究のほかに、各庁独自の問題研究（主張分析起案、事実認定起案等）を実施するかは、各庁の実情に委ねる。

ウ その他

意欲のある修習生を対象に、判事補を活用するなどして、任意参加の勉強会を定期的に実施することも考えられる。

民事裁判教官室からのガイダンス

1 民事裁判修習の目的

民事裁判修習では、主張分析（争点整理）能力と事実認定能力を体系的に修得するとともに、紛争解決能力を修得することを目的として、2に記載するような内容の修習を行います。

2 民事裁判修習の流れ

(1) 導入修習

導入修習では、法科大学院で修得した要件事実及び事実認定の基礎についての理解を確認するとともに、分野別実務修習の効果を高めるため、以下のカリキュラムを実施します。

最初に、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いて民事訴訟第一審手続の要点について解説する講義（民事第一審手続の概説）を行います。その後、修習記録を用いた即日起案とその講評、主張と証拠を分析し争点を整理する演習（民事総合1, 2）, 「対話で考える民事事実認定－教材記録－」を用いた民事事実認定の手法について理解を深めるための講義（民事事実認定の手法と留意点）を行います。最後に、分野別実務修習に向けて、裁判官の役割、職務、心構えや、裁判実務修習の留意点等についてのガイダンスを行います。

(2) 分野別実務修習

ア 一般

修習生は、地方裁判所民事部のいずれかの裁判部に配属されます。配属された裁判部の裁判官室において、訴訟記録を検討し、合議等に立ち会うほか、法廷等において、口頭弁論、弁論準備手続、和解等を傍聴します。また、訴

訟記録に基づいて、主張分析や事実認定に関する書面の起案をしたり、実体法・手続法上の問題点の調査・検討結果をまとめた書面の起案等をしたりします。修習に当たっては、裁判官に対して質問したり、意見を述べたり、修習生同士で討論したりするなど、積極的、主体的な取組が求められます。

イ 問研起案

各配属庁での民事裁判修習における合同修習の一環として「問研起案」が実施されます。「問研起案」は、事実認定についての基本的な考え方を修得することなどを目的としており、修習記録を用いて、午後半日をかけて行うことが予定されています。

起案の講評は、司法研修所教官が各配属庁に出張するなど適宜の方法で行います。

(3) 選択型実務修習

配属庁において、民事裁判の分野別実務修習の深化と補完を図るためのカリキュラムが用意されており、修習生の主体的な選択により、その修習を行うことができます。

(4) 集合修習

集合修習は、分野別実務修習の成果を確認するとともに、これを深化・発展させることを目的としています。集合修習では、修習記録を用いて、主張分析や事実認定に関する起案を行うほか、争点整理や交互尋問等の演習を行います。

3 修習開始に備えての準備

(1) 民事実体法及び手続法についての理解

主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力を修得するには、民事実体法及び手続法についての十分な理解が必要です。各種カリキュラムは、修習生が、民事実体法及び手続法について、法科大学院の課程を経て既に実務を意識した体系的な理解をしているものとして、作成されています。したがって、再度、実務を意識しながら体系的な教科書等を熟読し、更にその理解を深

めておくようにしてください。

(2) 民事訴訟実務の基本的理解

民事裁判修習に当たっては、法科大学院における民事訴訟実務の基礎で修得した要件事実、事実認定及び民事訴訟手続についても十分に理解しておく必要があります。したがって、修習開始前に、これらについても、よく復習をしておいてください。また、後述する事前課題にしっかり取り組んでおいてください。

なお、配布教材のうち、「新問題研究要件事実」は要件事実についての基本的な考え方を、「事例で考える民事事実認定」は、事実認定の基礎的知識の理解を確認するとともに、民事事実認定に関する一般的かつ基本的な手法を修得するための思考方法や検討の視点などを、それぞれ提示したものであり、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」は、争点整理及び集中証拠調べを基軸とする民事訴訟手続に関して解説を加えたものです。民事訴訟実務の基礎の復習をする際にはこれらの教材をよく読み、理解を確かなものにしてください。また、「10訂 民事判決起案の手引」は、民事の判決書を作成する際の必要事項を網羅的に解説したもので、民事裁判実務を理解する上で参考になりますから、目を通しておいてください。

4 事前課題

3の準備を前提とし、別紙第2-2「民事裁判事前課題」の冒頭の指示に従って、各設問についてそれぞれ検討するとともに、指示された起案をしてください。起案の作成方法や提出方法については、別紙第1の指示に従ってください。

また、前述のとおり、導入修習の最初のカリキュラムとして、「第3版 民事訴訟第一審手続の解説」及び「同別冊記録」を用いた講義（民事第一審手続の概説）が予定されていますので、これらを熟読しておいてください。

配布教材のうちの「民事総合資料」と「実施要領」は、民事総合1、2で使用するものです。あらかじめよく読んでおいてください。

5 アンケート用紙への記入と提出

法科大学院における民事実務の基礎科目の履修状況等について、アンケートを実施します。本冊子末尾に綴じ込まれている民事裁判アンケート用紙に所要の事項を記入して、別紙第1の指示に従って提出してください。

以 上

民事裁判事前課題

導入修習開始までに、第1問について検討し、このうち3(4)(5)について、別紙第1記載の方法により起案し、提出せよ。また、民事裁判の分野別実務修習開始までに、第2問について検討して、DVDの視聴に備えよ。

【第1問】

「対話で考える民事事実認定－教材記録－」について、次の事項を検討せよ。

- 1 本件訴訟における訴訟物は何か。
- 2 本件訴訟における争点（争いのある主要事実）は何か。
- 3 訴状の「第2 請求の原因」2の第1文中の、本件立替払契約締結の事実を認定するに当たり
 - (1) 動かし難い事実を時系列に沿って整理せよ。
 - (2) 争点についての判断の枠組みは、例えば、次の4類型が考えられる。このうち、本件における判断の枠組みとして相当なものはどれか。
 - ア 直接証拠である類型的信用文書があり、その成立に争いがない場合
 - イ 直接証拠である類型的信用文書があり、その成立に争いがある場合
 - ウ 直接証拠である類型的信用文書はないが、直接証拠である供述証拠がある場合
 - エ 直接証拠である類型的信用文書も直接証拠である供述証拠もない場合
 - (3) 二段の推定とは何か。
 - (4) 本件立替払契約の締結の事実を認定することができる方向に働く間接事実及び補助事実（以下「間接事実等」という。）にはどのようなものがあるか（ただし、認定することができる事実に限る。）。また、その中で重要と思われるものはどれか。

他方、本件立替払契約の締結の事実を認定することができない方向に働く間

接事実等にはどのようなものがあるか（ただし、認定することができる事実に限る。）。また、その中で重要と思われるものはどれか。

(5) (4)の検討を踏まえると、本件立替払契約の締結の事実を認定することができるか。

【第2問】

「民事訴訟における争点整理－教材記録－」について、次の事項を検討せよ。

- 1 千代田充弁護士が浅田正次郎から事情聴取した結果は、浅田正次郎からの聴取結果記載のとおりである。この聴取結果を前提とした場合、浅田ファーニチャー株式会社が株式会社白鳥設計事務所に対して損害賠償を請求するための法律構成としてはどのようなものが考えられるか。
- 2 本件訴訟における訴訟物は何か。
- 3 千代田充弁護士が本件訴訟において2の訴訟物を選択した理由は何であると考えられるか。
- 4 本件訴訟における争点（争いのある主要事実）は何か。
- 5 裁判所は、第1回口頭弁論期日以後、4の争点をどのように審理していけばよいか。また、裁判所は、第1回口頭弁論期日において、今後の争点整理を充実したものとするために、当事者に対し、具体的にどのような検討を求めればよいか。

(平成27・3・4)

第68期導入修習カリキュラムの概要

は し が き

導入修習は、修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ、かつ、より効果的、効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにすることを目的として、第68期司法修習から新たに実施された。

第68期司法修習生を対象とする導入修習のカリキュラムは、上記のような導入修習の目的に沿った教育効果が挙げられることを企図して策定された。その概要は、本資料及び別添の「第68期導入修習日程予定表」のとおりである。

司法修習生指導担当者各位におかれては、分野別実務修習における司法修習生の指導に当たって本資料を参考にしていただきたい。

第1 民事関係科目

I 民事裁判

1 即日起案・解説

(1) 目的

実体法の基本的知識、訴訟物や要件事実についての基本的理解を確認するとともに、その継続的な学修の必要性を認識させる目的で実施した。

(2) 事案の概要

事案は、鶏卵等の販売を業とする会社である原告が、取引先である訴外会社に不良卵を納入して損害が発生したため、これを踏まえ、訴外会社が、原告からの従前からの借入金や買掛金を相当減額して、原告に支払う旨の和解契約が締結されたが、訴外会社が、和解金の支払をせず、同社所有地に、訴外会社代表者の娘婿である被告の訴外会社に対する準消費貸借に基づく貸金債権を被担保債権とする抵当権を設定したことから、被告に対し、主位的に、①債権者代位権を行使して、所有権に基づき同抵当権設定登記の抹消登記手続を請求するとともに、予備的に、②詐害行為取消権に基づいて、同抵当権設定契約の取消し及び同抵当権設定登記の抹消登記手続を請求した（第1回弁論準備手続期日において予備的請求にかかる訴えを取下げ）というものである。修習生には、このような内容の38頁の記録を与えて、(3)の設問について3時間で即日起案をさせた。

(3) 起案事項等

設問は、①訴訟物（個数・複数の場合は併合態様）、②請求原因、抗弁、再抗弁などを整理し小ブロックを摘示、③請求原因として摘示した主張の記載理由の説明、④予備的請求にかかる訴えを取り下げた理由（原告代表者から訴外会社代表者に宛てられた手紙に、早期に抵当権設定を認識していたことを自認する記載があり、これが書証として提出されているため、時効（2年）の抗弁が確実に認められる。）の4問である。

また、起案終了後に、記録上の期日の次回期日までに当事者が提出した準備書面及び書証を内容とする追加の記録を配布した。

(4) 講評

起案の講評に加えて、契約書、登記簿謄本、領収書、決算報告書、総勘定元帳などの基本的な書証の見方を解説した上、中心的争点の判断に当たり着目すべき証拠や事実についても解説を行って、事実認定教育の導入とした。

2 民事事実認定の手法と解説

「対話で考える民事事実認定-教材記録-」を使用し、また、これを題材として制作したDVD教材を視聴しながら、事実認定の手法を学ぶカリキュラムである。

事案は、割賦販売業者である原告が、被告が自動車販売会社から購入した自動車の代金について、被告と立替払契約を締結し、販売会社に対して立替金を支払ったと主張して、被告に対し、立替金の未払残金と遅延損害金の支払を求めたのに対し、被告は、立替払契約の締結を否認し、契約書は長男が被告の実印を盗用して偽造したと主張して争っているというものである。

修習生には、修習開始前に、上記記録教材を配布し、事前課題として、事実認定のサマリー起案の提出を求めた。

その上で、講義では、訴訟物、要件事実、争いのある主要事実、積極・消極方向の間接事実について討議・講評をして、事実認定の基本的な手法や、その際の留意事項を説明した。講義は、上記DVD教材の視聴を挟みながら実施した。DVD教材には、当該事件の担当裁判官とその下で民裁実務修習を行っている修習生が登場し、修習生が裁判官の指導を受けながら当該事件についてサマリー起案を行い、判決言渡しに至る様子が描かれている。DVDを視聴した修習生は、本件記録教材の世界がDVDの中で再現されているのを見つつ、自分が取り組んだ事前課題と同じ課題に取り組む出演の修習生に入り込むことで、事実認定の手法を修得することができる作りとなっている。

3 裁判官の役割・職務・心構え、裁判修習のガイダンス（刑事裁判と共通）

①民裁・刑裁両教官において、裁判官の役割、職務、裁判所の組織等や分野別実務修習における留意点について、②民裁教官において、民裁実務修習で求められるものや留意点について、③刑裁教官において、刑裁実務修習で求められるものや留意点について、それぞれ説明し、修習生が、分野別実務修習をスムーズに開始し、効果的に修習することができることを目的としたものである。

①については、裁判官の役割、職務、心構え、裁判官に求められる能力、資質、任官後の職務・キャリアアップ、裁判所の組織について、各教官の経験を踏まえた一般的説明を行い、また、分野別実務修習における民刑共通の注意点（法廷・評議傍聴、起案の内容、数、記録の取扱い、情報セキュリティ等）を説明し、修習生に注意喚起を求めた。

②については、民裁修習の意義及び目的は、主張分析（争点整理）能力、事実認定能力及び紛争解決能力の養育にあり、主張分析能力を養うためには、③訴状審査、④事件の問題点の検討、⑤釈明事項の検討、⑥主張分析の起案、⑦立証計画の検討が有効であること、事実認定能力を養うためには、事実認定起案や裁判官との積極的な質疑応答が有効であること等を説明した。

③については、刑裁修習の主たる意義は、争点整理能力と事実認定能力の養育にあり、争点整理能力を向上させるためには、当事者の主張書面を検討すること、その上で公判前整理手続を傍聴し、裁判官と意見交換をすることなどが有効であること、

事実認定能力を向上させるためには、裁判員裁判の審理を傍聴し、その結果に基づいて争点に関する事実認定起案を行うこと、及び裁判官との質疑応答が有効であることなどを説明した。

Ⅲ 民事共通

1 民事第一審手続の概説（講義）

「第3版 民事訴訟第一審手続の解説 別冊記録」を用いて、民事訴訟事件の訴えの提起から判決に至るまでの手続について講義（質疑応答や解説等）を行うもので、民事裁判教官室と民事弁護教官室とが共同して実施した。

民事訴訟第一審手続の流れについての理解を確認するだけでなく、民事訴訟における裁判所と当事者との協働関係の重要性を理解させるとともに、裁判所・当事者といった立場の違いからくる事件の見方・考え方や方針の相違があり得ることを実感させることをも目的としている。

上記別冊記録には「解説」が付属しているが、その内容を講義の中心とするのではなく、より実務的な観点から重要な事柄を多く取り上げるようにし、また、上記別冊記録における争点整理の実際や事実認定についても、民裁教官と民弁教官とが掛け合いをしながら講義を進めた。

そして、これらの講義を通じて、分野別実務修習における各種手続の傍聴の際に、現在いかなる手続が行われているのか、その目的は何か、どのような点に留意して傍聴すべきかを意識させることにより、修習生が、スムーズに、また、効果的に修習を行うことができるようにした。

2 民事総合1・2

修習生を、3人ないし5人のグループに分けて、各グループを裁判官役、原告訴訟代理人役及び被告訴訟代理人役に割り振った上で、進行中の訴訟記録（第2回弁論準備手続期日の実施前の段階）に基づき、争点整理手続のロールプレイを行う演習である。

事案は、被告と土地売買契約を締結したと主張する原告が、被告に債務不履行があったとして上記売買契約を解除し、原状回復請求権に基づき、既払の内金900万円の返還を求めたのに対し、被告が、買主は原告ではなく、Aであるとして、原告との売買契約の締結を否認するとともに、仮に原告との間で売買契約が締結されたとしても、①買主の同一性について被告に錯誤があり、無効であること、②被告は、原告の代理人であるAと売買契約を合意解除し、内金600万円は返還を要しない旨合意したこと、③原告が主張する内金300万円は、Aが被告の妻に対して負っていた保証債務の履行として支払われたものであり、売買代金ではないことを主張しているというものである。

民事総合1では、第2回弁論準備手続期日の準備を行う段階という設定で、グループごとに、訴訟物、当事者の主張の整理（ブロック・ダイアグラム）、当事者双方の主張上の問題点、釈明すべき事項又は釈明を求めるべき事項、撤回すべき主張又は撤回を求めるべき主張、予想される争点、最も中心的な争点についての立証活動又は立証

を促すべき事項、今後の進行見通しを検討し、検討結果についてのメモを提出させた。

民事総合2では、上記グループのうち裁判官役、原告訴訟代理人役及び被告訴訟代理人役各1グループを組み合わせてユニットを構成し、そのユニットごとに、第2回弁論準備手続期日における争点整理手続のロールプレイを行った。

その上で、適切な主張整理の在り方、否認と抗弁の違い、法律上成立困難な主張や当事者が真に意図していない主張の見極め、要証事実（売買契約）の認定における重要な間接事実の抽出及びその立証方法など、争点整理全般について、民裁教官及び民弁教官による解説を実施した。

分野別実務修習のイメージ

資料 6

事前課題

導入修習

民裁修習

訴訟手続

別冊
記録

一審手続
講義
(民裁・民弁コラボ)

主張分析

教材
記録

即日起案
(主張分析+α)

民事総合
(争点整理等)

事実認定

教材
記録

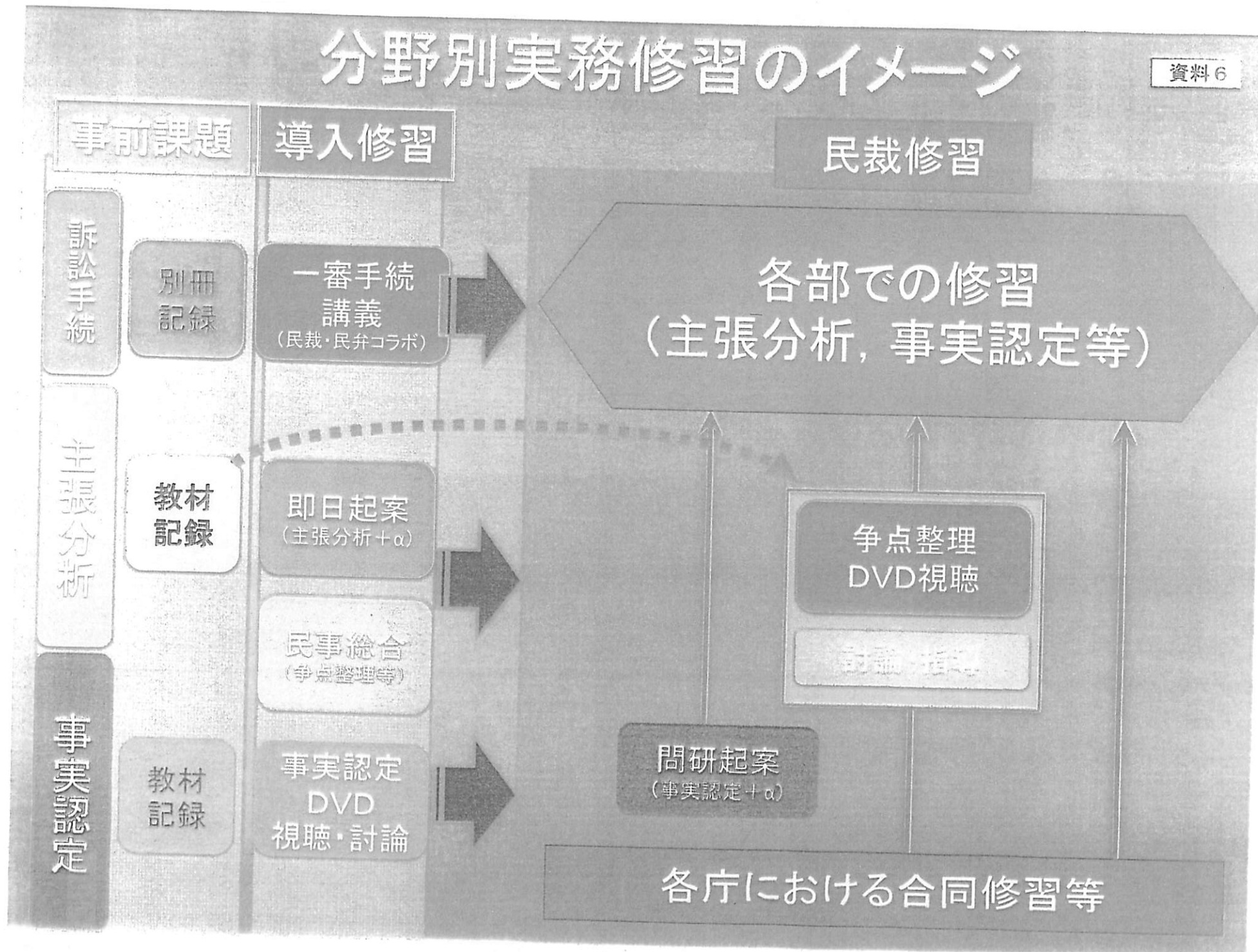
事実認定
DVD
視聴・討論

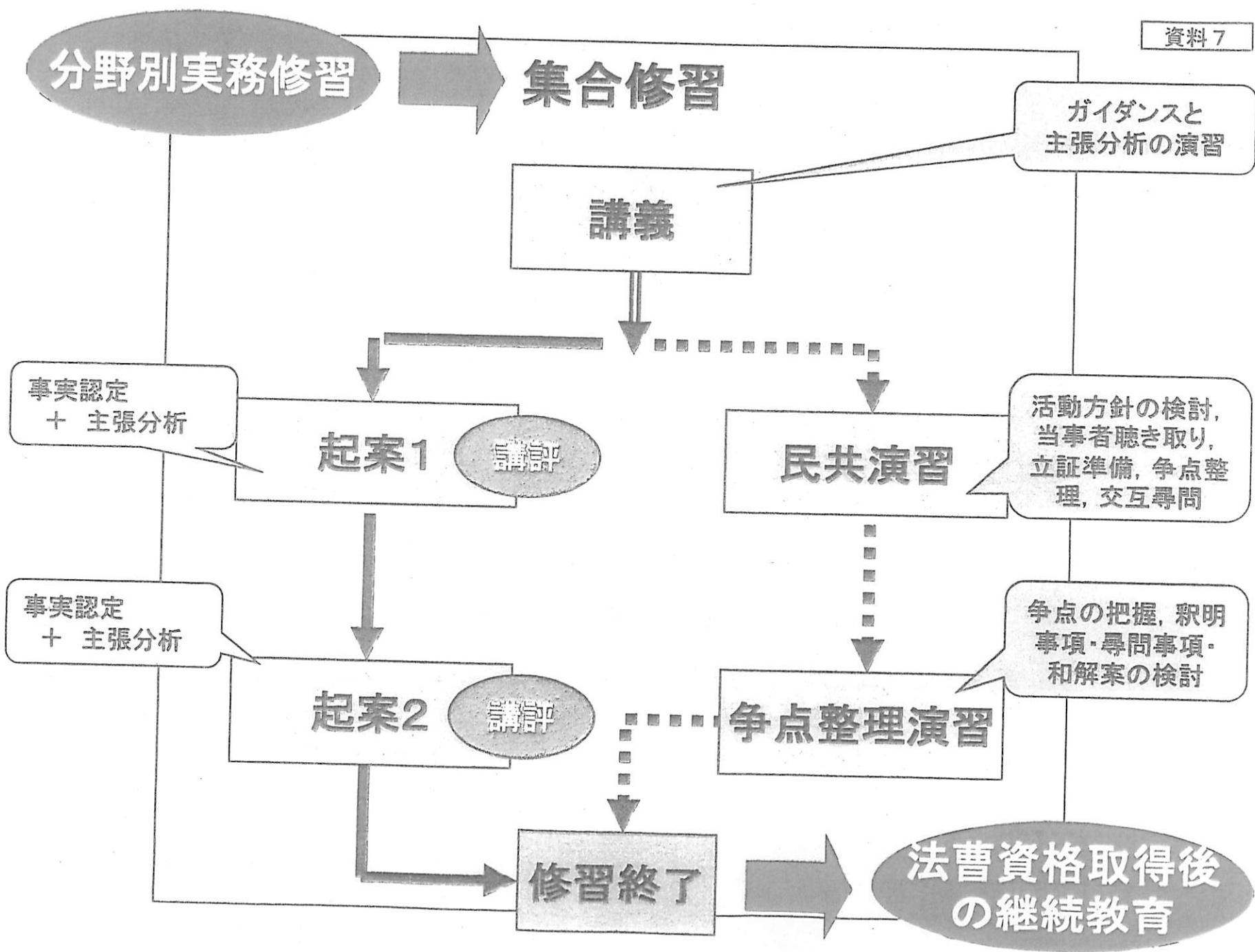
各部での修習
(主張分析, 事実認定等)

争点整理
DVD視聴

問研起案
(事実認定+α)

各庁における合同修習等



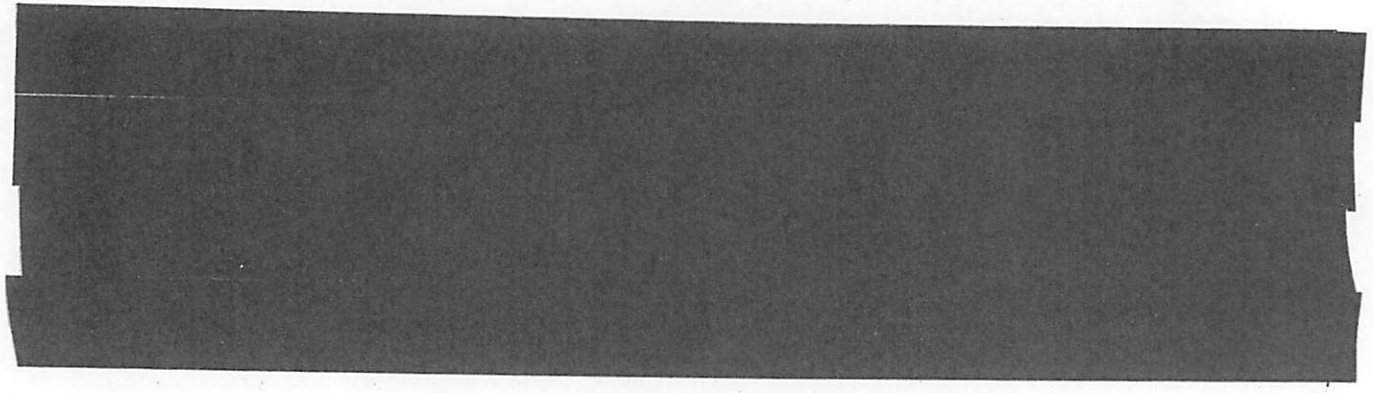


平成26年10月

対話で考える 民事事実認定

—教材記録—

司法研修所



るふきつ蒲枝

宝蘭実事専員

—婦信林婦—

西 郷 孫 吉 氏

平成25年11月

分野別実務修習（刑事裁判）における指導のガイドライン

司法研修所刑事裁判教官室

1 ガイドラインの趣旨等

刑事裁判実務修習（以下「刑裁修習」という。）については、各庁において、指導態勢や事件の係属状況等を踏まえて、一定水準の指導を行うための工夫等がされているところであるが、各庁の実情に応じた指導上の工夫等をする前提として、司法修習生（以下「修習生」という。）に対する指導の内容・方法に関する指針を明確化しておくことが必要であると考えられる。

本ガイドラインは、当教官室作成の「新司法修習における分野別実務修習（刑事裁判）について」（平成20年5月）（以下「刑裁ペーパー」という。）に記載された指導理念を踏まえるとともに、刑裁ペーパー配付後に生じた集合修習における指導内容の変更等をも考慮し、各庁において修習生を指導するに当たって、特に留意していただきたい事項を記載したものである。

本ガイドラインの内容は、部総括裁判官だけではなく、修習生の指導に当たる陪席裁判官にも周知していただきたい。

2 指導の方針

「法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させる」との指導目標（刑裁ペーパー1頁）を踏まえ、法曹資格取得後の継続教育との役割分担も考慮して、指導の内容を吟味していただきたい。特に、技術的・形式的事項については、司法修習段階における指導内容として適切かという観点から、指導の是非を吟味していただきたい。

また、司法修習は、法科大学院において修得した基本的な法理論や実務の基礎的素養（これらが不十分な修習生には、自学自修を促していただきたい。）を生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する臨床教育であるから、できる限り具体的事件に即して実践的かつ動態的な思考力を涵養することに意を用いていただきたい。

3 具体的指導における留意点

(1) オリエンテーション

刑裁修習の冒頭に、指導官から、修習に当たっての心構えや注意事項（評議の傍聴に関するものを含む。）等に関するオリエンテーションを行っていただきたい。その際、後記(2)イを踏まえた公判前整理手続に関する修習の視点を伝えることも考えられる。

(2) 公判前整理手続及び公判手続（評議を含む。）

ア 全般

公判前整理手続や公判審理を傍聴させる場合は、その前後の適宜の時期に、当該事件に即した実体法・手続法上の問題点について、修習生と質疑応答の機会を設けていただきたい（他の場面にも応用できる汎用的能力を修得させる観点から、基本的な手続の根底にある考え方にも目を向けた指導を行うことも考えられる。）。その際、手続の進展など動態的な観点を意識するとともに、当事者の活動にも留意した指導を行っていただきたい。

イ 公判前整理手続

公判前整理手続（法曹三者による打合せを含む。）については、適切な事件を選択して積極的に傍聴させていただきたい。

基本的な条文や手続の流れに関する知識・理解を前提として、争点整理の意義と目的を、具体的事件に即して理解させることに意を用いていただきたい。その際、事件毎の手続進行段階に応じた指導も行っていただきたい。なお、自白事件の公判前整理手続についても、これを指導の題材として、量刑判断の構造を意識した指導を行うことが考えられる。

【指導方法の具体例】

- i 公判前整理手続期日（初回の打合せ等を含む。）を傍聴させ、当該事件に即して、当該期日の意義・目的やそこで行うべき事項を理解させるとともに、今後の当事者の活動（どの時点までに行うべきかという点を含む。）を具体的に考えさせる。
- ii 手続が相当程度進行している事件については、修習生に、証明予定事実記載書、予定主張記載書面等を段階的に交付し、交付する毎に課題を与えてレポートを作成させるなどして、手続の進行を主体的に考えさせる（適切な事件がない場合に備え、公判前整理手続の指導用に事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。
- iii 裁判員裁判が終了した後、その審理等を傍聴した修習生と質疑応答をする際、当該事件の公判前整理手続の在り方にも立ち返った指導を行う。
（このほか、ミニ模擬裁判等の簡易な模擬裁判において、公判前整理手続についても準備・実演をさせ、この点も含めて裁判官が講評することも考えられる。）

ウ 公判手続（評議を含む。）

公判審理の傍聴については、全件を傍聴させるのではなく、事件の類型や争点を意識して適切な事件を選択し、計画的に傍聴させていただきたい。その際、可能な範囲で、各修習生が、裁判員裁判の審理及び評議を傍聴する機会が得られるよう配慮していただきたい。なお、傍聴に先立ち、各修習生に対し、評議の傍聴に関する注意を徹底していただきたい。

裁判員裁判の審理（及び評議）を傍聴させた場合は、事実認定や手続進行上の問題点に関する質疑応答等をするほか、当事者の訴訟活動が裁判員にどのように受け止められたかという観点からの質疑応答もしていただきたい。

(3) 起案

ア 起案については、サマリーペーパーを中心としていただきたい。起案の件数は、

各修習生の能力や意欲等も踏まえて対応することとし、事実認定について少なくとも2件、具体的事件に現れた実体法及び訴訟法上の問題点について調査研究した結果をまとめたレポートなど（ただし、適条表など法令の適用に関する起案を除く。）も含め、全体で少なくとも4件の起案をさせていただきたい（適切な事件がない場合に備え、事件記録をコピーしておくなどの工夫も考えられる。）。

また、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせた上、その修習生らに討論をさせながら、裁判官が指導することも考えられる（これにより起案の講評に代えることができる。）。

イ 事実認定起案については、争点が法律概念にかかわるもので、実務上比較的多く見られる事案も取り上げていただきたい（複数の争点がある事件については、争点の内容等を考慮し、一部の争点についてだけ起案をさせることも考えられる。）。

ウ 起案の講評等においては、起案が、①争点判断のポイントをとらえたものになっているか（事実や証拠の重要性についての意識が乏しく、総花的な検討をただけのものになっていないか）、②認定事実と要証事実との結び付きについて、論理的かつ説得的な論述ができているか、③供述の信用性判断については、必要な限度で、かつ、判断指標の意味合いを理解して論述しているか（判断指標を機械的・総花的に検討しただけのものになっていないか）、という観点も意識して指導を行っていただきたい。

(4) 簡易な模擬裁判

配属部毎に実施する簡易な模擬裁判については、実施時期等は各庁の実情に委ねるが、特段の事情がない限り、これを実施して指導を行っていただきたい。

(5) その他

ア 問題研究等

合同修習として問題研究等を実施するかは、各庁の実情に委ねるが、これを実施する場合は、法科大学院教育を経た上での刑裁修習における指導内容に相応しいものかという観点から、課題等を吟味していただきたい。

イ 令状等

令状や保釈について、実際の事件を題材とした指導を行っていただきたい。

ウ 書記官事務

書記官事務に関する講義等を行うかは各庁の実情に委ねる（講義等を行う場合は、過度に細目的・技術的な事項にわたらないよう留意が必要である。）が、修習生が書記官事務の意義、重要性を正しく理解できるよう、その意識の涵養に努めていただきたい。

エ その他

修習生の自学自修を支援するため、修習生が自主的に行う勉強会に左陪席裁判官等が協力することも考えられる。

平成20年5月

新司法修習における分野別実務修習（刑事裁判）について

刑事裁判教官室

1 指導の理念・目標

新しい法曹養成制度においては、基本的な法理論や実務の基礎的素養を修得させる法科大学院教育、これを生の事実や証拠に基づいた具体的事案に応用する臨床教育としての実務修習、これらの成果を確認し、理論的、体系的に整理、深化させる集合修習、法曹三者それぞれに特有の専門的知識・技法を修得、発展させる法曹資格取得後の継続教育が、相互に連携して、プロセスによる法曹養成を行うものとされ、法科大学院が法曹養成制度の中核と位置付けられて、前期修習が廃止され、修習期間も短縮された。また、法曹養成数の大幅な増加が図られ、その多くが弁護士になるとともに、活動領域が法廷に限らず幅広く拡大していくことが想定されている。

したがって、司法修習においては、他のプロセスとの役割分担を明確に意識するとともに、法曹活動の多様化をも念頭においた指導をしていく必要があり、専門的な知識・技法自体の修得というより、法曹としての基盤となる基礎的な能力の修得が指導の目標となるものである。分野別実務修習の裁判修習においても、従前のような「裁判官を疑似体験する修習」という発想を改めて、裁判の場を通じた指導ではあるものの、その指導目標は、法廷実務に限らない法律実務家に共通して必要とされる基本的・汎用的な能力を修得させることにあることを十分に理解することが重要であり、法的問題の解決のための基本的な実務的知識・技法と、法曹としての思考方法、倫理観、心構え、見識等のかん養に重点を絞った指導を行うのが相当である。

また、上記のように、法科大学院を法曹養成制度の中核と位置付けた上で、これに続く司法修習、継続教育というプロセスによる法曹養成を行い、多様で多数

の法曹を生み出すことになった新しい法曹養成制度の趣旨からすると、司法修習における指導の目標は、法科大学院での教育を前提にした標準的な修習生を念頭に置いて、実務のミニマムスタンダードを修得させることにあるというべきである。

2 指導の基本的方向性

(1) 法科大学院教育を踏まえた指導

法科大学院における教育は実体法、手続法に関する法理論教育が中心であり、実務基礎教育は、その法理論が具体的な問題解決の場面でどのような意義、機能を有しているかを認識させ、これによって理論と実務の架橋を図りつつ、法制度の体系的な理解を一層深めさせることを目指すものであって、現行修習の前期修習と同様の実務教育が目的とされているものではない。要件事実や事実認定に関する教育も、実体法と手続法の交錯する実務の場面で法理論が実際にどのように展開されているかを認識させて、その法理論の立体的な理解を得させることに主眼があり、基本的な事柄の教育が予定されているにすぎない。したがって、司法修習の冒頭に実施される分野別実務修習での指導の内容、方法は、そのような法科大学院教育の内容、程度を踏まえて検討されるべきであり、現行修習の前期修習を経た後の実務修習とは異なる配慮、工夫が必要となる。

(2) 法曹資格取得後の継続教育との役割分担

法曹資格取得後の継続教育との役割分担に照らすと、分野別実務修習の裁判修習においては、法律実務家として最低限備えておくべき実務の基本的考え方を修得させることに重点を置いた指導を行うのが相当であり、裁判実務における技術的、形式的事項については、法曹として理解しておくべき基本的事項にとどめるのが相当である。

(3) 修習生の増加、修習期間短縮への対応

修習生が増加し、更には修習期間が短縮された中で、従前と同様の質を維持した司法修習を実現するためには、指導上の工夫が不可欠で、形式より実質に

重点を置いた指導への移行が肝要である。また、修習生の意欲と能力に応じてメリハリのきいた指導を行うことも大切である。

(4) 集合修習との連携

司法修習は、法科大学院における法理論教育を前提に、それを生の紛争に適用して具体的事案に応用する能力を養成する課程であり、生の紛争に直接接する実務修習を中心とするものであるが、その実務修習での指導を補完し、これを体系的に整理するとともに、標準的な知識・技法の教育を受ける機会を保証するものとして司法研修所における集合修習が行われる。したがって、司法修習は、実務修習と集合修習とが有機的に結びついてより効果を上げるものであって、両者間には密接な連携と一体的な継続性が求められており、換言すれば、実務修習は集合修習を見すえ、集合修習は実務修習を踏まえたものでなければならないといえよう。

3 指導の内容・方法

(1) はじめに

刑事裁判については、平成21年5月から始まる裁判員裁判を踏まえ、公判前整理手続における争点及び証拠の整理を前提に、書証を中心とした審理から人証を中心とした集中的かつ争点に絞った審理へと、刑事裁判の姿が大きく変わろうとしている。刑事裁判の分野別実務修習においては、裁判員裁判に対応できる法曹の養成という目的をも十分意識した指導を行う必要がある。

(2) 指導の内容

ア 事実認定に関する基本的能力

実体的真実の追求の要請が強い刑事事件においては、事実認定が、法律実務家にとって必要不可欠な能力であることは言うまでもない。実務修習は、生きた事件を素材に、事実認定に関する基本的能力を実践的、効果的に養える場であり、事実認定の指導が、刑事裁判の分野別実務修習における指導の中心となるべきものである。

指導内容としては、判断を求められている事項との関係で、重要な意味を持つ証拠や事実は何か、なぜ重要な意味を持つのかといった判断の「骨格」を意識しながら、証拠に基づいて事実を認定し、結論に至る判断過程を論理的かつ説得的に説明する能力を修得させることが基本になる。そのためには、法科大学院で修得した実体法に関する基本的理解に基づき、罪体や犯人性に関する証拠の構造（事実や証拠の骨組み）を適切に把握する能力が重要になる。この証拠の構造を把握する能力は、後記ウの争点整理に関する基本的能力にもつながるものである。

イ 公判審理に関する基本的能力

刑事事件において日常的に行われている諸手続や訴訟関係人の訴訟行為について、その根拠や必要性、法的な意味合いを理解し、そこで理解したことを他の場面で応用できる基本的な能力を修得させることが重要になる。

ウ 裁判員裁判を中心とする新しい刑事裁判の運用に対応するための基本的視点、能力（当事者主義・公判中心主義に基づく公判審理の在り方や争点・証拠の整理に関する基本的能力〔ア及びイを総合した応用的能力〕）

裁判員裁判が円滑に行われるためには、争点に絞った公判中心の分かりやすい審理の実現が不可欠であり、修習生に対して、新しい刑事裁判の運用において求められる、そのような基本的視点の十分な理解とそのための基本的能力を修得させる必要がある。とりわけ、争点に絞った分かりやすい審理が行われるためには、検察官、弁護人の主張・立証が十分に噛み合うことが肝要であること、その実現のためには、公判前整理手続が極めて重要な機会であり、公判前整理手続において、法曹三者が、事案の本質に関する理解を共通にし、目的意識を持った合理的な争点整理・証拠の厳選をしていく必要があるということを理解させることが重要である。そのような観点から、公判前整理手続を題材とした修習を積極的に採り入れるべきである。

(2) 指導の方法

具体的な指導方法については、上記の観点を踏まえ、次のような点に特に留意すべきである。

ア 書面作成

基本的に判決の全文起案はさせず、事実認定上又は法律上の争点に絞って、個々の証拠から結論に至る判断過程を論理的、分析的に検討させた上、それらの検討結果について、部分起案、サマリーペーパーとして起案させることを中心とする。刑事裁判官固有の技法を修得させる必要はない。また、実体法及び訴訟法上の問題点について調査研究させた上、その結果をリサーチペーパーとして起案させることも積極的に考慮する。

なお、同一の事件について、複数の修習生にそれぞれ並行して起案をさせたり、共同して起案をさせた上、これを題材にして修習生に討論させ、問題点についての理解を深めさせることも効果的である。

イ 法廷傍聴等に基づく法的問題の調査検討

全件傍聴ではなく、事件の類型や争点を意識して実務上比較的多くみられる事案を選択し、計画的に傍聴させる。公判前整理及び期日間整理の手続も積極的に傍聴させる。傍聴した事件については、手続上の問題点等について、修習生との質疑応答や、調査研究をさせたり、修習生間で討論させたりする。

ウ 簡易な模擬裁判

講評を含めて半日程度の時間で行える簡易な模擬裁判を配属部で実施し、基本的な公判手続を実演させる。修習初期の段階で実施することにより、公判審理等を傍聴する際の着目点を考える契機にもなる。

オ 指導官によるオリエンテーション

刑事裁判修習開始時に、指導官から、修習に臨むに当たっての心構えや注意事項のほか、刑事裁判修習の一般的な説明を行うのが相当である。

4 集合修習における指導の変容

最近の集合修習における刑事裁判の指導は、上記の新修習における指導目標等

を踏まえて、次のような点で変容しているので、刑事裁判の分野別実務修習においてもこれを念頭においた指導を考慮すべきである。

- (1) かつては判決書の形式で起案をさせていたが、昨年からは、集合修習で実施する起案においては、起案で求める内容を絞り込んでいる。具体的には、①主文は、主刑関係のみとし、未決勾留日数の算入、没収の可否、訴訟費用は問わない、②罪となるべき事実、証拠の標目は書かせない、③事実認定も、争点を明示した形で、「結論に至る判断過程を証拠に基づいて説明せよ。」などという問い立てにしている、④法令の適用は、「適条表」という表形式にして処断刑の形成過程を問うといった内容である。もっとも、起案で求める内容については、実務の動向等を見ながら、必要に応じて見直しを図ることを考えている。
- (2) 修習生が、法科大学院で修得した刑事実体法、刑事手続法に関する基礎知識について、実務的な観点から、その法的根拠や必要性、法的な意味合いを理解させる目的で、起案において、実体法、手続法について法的理解を問う問題を、これまでより重視する方向に転換を計った。具体的には、短文形式問題（幅広い分野にまたがり実務的によく見かける問題であり、実務修習での成果が問われる問題にしている。）と文章問題（特定の分野に関する適度な深みを持った実体法、手続法の理解を問う問題）という二つの形態の問題を出題することで、より幅の広い分野について、適度な深みをもった学習が必要となるものとした。
- (3) 従前、司法研修所の集合修習における起案においては、裁判官が膨大な訴訟記録の中から関連証拠や事実をできるだけ多く抽出し、それらを吟味した上で事実認定を行うという訴訟の在り方を前提に、分量的にたくさん書くことを良しとする指導傾向があったことは否めないように思われる。しかしながら、裁判員裁判を踏まえると、刑事実務家に求められる説明能力として、証拠から漫然と多くの事実を拾い出してこれらをただ羅列するだけでは全く不十分であるばかりか、むしろ有害ですらあり、雑多な情報の中から争点の判断にとって決め手となる事実を的確に把握した上、そこに焦点を当てた分かりやすく説得的

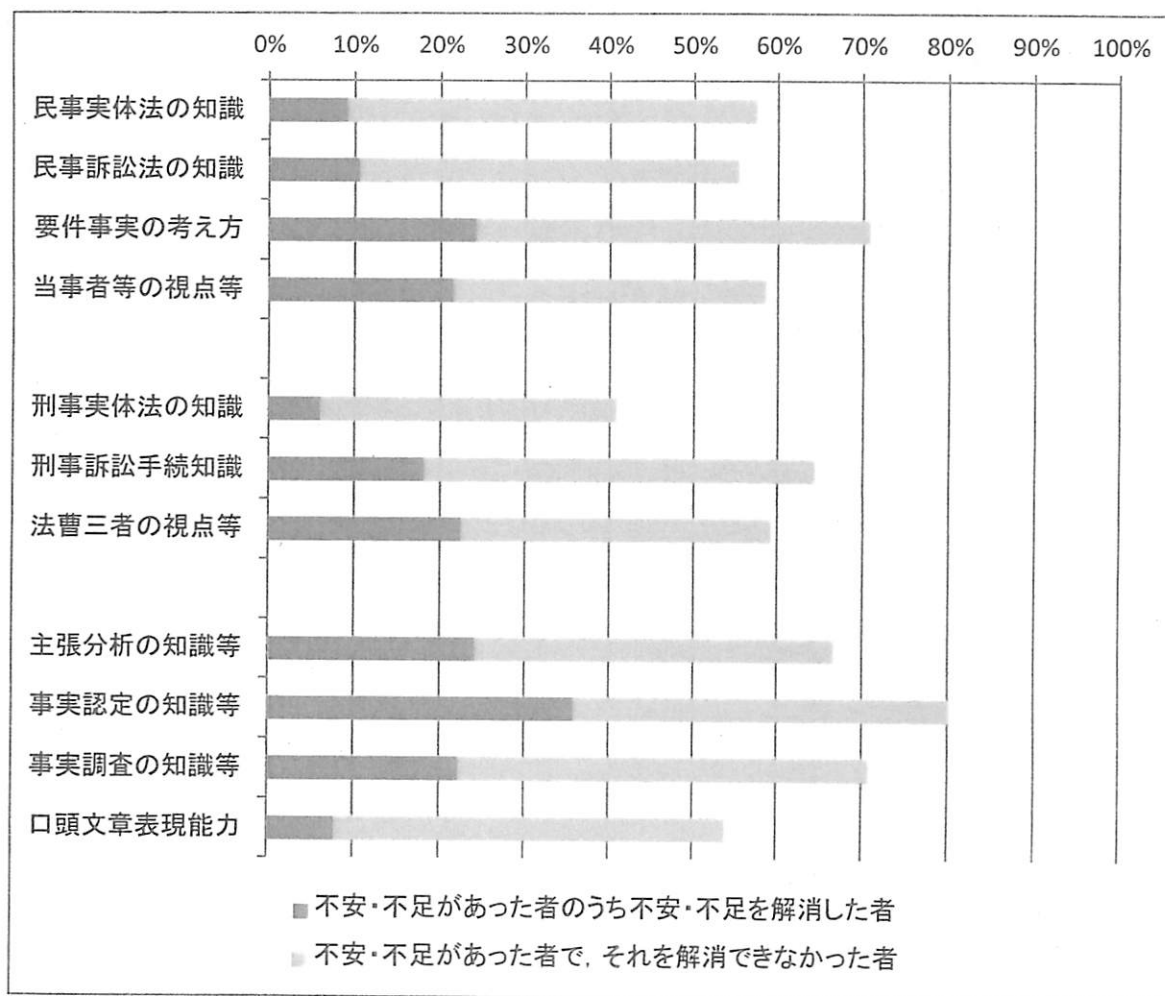
な説明をすることが求められる。刑事裁判教官室では、このような視点から、起案の評価において、個々の証拠や事実の持つ意味合いや重要性を見極めつつ、どの程度ポイントに絞った具体的かつ論理的な論述ができているかを重視するようにしてきている。

導入修習の実施結果について

- 第68期司法修習生に対し、導入修習終了時にアンケート調査を実施した。
司法修習生1762人中1692人が回答（回収率96.0%）。
- 導入修習前から、あるいは導入修習中に不安・不足を感じていた者と、導入修習により不安・不足が解消した者の率

【全体】

(図表1)

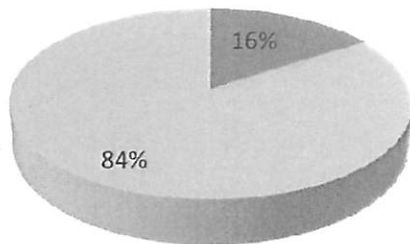


【各知識・能力について不安・不足があった者の不安・不足解消率】

〔民事系〕

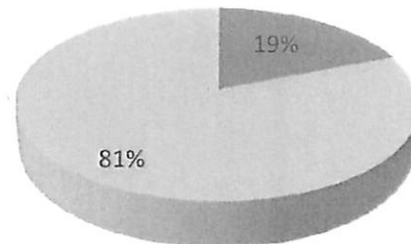
(図表2-1)

民事実体法の知識



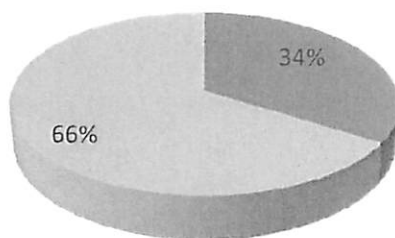
(図表2-2)

民事訴訟法の知識



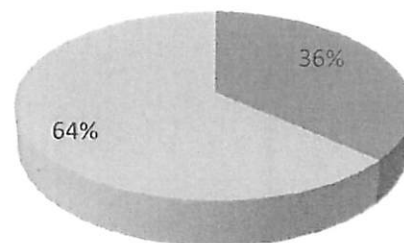
(図表2-3)

要件事実の考え方



(図表2-4)

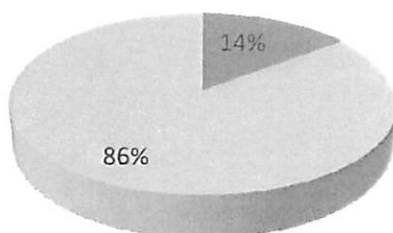
当事者の視点等



〔刑事系〕

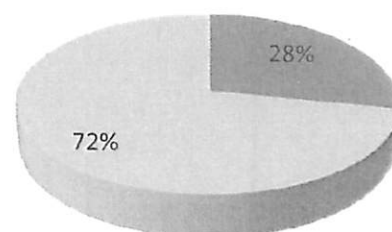
(図表2-5)

刑事実体法の知識



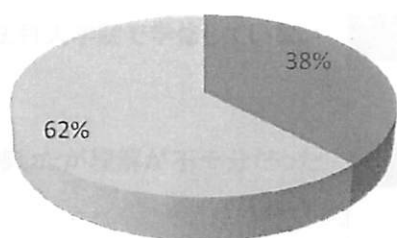
(図表2-6)

刑事訴訟手続知識



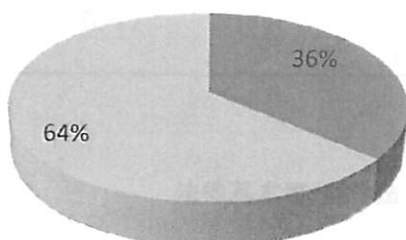
(図表2-7)

法曹三者の視点等



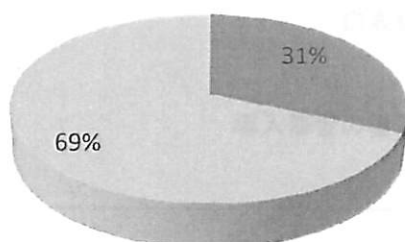
[民事系・刑事系共通]
(図表2-8)

主張分析の知識等



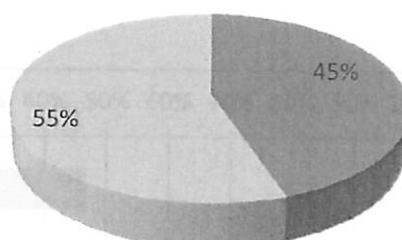
(図表2-10)

事実調査の知識等



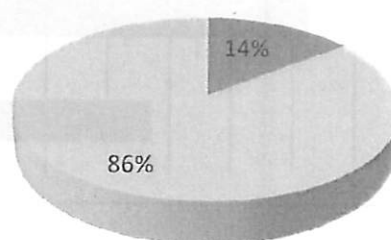
(図表2-9)

事実認定の知識等

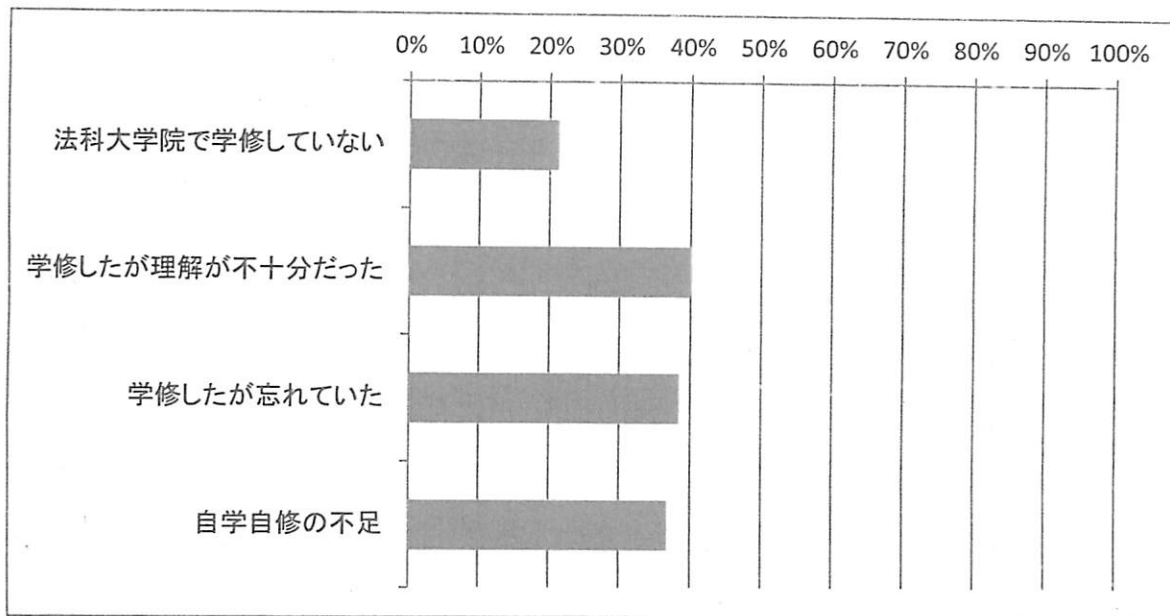


(図表2-11)

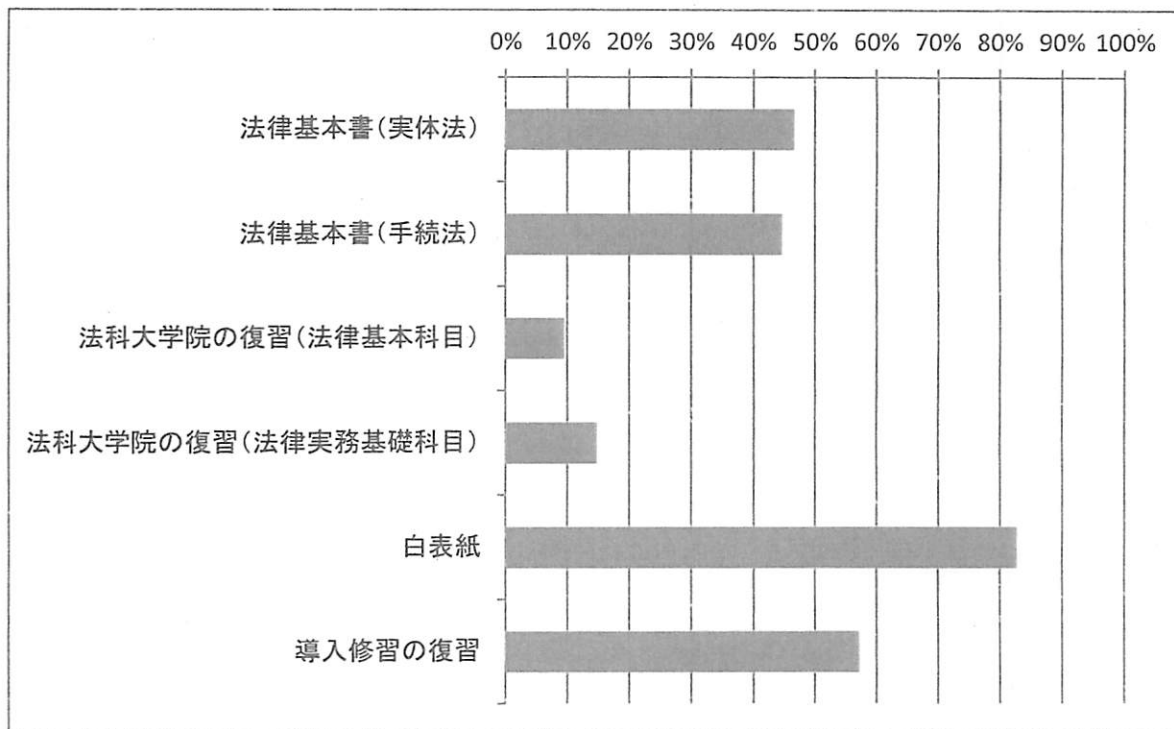
口頭文章表現能力



○ 能力・知識が不足していた理由
(図表3)

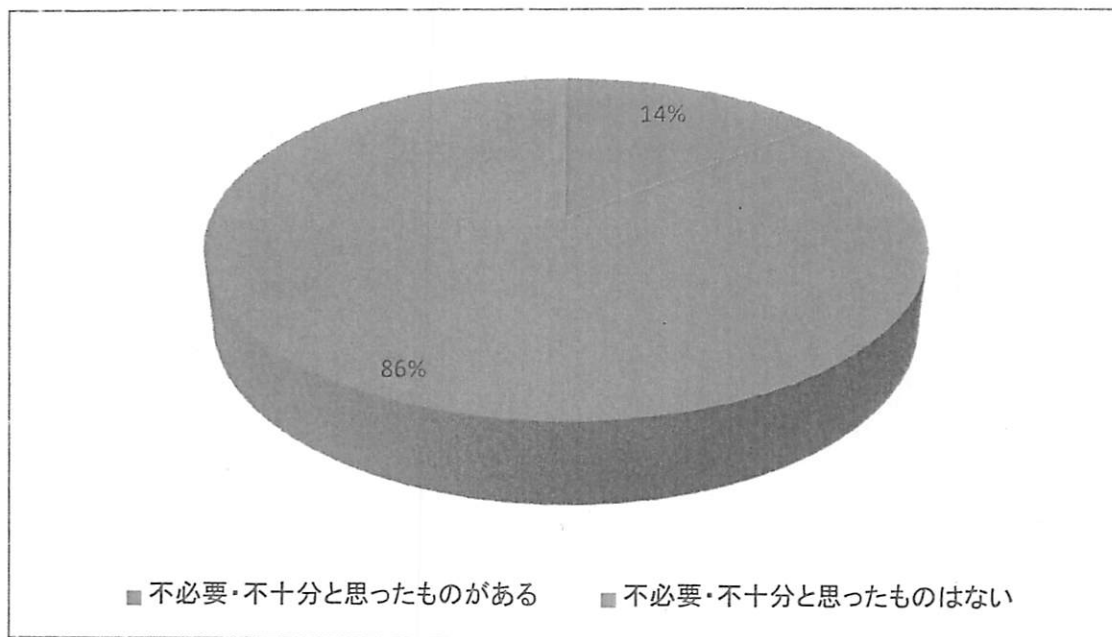


○ 自学自修の取組
(図表4)



○ 導入修習のカリキュラムのうち、必要性を感じなかったもの、内容や構成が不十分と感じたものの有無

(図表5)



平成 27 年 2 月 27 日
司法修習委員会幹事会
ワーキンググループ

幹事会ワーキンググループにおける検討結果

1 分野別実務修習について

【総論】

第 67 期司法修習生の第 1 クール（平成 25 年 11 月 27 日～平成 26 年 1 月 31 日※）実務修習結果簿に基づき、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護の各分野の修習の実情を分析し、分野別実務修習ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の趣旨に沿った実施や各分野別実務修習を更に充実させるための具体的な工夫を検討した。

※ ガイドラインの発出時期との関係については、民事裁判は発出後であるが、刑事裁判は発出直後、検察・弁護は発出前である。

【各論】

① 民事裁判修習

【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定が問題となるもの 2 件を含む、4 件以上を起案。
- 非訟事件のうち破産事件について、東京・大阪等では、分野別実務修習中に取り上げられておらず、選択型実務修習においても、募集人数との関係で、希望しても履修できない司法修習生が多数存在。

【充実のための工夫】

- 起案の件数のみならず、ガイドラインの他の項目を含め質的な面での充実も更に図っていくため、司法修習生指導担当者協議会（指担協）等を活用して、実務庁への働き掛けを行う。
- 東京・大阪において、破産事件について、選択型実務修習での提供プログラムの一層の充実を図る（後述）。

② 刑事裁判修習

【実情の分析】

- ほとんどの司法修習生が、事実認定起案について 2 件以上を起案。起案総数については、4 件以上を起案した者が約 6 割。

【充実のための工夫】

- 指担協などを通じて更なる実情の把握に努め、刑事裁判修習の充実の観

点からガイドラインの記載の明確化なども含めて検討した上で、その趣旨・目的に即した修習が実現できるよう、実務庁への働き掛けを行う。

③ 検察修習

【実情の分析】

- 捜査実務修習については、8割以上の司法修習生が3件以上の事件を担当。
- 公判実務修習が十分に行われていない司法修習生が一部に見られた。

【充実のための工夫】

- 指担協の場等で、ガイドラインの周知徹底を図り、ガイドラインに沿った検察修習の実現を目指す。
- 公判実務修習において、公判手続の傍聴に止まらず、証拠の整理や、冒頭陳述、論告等の起案をさせるといった取組が進められている。

④ 弁護士修習

【実情の分析】

- 修習の内容や法律相談・起案等の件数にかなりバラツキが生じていた。
- 民事弁護について、法律相談を6件以上、起案（裁判所提出の主張書面以外の文書を含む。）を3件以上した司法修習生がそれぞれ約8割いた一方、法律相談・起案件数が0～1件に止まる者も一部に見られた。
- 刑事弁護について、弁論要旨等の起案の経験のない司法修習生が相当数見られた。

【充実のための工夫】

- 各指導担当弁護士にガイドラインの趣旨・目的が十分に理解されるよう、弁護実務修習指導に関する連絡協議会や指担協などにおいて、ガイドラインの周知徹底を図っていく。
- 規模や業態等の異なる弁護士事務所に所属する指導担当弁護士であっても、ガイドラインに沿った修習が実施できるようにするため、複数の指導担当弁護士間で協力したり、修習期間中に修習の実施状況を共有するなどの工夫例等を紹介する文書を発出し、各弁護士会に周知した。

2 実務修習結果簿の書式の改訂

ガイドラインに即した実務修習の実現を促すことにつなげ、実務修習の状況を的確に把握することもできるようにするため、書式を改めた。

3 選択型実務修習について

更なる充実を図るため、以下のような取組につき、三者それぞれにおいて、検

討を進めることになった。

① 全国プログラムの拡充

- 法務行政プログラムの受入人数を拡大する。
- 国の機関におけるプログラムを新設する。
- 自治体、企業、福祉の各分野について、受入先を拡大する。
- 過疎地域の公設事務所等における修習について、受入人数や受入先の拡大を図る。

② 個別修習プログラムの拡充

【裁判所提供プログラム】

- 東京・大阪において、新たな破産コースを設ける。
- 大規模庁において、専門部・特殊部におけるプログラムの増設や受入人数の拡大を図る。
- 司法修習生の多様なニーズに対応し、選択の幅を広げるため、比較的短期間のプログラムを設ける。
- 中小規模庁において、民事・刑事・家事・少年といった異なる分野にまたがる総合的なプログラムを設ける。

【弁護士会提供プログラム】

- プログラム提供数の少ない弁護士会において、その実情に応じて、プログラム提供数を増やす。

【裁判所・検察庁・弁護士会間での調整】

- 各地の裁判所・検察庁・弁護士会がそれぞれ提供する個別修習プログラムのうち、応募者等の多いもの等について、実施時期をずらすなどして、応募可能プログラムを増やす。

以 上

2 問題点を検討した手続傍聴

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
1	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
2	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
3	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
4	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
5	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
6	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
7	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
8	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：

番号	事件名／手続の種類	検討事項及びその結果概要
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：
	事件名： ☐ 裁判員裁判対象事件 ☐ 公判前整理手続 ☐ 公判審理 ☐ 評議 ☐ その他〔 〕	検討事項： 検討結果：

- ※ 傍聴の前後に問題となる事項を検討した事件に限って記載すること。
- ※ 該当する☐をすべてチェックすること。手続の種類で「その他」をチェックした場合には、その右の〔 〕欄に具体的な手続の種類を記載する。令状手続は3に記入する。
- ※ 欄が足りないときには、この頁の書式をコピーして記入の上綴り込むこと。

3 令状事務

項 目	検討事項及びその結果概要

- ※ 項目欄には、「令状実務に関する講義」「勾留請求記録の検討及び勾留質問手続の傍聴〇件」などと、修習の種類を具体的に記載する。ただし、勾留質問手続の傍聴については、記録を読んだ上で問題点を検討して傍聴に臨んだものや傍聴後手続等の問題点について検討したものに限ってその件数を記載する。
- ※ 令状事務に関して起案を行った場合には1に記載する。

4 模擬裁判

事件名／手続の種類	役割及び問題となった事項の概要
事件名： ☐ 公判前整理 ☐ 公判 ☐ 評議 ☐ 判決	☐ 検察官 ☐ 弁護士 ☐ 裁判官 ☐ 証人 ☐ 被告人 ☐ その他 問題となった事項：
事件名： ☐ 公判前整理 ☐ 公判 ☐ 評議 ☐ 判決	☐ 検察官 ☐ 弁護士 ☐ 裁判官 ☐ 証人 ☐ 被告人 ☐ その他 問題となった事項：

- ※ 該当する□をすべてチェックすること。
- ※ 選択型修習における模擬裁判プログラムはここに記載しないこと。

5 その他

項 目	検討事項及びその結果概要

※ 項目欄には「問題研究」「書記官事務に関する講義」など、修習の内容が分かるように記載する。

※ 修習生が自主的に行う勉強会において裁判官から協力・指導等を得た場合には、その旨が分かるように記載する。